第四章　学校法人日本体育会への改組と発展

第一節　学校法人日本体育会への改組

昭和十五年四月一日に社団法人日本体育会から財団法人日本体育会に改組・転換を図った日本体育会は昭和二十六年三月七日をもって、再度、〝学校法人〟日本体育会へと改組・転換を図る。この学校法人への変更は昭和二十四年十二月十五日に法律二七〇号をもって制定された『私立学校法』に基づくものであるが、財団法人の一つの形態であることには変わりはない。しかし私立学校の設置を目的にしている法人はこの私立学校法第三章に定められた「学校法人」に関する規定に従って、その改組・転換を図ることが義務づけられたのである。この学校法人への改組に財団法人日本体育会理事長として立ち会ったのが、学校法人日本体育会の初代理事長となる米本卯吉であった。そこで、本節ではまずもって社団法人、財団法人、そして学校法人の改組にあたって主役を演じ、なおかつ戦前・戦後の本会苦難の時代を支えてきた米本卯吉という人物を取り上げ、氏の功業を浮き彫りにする。本会が存続したればこそ、戦後の教育改革に基づく法人の改組を本会が経験し得たからである。さらにこれを受けて、学校法人への改組を取り上げ、その当時の本会の資産についても言及することにしよう。

第一項　初代理事長　米本卯吉　の功業

昭和十四年十一月九日に二荒芳徳伯爵とともに本会の経営に着手した米本卯吉翁は昭和四十九年七月六日に八十八歳の生涯を閉じるまで、本会の経営の中心に位置し、その発展に大きく与かった。日本体育会百年の歴史のなかで、その経営におよそ三十五年も従事し、しかも、本会を代表する理事長の職を二十三年も務め上げている。敗戦後の本会の再建に当たって、本会財政の建て直しは実質的には二荒会長に代わって米本総務理事が担当していることからすれば、四半世紀もの永きにわたって本会を代表し続けたのである。この間、多くの事業に着手し、本会の学校経営の範囲を拡大させた。常陽中・高等学校の廃校を除けば、その経営する学校の数と規模は拡がり、日本体育会傘下の一大学園を築き上げている。日本体育大学・日体荏原高等学校・日本体育会荏原中学校・日体保育科・日本体育大学女子短期大学・日体桜華女子高等学校・柏日体高等学校・浜松日体高等学校・日体幼稚園・日体柔整専門学校などの諸学校は、米本卯吉理事長時代に開校をみたものである。米本卯吉の学校教育によせる熱意をここにみることができよう。

それでは、本会の窮状を救い、一大学園を築き上げた　米本卯吉　とはどのような人物であったのであろうか。次に、翁の履歴・経歴の一端を覗いてみることにしよう。

米本卯吉履歴・経歴（抄）

明治二十年六月二十日　東京都江戸川区三丁目五〇番地にて誕生
三十九年三月　東京府立第三中学校卒業
四十一年三月　明治大学中退

四十四年四月　セントラル自動車合資会社設立
大正六年五月　島根県江津製鉄株式会社社長
八年四月　自動車卸商経営
十一年四月　少年団日本連盟（現ボーイスカウト日本連盟）結成に参画
十五年五月　少年団日本連盟理事（昭和四十九年七月現在、顧問）
昭和四年六月　東京市公民選出学務委員（至、十六年六月）
六年三月　日本コンクリートポール株式会社監査役（至、二十二年一月）
十四年十一月　社団法人日本体育会総務理事（至、十五年三月）
十五年四月　財団法人日本体育会総務理事（至、二十三年二月）
二十二年十一月　東宝株式会社取締役（至、二十四年八月）
二十三年三月　財団法人日本体育会理事長（至、二十六年三月）
二十四年四月　丸谷証券（現丸一証券）株式会社取締役社長（至、四十九年七月）
二十四年九月　東宝株式会社取締役社長（至、二十五年八月）
二十四年十一月　東京都競馬株式会社取締役
二十五年九月　東宝株式会社取締役会長（至、三十年九月）
二十六年三月　学校法人日本体育会理事長（至、四十九年七月）
二十六年十一月　大井興業株式会社取締役（至、四十九年七月）
三十年一月　東宝芸能アカデミー校長を経て、名誉校長（至、四十九年九月）
三十四年六月　東京都競馬株式会社取締役会長（至、四十九年七月）
三十四年八月　株式会社静岡相互銀行取締役社長（至、三十八年二月）
三十五年四月　全日本観光開発株式会社取締役社長（至、三十八年五月）

四十年十一月	勲三等旭日中綬章、叙勲
四十二年二月	財団法人日本体操協会顧問（至、四十九年七月）
四十二年六月	財団法人東京都体育協会副会長（至、四十八年三月）
四十四年三月	株式会社東京サーキット取締役を経て、取締役会長（至、四十五年十二月）
四十五年九月	株式会社東京サマーランド取締役（至、四十九年七月）
四十九年七月六日	入寂、行年八十八歳
四十九年七月十二日	学校法人日本体育会葬儀、日本体育大学にて執行
四十九年七月十五日	従四位に叙せられ、銀杯を下賜される

以上は学校法人日本体育会初代理事長の豊かなる経歴の一部に過ぎないが、この履歴・経歴から事業家としての米本卯吉像と教育家としの米本卯吉像が浮かび上がってくる。この点に関して今一歩立ち入り、その功業を垣間見ておきたい。昭和四十九年七月九日、本会常務理事の本島寛は理事長代行として奥野誠亮文部大臣に対して「死亡者叙位叙勲申請書」を提出した。この申請書類の一つに〝功績調書〟が添付されている。この功績調書は「社会教育振興に対する事績」「社会体育振興に対する事績」「日本体育会の経営による体育教育及び社会体育の振興に対する事績」「高等学校教育及び幼児教育への事績」「公職及び体育界への事績」「学校整備の為の財政上の特質すべき事績」の項目からなり、さらに〝参考別紙〟として「（本会傘下の学校の施設）施工工事表」が添付されている。これらの書類は米本卯吉翁の社会的な評価を映しているので、次に掲げておくことにしたい。なお、当該の功績調書は昭和四十九年七月現在であり、左に引用の調書は〝案〟である。

功績調書

一、社会教育振興に対する事績（自大正十一年四月　至現在）

後藤新平等と協力し少年団日本連盟を設立、理事、総務理事としてその組織化、財政面で活躍し、その発展に尽し、今日見るボーイスカウト日本連盟の基礎を確立し死の直前に至るまで顧問として尽力した。

二、社会体育振興に対する事績（自昭和四年六月　至現在）

健康と信用とは人間の宝という信念をもって青少年の社会体育の重要性を早くより認識し、その振興に務め、ことに昭和十四年十一月二荒芳徳と当時経営困難にあった社団法人日本体育会の理事に就任、その再建に努力するかたわら、死の直前に至るまで社会体育の振興にその精魂を傾けた。

ことに昭和三十九年十月開催されたオリンピック東京大会に当ってはその資金の調達及び競技実施にその経営する体育大学を挙げて尽力し、その功績は体育界の等しく認めるところとなった。

この社会体育に尽くした功績により昭和四十年十一月　勲三等旭日中綬章を授与された。

三、日本体育会の経営による体育教育及び社会体育の振興に対する事績（自昭和十四年十一月　至現在）

（一）学校法人日本体育会の発祥は明治二十四年八月日高藤吉（日高藤吉郎のこと、引用者注）が東京市牛込区に体育会を創立し、神田区に第一体育場を設立、体操科教員の養成（練習の場を提供、引用者注）を開始したことに始まる。

翌年日本体育会と改称、体操練習所を創設、皇室よりも恩賜金下賜の光栄に浴した。明治二十四年社団法人日本体育会に改組（明治三十四年九月改組、引用者注）、逐年発展し、明治三十八年には荏原中学校を併設、中学校教育にも努めた。昭和十年一月火災のため体操学校焼失、現在地にその再建を計ったが経営は極めて悪化していた。その最中の昭和十四年十一月理事に就任その再建に着手した。翌

年社団法人を財団法人に改組、総務理事としてその経営の総括に当り、昭和十六年には早くも体操練習所（体操学校を指す、引用者注）を日本体育専門学校に発展させた。

（二）その経営手腕により順調に発展していたところ昭和二十年四月空襲により専門学校校舎と法人事務所を全焼、全く再建の日途立たぬ窮状に立つや、土浦海軍航空隊跡の利用を画策、これに成功し、昭和二十一年四月早くも授業を開始させ、昭和二十三年三月理事長に就任した。昭和二十四年三月には日本体育大学設立認可、昭和二十八年三月女子短期大学をも新設、財団法人日本体育会も学校法人として認可（昭和二十六年三月認可、引用者注）され、引き続き理事長として大学施設の整備、財政の健全化に努め、今日に至った。

これを要するに日本体育会の継続と発展とは本人の理事、理事長としての苦心の結果と言うべきである。

この間多くの卒業生を送り出し、教育の場あるいは一般社会において国民の体育の振興に寄与せしめている。

なお、小・中学・高校・社会人の集いに教員又は学生を積極的に派遣して広く社会体育の振興にも尽して来た。

四、高等学校教育及び幼児教育への事績（自昭和三十年三月　至現在）

幼児教育への社会の要請に応えて昭和三十年三月には幼稚園を新設した。また良き母親を社会に送り出すべきという信念に基き、昭和三十三年三月都内に桜華女子高等学校を新設して女子高校教育に努め、その成果を挙げつつある。

また高校入学志望者の増加に伴い、公立不足のため市当局、市民の窮状にあることを聞くや、昭和三十五年三月千葉県柏市に柏日体高等学校を、昭和三十七年三月には浜松日体高等学校を新設して高等学校教育に努力した。

施行工事表

昭和49年7月9日現在

施行年月日	学校別	工事名	㎡数	金額
40. 4. 1	浜松日体高校	本館第3期工事	914㎡	27,836千円
42. 7. 31	〃	プール(50 m)		31,800 〃
40. 3. 31～44. 2. 28	日体桜華女子高校	校舎1期～4期工事	4,472〃	148,669 〃
48. 7. 30	〃	合宿所	363〃	23,129 〃
49. 3. 29	荏原日体高校	第2体育館	1,527〃	154,050 〃
43. 4. 30～46. 7. 8	日本体育大学	本館1期～3期工事	13,216〃	954,589 〃
43. 11. 4	〃	健志台グランド	95,587〃	553,480 〃
40. 7. 5	〃	トレーニング研究室	610〃	28,030 〃
43. 1. 31	〃	男子2寮	741〃	46,900 〃
計			117,430㎡	1,968,513千円

五、公職及び体育界への事績（自昭和四年六月　至現在）

（一）昭和四年六月より昭和十六年六月まで三期東京市民選出学務委員として公教育の実施に尽した。

（二）昭和四十二年二月より死に至るまで財団法人日本体操協会の顧問として尽した。

また昭和四十二年六月より昭和四十八年三月まで財団法人東京都体育協会副会長として都下体育振興の為、尽した。

六、学校整備の為の財政上の特筆すべき事績

現在私学のほとんどが財政窮迫の中に学校を経営している。日本体育会もその例外ではないが、理事長の手腕はよくこれを切り抜けて既述の如くその整備を進めて来た。昭和四十年以降最近十年間においても別紙（前頁「施行工事表」、引用者注）のような実績約二十億を挙げているが、これも一にかかって理事長の手腕と努力によるところである。

かくして、故米本卯吉理事長の叙勲は昭和四十九年七月十二日に文部省官房人事課より〝従四位に叙せられる〟旨、および〝銀杯を下賜される〟旨、進叙の内達があり、同年七月十五日に米本正喪主に叙位・銀杯の伝達がなされた。しかし、右の叙位・叙勲申請のために起案された功績調書は米本卯吉の生前における事業並びに経営に関する功績が謳われたものであるが、日本体育会が申請母体となっていることから推せるように、本人の功業は学校教育および社会教育が中心となって認められたにすぎない。ために、人間米本卯吉に関する側面はその調書から見出すことができないといえよう。そこで、次に米本卯吉翁の人となりを見つめてみることにしたい。この側面を欠いたならば、事業家としての米本卯吉が何故に落日の日本体育会の再建に情熱を傾け、さらなる発展に尽力したの

かを知ることができないからである。この関心に恰好の材料を提供してくれるのは、昭和二十八年に菱山辰一によって認められた「米本卯吉論」である。そこで、多少長くなるが、次に引いておくことにしたい。なお、この一文は産業界関係の雑誌に掲載されたようであるが、その出典については未だ詳らかではない。

一

わが国では株式界の人々を『島の人』としてバカにする傾向がある。そのくせ、会社重役はひそかに株をやつて金もうけに狂奔している。それも大がい自分の会社の株を売買して金もうけをする。というのは材料を世間より早く知つているからである。

と同時に今日手取りばやく金をもうけるには株が一番早い。戦後の金持の十人の中の九人まではヤミやインフレでもうけた金を消費せずに株に投資した連中である。つまりインフレの作用が一番おそくはたらき、割安だつた株によつて、名目的財産を増殖し、それの処分によつて大きな金をつかんだからで、この二、三年における株の上昇は資力をもつている人々に幸いした。また株をやつている連中のなかから、いろいろな事業をおこし、また経営する人々がかなり出てきている。これを従来の財界に育つた連中が白眼視したり、蔑視したりするのである。

株屋の中から戦後事業界へ出た人々には実力者がいることは争われない。その中の代表として東宝映画会長、和光殖産会長、東京競馬取締役などの重役をやつている丸谷証券社長米本卯吉がいる。この人は実に変物である。世間ではあまり知らないが、株屋というよりも、ボーイ・スカウトと切り離すことができない人で、一種の社会教育家として世間に名がとおつている。ボーイ・スカウトの運動には殆ど半生を傾けている。最高顧問の地位にある。そのほか日本体育学校（日本体育大学のこと、引用者注）をはじめ、二三の学校経営にも関係している。実業家、特に『島の人』だといつて片ずけられない器用人なのである。

二

彼は明治廿年六月、東京郊外の南葛飾郡江戸川堤の一農家に産声をあげた。府立三中を経て明大に学ぶうちに当時青年羨望の的であつた洋行を志した。大学を中退（明治四十一年三月に卒業、引用者注）して単身アメリカへ渡航、スチユードベーカー自動車会社に入つた。まもなくしてその代理店の権利を取つて帰国した。さつそく銀座教文館内にセントラル自動車合資会社を設立、最初の事業に取り組んだ。しかしあまりにも莫大な設備費がかかつたので事業に失敗した。これが彼のてがけた幾多の事業の中でたつた一ツの失敗であつた。ケイ眼の彼はごく小資本でできる自転車販売事業に身を転じた。これが当つて成功を収めた。政治ずきのかれは京橋区会議員に選ばれた。これが社会へかれがその第一歩を踏みだした契機である。

区会議員として彼はその熱意が買われて東京市公民学務委員にあげられ、市の教育行政に専念すること十数年に及んだ。〝私設教育局長〟といわれるまで腕を揮つた。ことに当時名東京市長として鳴らしていた後藤新平に可愛がられ、その秘書を務め、出世のきつかけをつかんだ。諸外国を遍歴したのもその関係であつた。いつも帰国の度毎にいろ〳〵な動物を日本へ持ち帰つて、上野動物園に寄贈した。外国の動物を提供するなど彼の子供に対する愛情は大したものであつた。

後藤新平の感化影響もあるが、昭和の半ば頃わが国ボーイス・カウトの創始者の一人として当時の子爵三島通庸伯爵二荒芳徳らと共にわが国にこれを移し、発達させた。ロンドンの世界大会には初めて代表を率い参列した。コンノート殿下の御前演奏に日本古来の尺八を吹いた。参列者からさかんなカツサイを博した。頭のよく動く彼はこんなところにも非凡な国際的外交手腕を示した。だから生みの親として現在なおボーイ・スカウト日本連盟の最高顧問にあるゆえんである。

彼は有為の人材養成には、まず健康第一と考え、財団法人日本体育協会（財団法人日本体育会の誤り、引用者注）の理事長として青少年の体育に力をつくした。現在でも日本体育大学々校長（誤記、引用者注）、荏原中学高等、茨城県常陽高等学校等の経営に当つている。スポーツでは相撲界の発展に力瘤を入れ出羽海部屋の顧

問として木戸御免のい、顔である。

三

実業界においては全くの素人であるといつてもよい。だが、一つの事業へ乗りだすまでにはヂックリと考えて計画を練る。自信がつくまでなかなか手を出さぬ。だが一度乗り出したら〝土がなければ岩に根をはる〟といつた無茶な頑張りをやる。つよい信念と細かい用意、そして絶大な精力をもつて物事に当るといつたところ、実に彼の身上にほかならない。当の米本にいわせると『片手はソロバンを持つて全身全霊を事業に傾注し、仕事に没頭すれば、どんな難事業でも成功しないことはない。私のことを金で事業を起こすとか、あいつはトウシローだとかいうが、なる程素人には違いないが金で事業をなしとげたことは一つもない』と弁ずる。『私は自分の信念で生きる。他人に世話になつたことがない。つねに自力独行で世の中を渡つてきた。だから事業を起す場合でも自分に自信がつけば誰とも相談せずに自分の意思をなしとげる』このあたり、彼がもつと周囲の専門家の意見を十分取り入れて欲しいところである。

『とかく私は素人という立場から社長就任の話がある度にほとんどまわりが反対する。それでも、仕事をやつているうちに米本、米本とたててくれるのは結局この信念のせいだ』これが彼の成功哲学である。なる程彼には側近者は余りみあたらない。乾分（幹部の誤植、引用者注）がすべて信頼しきつているのは、この彼の信念そのものであろう。

彼がなしとげた事業はいろいろある。多摩川水道、大正六年には島根県の江津製鉄所の社長を経て昭和六年日本コンクリートボールの監査役をつとめた。各方面に事業関係をもつたが、彼の実業界入りの動機として伝えられている挿話がある。それはボーイ・スカウトと関係しているうちに彼の実行力をみとめられ、興銀総裁だつた結城豊太郎から実業界に入つたらどうかといわれた。結城からおちつく先まで選ばれたが、結城の推薦先には行かなかった。だが、その暗示で自分の往く道を自ら切くつも開りで（切り開くつもりで、の誤植、引用者注）実業界に入つた。つくづく考えた末、性にあつた事業は証券業だときめた終戦直前、丸谷証券の客と

なつているうちに、彼は昭和廿一年投資関係で、丸谷証券の取締役に入つた。その頃証券界は文字通りの大不況にあえいでいた。四大証券を始め各社とも数億の借財に苦んだ。丸谷証券も整理のため、社長萩原順太郎の退陣となつた。前経営者の失敗の後をついで同廿四年四月伊藤専務との合意の上、米本が社長の椅子を引継いだ。彼は社長に就任するとともに現業の重役陣の反対を押し切つて金子を営業、橋本を総務、高野を経理にそれぞれ部長にし伊東氏を常任監査にして各部署をかためた。そして米本社長自ら陣頭指揮を行つた。このためシンタン族は不平タラ〳〵であつた。しかし彼の信念と実行力に次第に信頼感を寄せた。いまはすつかり整理によつて経常を立直して銀行方面にも大いに買われ、微動だにしない中堅証券会社になるにいたつた。

四

戦後わが世の春をうたつていた映画演劇界は廿三年―廿四年にかけてドツヂラインのデフレ旋風に見舞われ、また洋画の圧迫をうけてどの会社も青息吐息の状態にあつた。東宝は戦後三回にも及ぶ争議の影響と新東宝分離の不手際で、文字通り崩壊の寸前にあつた。そこで東宝の抜本的再建策として、東宝と新東宝の合併を前提に両者の経理を共同計算制とする「東宝再建企業整備刷新案」が当時の渡辺東宝社長と佐生新東宝社長によつて提言された。これが東宝内部の小林一三系の一部重役の猛烈な反対に遇つた。そこで渡辺社長をはじめ東宝重役陣は総辞任すると同時に、これがきつかけとなつて新東宝は独立し、絶縁状を東宝に叩きつけた。これに対し東宝は製作前渡し金を口実に新東宝映画の仮処分を東京地方裁判所に申請した。こゝに五ケ月余に亙る両社の法廷争いが展開された。この紛争は両社をして極度に疲れさせた。双方とも経営の屋台骨がぐらつき始めたのは必然であつた。そこで同廿四年現在の帝劇社長秦豊吉から米本に一ツ映画事業をやつてはどうかと話があつた、彼はそれまでに昭和廿二年形ばかりの東宝の取締役をしてはいたが映画界とは全くの縁なき衆生であつた。それだけに映画事業のなんたるかを理解しないヅブの素人だと、世間からさんざんに悪口を言われたのである。米本としては丸谷証券の再建もいちおう目鼻がついたので、熟考を重ねた上、前社長渡辺銕蔵のあとを襲つて、混乱の渦巻にあつた東宝の新社長の椅子についた。この時彼は丸谷証券の重役達に向つて、もし俺

が失敗したら腹を切つてみせると、悲壮な決意のほどを示して、映画業界に飛込んだということが伝わつている。斗志に燃える彼は新東宝との戦争に浮身をやつした。怪刀乱麻を断つ彼の経営的才腕は佐生新東宝社長との直接交渉を開始し、急転直下、事態を解決した。東宝は自主配給を開始した。しかしこの紛争をつゞけているうちに、邦画五系統の乱立による各社の共喰い戦の激化、滞納入場税強制徴収の全国的旋風、脱税防止完遂を期する地方税改正案などによつて、東宝は当面の懸案を解決したものの、ついに十二億の巨額借金を背負つてしまつた。そのうち三分一は日歩十九銭何厘かの高利であつたから、これでは経営が成立つはずがなかつた。自主製作はしても整理の不徹底と作品の不振から配給の収入は低下の一途を辿つた。ために東宝の株はさがり、倒壊の一足手前まで追いこまれた。そこで彼は大胆不敵にも千三百人の大量首切りを断行した。このように東宝に起死回生のメスを加えたが、彼が勇断をやつたのは社長になる前に体当たりの覚悟をきめていたからであろう。彼が経営者としての抱負は何をおいても赤字退治である。それには冗費の節約、実費の増額を第一の条件にあげ、それで月五百万円は節約でき、月一千万円の黒字は可能だと確信した。人情家ではあるが、彼は事業に対してはいささかも容赦しない。仕事すができない人間は駄目だといい切つた。公私を区別する非情な精神が結局物をいう。『事業は金でなく人である。これは明かな真理だ。赤字退治には一番安易な方法は人員整理で、これに最も重点を置いた』というのは彼の経験からだした結論であつた。こうして千三百人の首切りによる人件費の節減によつて経営の刷新をはかつたが成果は急には現れず依然業績は低下を辿つた。廿五年九月末、定時総会で抜本的再建策として、一三の長男小林房雄を新社長に迎えて、米本は同会長の席についた。また東宝に安定経営の一つとして東映との提携をはじめいろいろな手を打つた。映画製作も大作重点主義を採つた。その結果、廿六年度上期からは漸次ヒットが連打された。ようやく戦後五ケ年にわたつたスランプから脱することができたのである。

米本が社長を辞任したあと、小林社長が彼を会長の椅子に置くことをよろこんだのは、彼の業績と実行力とを買つたからである。それに東宝の経営が立直つたといつても収入の面はちつともふえていない。彼の抜本的

人員整理が冗費の節約となつて今日の黒字経営の土台をなしたからである。

彼はまた資本一億円の東京競馬の創設者の一人である。今日の国際ダービーをつくりだした人でもある。かれの着眼は非凡であり人の意表に出る。いま彼の経営している事業は実に十数会社に及んでいるが、御本人の性に合うといおうか世界の景気変動がぴんぴんと響く証券街が彼にとつては一番気持のよい安住の地であるようである。再び丸谷証券の社長として、兜町に陣取り、相変らず陣頭指揮をやつている。虎視タンタンとして、投機をしている姿は六十六才の老人とも見えず、なかなか精悍である。

事業家としての米本卯吉翁の顔と、教育家としての米本卯吉翁の顔とは、当然の如く異なっている。それを知らしめてくれるのが右の一文であろう。ボーイスカウトという社会教育に従事している時に垣間見せた翁の姿は、そのまま兜町街での研ぎ澄まされた証券マンの姿ではない。何れが翁の真の姿であるのかを問うことは愚問である。要するに、教育に関する事業であれ、会社経営に関する事業であれ、その事業の成功は翁自身の一本気な性格にあったといえる。これと決めた事業に対しては信念をもって取り組み、成功するまで決してその努力の手を緩めなかった。日本体育会の再建もこうした信念のなせる業であった。ボーイスカウトを通して教育の遠大さを悟り、その教育の核に〝健康〟を据え、さらにその健康の有効な手段として〝体育〟を重視したことが、日本体育会の経営に参画する契機であったといえそうである。しかし、長きにわたって本会の経営に従事した理由はそのことだけではなかった。〝この人を信じて、たとえ地獄たりとも付き従う〟という翁自身が一貫して通してきた生きざまを見逃すことはできまい。

昭和十四年十一月に本会の経営に参画した米本卯吉は、少年団日本連盟（ボーイスカウト）の創設とその発展に

共に従事してきた二荒芳徳伯爵を支えるために本会の理事を引受けたといえる。というのは、昭和十四年十二月十三日に日本体育会体操学校の同窓生からなる新々会が〝米本総務歓迎会〟を開催しているがこの席上で米本は「新会長二荒伯爵の下にあつて、若し伯爵の面目を傷つけるやうなことがあれば、私は生を此の世に断つ考えである」（『国民体育』昭和十五年一月号）と述べているためである。この〝二荒芳徳伯爵あっての私〟という考えは一貫して変わることがなかった。敗戦後の昭和二十二年暮れに会長二荒伯爵が公職追放の仮指定を受けたことに対して、公職追放にあたらないとして陳情を重ねている。しかし、この陳情が受け入れられないことを悟った時点で、米本翁は公職追放の処分を受ける前に二荒伯爵に本会会長を辞任するように促し、自らも日本体育会から去ることをひそかに決意していたようである。しかし、事が事だけに辞任の意思表明の機会を逸している。二荒会長とともに本会の経営に着手したときに、社団法人を財団法人に改組し、体操学校を体育専門学校に昇格させ、さらに大学へと発展させると公約していたが、この公約はまだ果たせていなかったためでもあった。

このように翁の辞任の決意は日本体育専門学校の新制大学への昇格まで見送られたが、その昇格に尽力したことが逆に辞任できないという呪縛に陥れられる。その経緯は昭和二十四年三月二十六日に開催の理事会において、米本議長が次の如く開陳していることから知られよう。

> 此度日本体育専門学校が昇格して新制大学となつたことは喜ぶべく同窓のため慶賀の至りであります。本校は現在内容及設備何れも大学の基準に合つて居りませんから大いに努力して完全なものにしなければなりません。また差当り着手することは職員の陣容です。職員組織は共同責任を持つものでなければならない。施設は七百

万円を要する見込みです。

荏原中学校は蒲田に於て復旧することが将来発展を期する要件です。移築費は三百五拾万円を要します。従って両校に要する費用は壱千万余円となります。私は大学実現の暁、辞退する考えで居ったが、文部省は之を察知し、私が今後大学を育成していくという一札を入れさせました。私の後任者を求めることが至難です。他の人が代れば職員間に葛藤を生ずる憂がなりますから、お互に適任者を得ることに協力致したい。施設費の七百万円は住宅三棟の建築費に充当して宿舎を整備し気分よく赴任出来るようにしたい。体育大学として欠く事の出来ない生理衛生の施設は徐々に進行したい。校舎は百万円を投ずれば足りると思います。……後　略……

かくて、米本卯吉翁は二荒芳徳伯爵とともに公約した体育大学の設置を実現こそするが、このことをして逆に本会理事長職の辞任の機会を失うことになったのである。二荒伯爵と共に誓った公約を実現することで伯爵に礼を尽したことが、結果として本会のために自らの生涯を捧げることになったのである。教育家としての熱意と、事業家としての手腕が本会の窮状を救い、なおかつ発展させたといえよう。〝健康と信用は人生の宝である〟という翁の信念が今日の日本体育会の礎を築いたといえそうである。

第二項　学校法人日本体育会への改組と資産

日本体育大学の設立を達成した財団法人日本体育会は、後述の日本体育大学の深沢への復帰・移転を図るとともに、昭和二十六年三月七日に財団法人を改組して学校法人へと転換する。この改組・転換は既述したように『私立学校法』の制定（昭和二十四年十二月十五日、法律二七〇号）に伴う措置であった。私立学校法では〝私立学校〟

とは学校法人の設置する学校のことをいうと規定され、その第三章で学校法人に関する諸規定が定められている。したがって、学校の経営を主たる事業としてきた本会はこの法律に従わねばならなくなったのである。もとより、学校法人は財団法人の一つの形式に過ぎないのだから、寄付行為の骨子は基本的に変わるところがない。しかし、本会が掲げてきた〝目的〟および〝事業〟はその新しい法律の求めるところに沿って改正されねばならなかった。

財団法人日本体育会の寄付行為では本会の目的はその第三条で「本法人は体育に関する研究調査及びその普及発達並に指導をなすを目的とし、これに須要な各種の施設を営み、以て文化的国民を育成すると共に心身強壮にして明朗闊達な体育指導者を養成し、国民体位の向上に寄与することを期する。」と示されていた。また本会の事業として第四条で「体育に関する研究調査」「体育普及の施設及び講習会、講演会等の開催」「体育に関する図書及び雑誌等の刊行」「体育に志す友邦学生に対する補導」「日本体育大学の維持経営」「日本体育専門学校の維持経営」「荏原高等学校の維持経営」「日本体育会荏原中学校の維持経営」「常陽高等学校の維持経営」「常陽中学校の維持経営」が掲げられていた。

この財団法人の寄付行為に対して、学校法人日本体育会寄附行為では第四条の目的で「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、大学、高等学校、中学校を設置することを目的とする。」と定められ、第五条の〝設置する学校〟（財団法人の事業の項に相当）として「この法人は前条の目的を達成する為、左記の学校を維持経営する。一、日本体育大学、二、荏原高等学校、三、日本体育会荏原中学校」が示されている。この二つの寄附行為にみられる相違は学校法人としての日本体育会と財団法人としての日本体育会の違いを表わしているといえよう。本会の創立当初から掲げられてきた国民体育の奨励・普及は学校法人の寄付行為においてその姿を消し、学校の維持・経営の

みが残される形となったのである。したがって、この学校法人への改組・転換は本会の経営事業の幅を狭めたものといわねばならない。無論、学校法人であっても当該の法人が経営する学校のためであることが明確な事業に関しては営利事業も私立学校法の許容する範囲である。しかし、学校以外の事業に本会がその触手を延ばしたとしても、本会が創立以来求め続けてきた社会体育・国民体育の振興のための事業に当該の事業から得られた収益を還元することができないのである。これがために、本会の理事・評議員会においても学校法人への改組・転換については若干の戸惑いは隠せなかった。その当時の評議員会の席上で学校法人への改組を何故にしなければならないのか、という疑問が議長をつとめた米本卯吉理事長に投じられているからである。ただし、この疑問も私立学校法が制定されたための措置という議長の説明で納得が得られている。

ところで、当該の学校法人への改組・転換はいつ決定されたのであろうか。これを今に伝えるタイム・テーブルがないので、正確を期すことはできないが、昭和二十五年十月八日に開かれた評議員会および昭和二十五年十一月十一日に開催された理事会において学校法人日本体育会寄付行為の案件が諮られていることは確認できる。この中、理事会に上程された原案は次に引くように二三の修正を加えた上で採択されるにいたっている。

議長　新たに私学法が公布されまして学校経営は学校法人でなければならないことになりましたので、日本体育会の組織を変更するために本案を上程致します

多数の意見により原案を左記の如く修正し文面は理事長に一任する事に決す

一、常務理事を置くこと

二、理事を十二名とすること
三、監事を二名とすること
四、評議員を増員すること

議長　修正案を議決致します

この理事会の修正決議をもって成案が得られ、昭和二十六年一月十九日、財団法人日本体育会理事長米本卯吉名をもって文部大臣天野貞裕に宛てた「法人組織変更認可申請」の運びとなつている。この私立学校法付則第三項の規定によって財団法人日本体育会を学校法人日本体育会に組織変更するために、該私立学校法施行規則第二項に基づいて一一点の関係書類が添付されている。その書類とは(1)変更後の寄付行為、(2)旧寄付行為、(3)理事会決議録写及評議員会議事録写(旧寄付行為所定の変更手続きを経たことを証する書類)、(4)財産目録、(5)不動産その他の重要な財産の権利の所属についての証明書類、(6)不動産その他の主なる財産の価格評価書、(7)組織変更後二年の事業計画及び之に伴う予算書、(8)役員の就任承諾書・履歴書・身分証明書及び教職適格確認書(判定書)の写、(9)各役員について三親等以内の親族が一人を超えて含まれてゐないことを証する書類、(10)当該学校法人の設置する私立学校の学則、(11)財団法人の登記簿謄本のことである。これらの書類をもって本会は二十六年三月七日にその組織変更の認可を取り付けることとなったのであるが、学校法人日本体育会の大枠を知るために、以下において(1)、(4)および(7)について取り上げておくことにしよう。そこで先ず始めに、学校法人日本体育会の最初の寄付行為を取り上げ、次に掲げることにしたい。

学校法人日本体育會寄附行為

第一章　総　則

（名稱）

第一條　この法人は学校法人日本体育會と稱する。

（事務所の所在）

第二條　この法人の事務所を東京都世田谷区深澤町四丁目七拾番地に置く

（運営の基本）

第三條　この法人の運営は私立学校法其他法令に規定するもの、ほかこの寄附行為の定めるところによる。

第二章　目的及び設置する学校

（目的）

第四條　この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、大学、高等学校、中学校を設置することを目的とする。

（設置する学校）

第五條　この法人は前條の目的を達成する爲、左記の学校を維持経営する。

一、日本体育大学

二、荏原高等学校

三、日本体育会荏原中学校

第三章　役　員

（役員）

第　六　條　この法人の役員の定数は左の通りとする。

一、理　事　五名以上十二名以内

二、監　事　二名

（理事長及び常務理事）

第　七　條　理事のうちから互選により理事長及び常務理事各一名を定める。

（理事の選任）

第　八　條　日本体育大学の学長は、その在職中理事となる。

2、評議員のうちから選任される理事は、二名以上五名以内とし、評議員の互選で定める。

3、前二項の規定により選任された理事以外の理事は、同項の規定により選任された理事の過半数の議決を以て選任する。

此の場合あらかじめ評議員会の意見をきかなければならない。

（理事の代表権の制限）

第　九　條　理事長たる理事以外の理事は、総てこの学校法人の教務についてこの法人を代表しない。

（理事長の職務の代理及び代行）

第　十　條　理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、常務理事が理事長の職務を代理又は代行する。

（監事の選任）

第　十一條　監事は評議員会の意見を聞いて理事会に於て選任する。

（役員の任期）

第　十二條　役員（第八條第一項の規定により理事となる者を除く。この條中以下同じ。）の任期は三年とす

る。但し欠員が出来た場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2、役員は再任されることが出来る。

3、役員はその任期満了の後でも、後任者が選任される迄は、なおその職務を行う。

（理事会）

第　十三條　この法人の業務の決定は、理事会によつて行う。

2、理事会は、理事を以て組織する。

3、理事会は、随時理事長が招集する。

4、理事会は、理事の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することが出来ない。但し止むを得ない理由で出席出来ない理事が書面を以て他の理事に委任した場合、出席者と見なす。

5、理事会の議長は、理事長とする。

6、理事会の議事は、法令に特別の規定のある場合並びに第二十一條、第二十四條、第二十七條、第二十九條に規定する場合を除く外、理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

7、前項の場合、議長は理事として議決することは出来ない。

第四章　評　議　員　会

（評議員会）

第　十四條　評議員会は左に掲げる評議員を以て組織する。

一、この法人の設置する学校（大学を除く）の長で、各学校長の互選により選任されるもの一名以上二名以内

二、この法人の職員のうちから選任されるもの十二名以上十八名以内

三、この法人の設置する学校を卒業したもので、年齢二十五年以上のもの、うちから選任され

るもの十二名以上十八名以内

四、この法人に関係なる学識経験者十名以上十五名以内

2、前項第一号第二号に規定する評議員は校長又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（評議員の選任）

第　十五條　前條第一項第二号及び第三号に規定する評議員は、理事会に於て選任する。

（評議員の任期）

第　十六條　評議員の任期は三年とする。但し欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2、評議員は再任されることが出来る。

3、評議員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（会議）

第　十七條　評議員会は随時理事長が招集する。

2、評議員の議長は理事長とする。但し、理事長が評議員を兼ねない場合は議長は評議員の互選で定める。

3、理事長は評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求あった日から二十日以内に之を招集しなければならない。

4、第十三條第四項、第六項及び第七項の規定は評議員会に準用する。

（諮問事項）

第　十八條　次に掲げる事項については理事長に於てあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一、予算、借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産

の処分に関する事項
二、寄付行為の変更
三、合併
四、其の他学校法人の業務に関する重要事項

第五章　資産及び会計

第十九條　この法人の資産は左の通りとする。
一、別紙財産目録記載の財産
二、授業料入学金及び試験料
三、資産から生ずる果実
四、寄附金品
五、其の他の収入

（財産の区分）

第二十條　この法人の資産は、之を分けて基本財産、運用財産の二種とする。
2、基本財産、運用財産は私立学校法施行規則第三條第二項の規定による区分に従い、別紙財産目録にそれぞれ記載する財産、及び将来それぞれの財産に編入される財産をもつて構成する。
3、寄附金品については寄附者の指定がある場合には、その指定により、前項の区分に従つて夫々に編入をする。

（財産処分の制限）

第二十一條　基本財産並に運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない。但しこの法人の事業遂行上やむを得ないときは、その一部に限り、理事の三分の二以上の決議によりこれを処分することが出来る。

（運用財産の保管）

第二十二條　運用財産のうち積立金は確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に依託するか、又は郵便貯金若しくは定期貯金とするかして、理事長が保管する。

（経費の使弁）

第二十三條　この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）をもつて支辨する。

（予算）

第二十四條　予算は毎会計年度開始前に、理事長に於て編成し、理事の三分の二以上の同意がなければならない。

（決算）

第二十五條　この法人の決算は、毎会計年度終了后二カ月以内に監事の意見を添え、評議員会に報告するものとする。

2、決算に於て剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産中積立金に編入又は次会計年度に繰越すものとする。

（財産目録貸借対照表等）

第二十六條　この法人の財産目録貸借対照表、決算書及び事業報告書は毎会計年度終了后二ヶ月以内に作成し、これらについて監事の意見を求めるものとする。

第六章　解　散

（解散）

第二十七條　この法人の私立学校法第五十條第一項第一号の事由による解散は、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決がなければならない。

2、前項の事由による解散は、文部大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
3、この法人の私立学校法第五十條第一項第三号の事由による解散は、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決がなければならない。
4、前項の事由による解散は文部大臣の認定を受けなければその効力生じない。

（残余財産の帰属者）
第二十八條　この法人が解散（合併及び破産による場合を除く）した場合に於ける残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから理事会に於て選定する。

第七章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）
第二十九條　この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事長があらかじめ評議員会の意見をきゝ、理事会で三分の二以上の同意を得なければならない。
2、寄附行為の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第八章　広告の方法其の他

（広告の方法）
第三十條　この法人の広告は経営各学校掲示場に掲示して行う。

（施行細則）
第三十一條　この寄附行為施行についての細則は理事会に於て定める。

附　則

1、この法人は、第五條に掲げる学校の外、当分の間日本体育専門学校、常陽高等学校及び常陽中学校を存置する。
2、この法人の組織変更当初の役員は次の通りとする。

理事長　米本卯吉
理　事　石橋藏五郎
　　可児　徳
　　豊島清光
　　柳田　亨
　　林　甚之丞
　　河田　重
　　眞鍋八千代
　　布能由雄
　　栗本義彦
監　事　本島　寛
　　橋本龍伍

いっぽう、学校法人への改組に踏み切った当時の財団法人日本体育会はその傘下に置く常陽中学校、常陽高等学校、日本体育専門学校および日本体育大学のキャンパスと諸施設を新生〝学校法人〟の基本財産として加え入れることができなかった点も注目しておかねばならない。これらのキャンパスおよび諸施設は元海軍航空隊の敷地であり、施設であったことから推すことができるように、国からの〝借用財産〟であった。しかも、本会が経営する荏原中学校および荏原高等学校もそのキャンパスは同じように借地であったし、本会の事務所が所在する土地の一部も借用されていたのである。したがって、本会の学校法人への改組は著しく基本財産を欠いた状態で図られたとい

えそうである。昭和二十五年十一月一日現在の「財産目録」を示した表を一瞥するだけでも、学校を経営する法人としてその条件を如何に欠いていたかがわかる。基本財産として掲げられた「校地」「校舎」「校具、教具、図書及備品」の中、校地と校舎は東京・深沢のキャンパス（校舎敷地、屋外運動場、実験実習地及寄宿舎敷地一二、〇七六坪九九合）であり、施設（寄宿舎を含む一、五三五坪七三合）であった。けれどもこの地はまだ大学としての機能を有するだけの施設を持っていなかったのだから、〝学校〟法人として不十分な基本財産であったといわねばならない。

ところが、これに追い打ちを掛けるように茨城県土浦の元海軍航空隊跡のキャンパス及び諸施設はその返還が求められ、この施設に注ぎ込んだ資金と労力は露と消えることになった。その返還期日は二十六年三月末日に設定されたために、急遽、大学と専門学校を深沢へ移転させねばならなくなったのである。したがって、本会の学校法人への改組のための申請にあたって、主として日本体育大学の諸施設建設の将来計画が用意されることになる。これを示したのが「組織変更後二年の事業計画及び之に伴う予算書」であった。この中で提示された日本体育大学に関する事業計画の〝方針〟には「昭和二十五年度末迄に茨城県阿見町より東京旧所在地へ移転を終つた後、左記の通り三次に亘つて施設の整備を行う」と認められているからである。

このようにみてくると、本会の学校法人への改組は困難を極めたといわねばならない。改組のための認可の条件として本会が自主的に施設の整備計画を打ち出さねばならなかったが、その条件を満たすには充分な資金計画の裏付けを必要としたのである。運用財産としての土地や建物も僅かしかなかったし、有価証券も普通預金も潤沢ではなかった。しかし、それでも財団法人日本体育会は学校法人日本体育会として改組することが認可された。その背

財　産　目　録　（昭和25年11月１日現在）

１．基　本　財　産

(1) 校　地（校舎敷地、屋外運動場、実験実習地及寄宿舎敷地を言う）	12,076坪39合	603,849円50銭	（別紙登記簿謄本及価格評価書の通り）
(2) 校　舎（寄宿舎を含む但、寄宿舎745坪は未登記に付現在登記申請中、追而登記完了后謄本を提出致します）	1,535坪73合	12,850,600円00銭	（同　上）
(3) 校具・教具・図書及備品		3,082,643円00銭	（別紙評価書の通り）
計		16,537,083円50銭	

２．運　用　財　産

(1) 不動産（基本財産に属するものを除く）			
(イ) 土　地	1,577坪00合	763,900円00銭	（別紙登記簿謄本及価格評価書の通り）
(ロ) 建　物	186坪53合	1,490,400円00銭	（同　上）
(2) 有価証券		898,000円00銭	（別紙価格評価書の通り）
(3) 普通預金		455,402円48銭	（別紙富士銀行普通預金証明書の通り）
(4) 仮渡金		1,715,097円00銭	（別紙事務長証明書の通り）
(5) 立替金		100,333円76銭	（同　上）
(6) 仮受金		360,000円00銭	（同　上）
(7) 現　金		240,896円61銭	（同　上）
計		6,024,029円85銭	
資産総額　○仝　計		22,561,113円35銭	

３．借　用　財　産

(1) 土　地			
(イ) 荏原中学校 荏原高等学校	敷地及運動場	4,403坪00合	（別紙契約書写の通り）
(ロ) 日本体育大学 常陽中・高等学校	敷地及運動場	68,184坪48合	（元土浦航空隊跡、昭和26年３月末迄に返還するので使用認可書写は添付せず）
(ハ) 財団事務所敷地一部		180坪00合	（所有者（中央区日本橋本町３丁目資生堂、新田長次郎）の好意により無償借用、契約書なし）
計		72,767坪48合	
(2) 建　物 日本体育大学 常陽高等学校 常陽中学校	校舎及寄宿寮	5,802坪19合	（元土浦航空隊建物、昭和26年３月末日迄に返還）
(3) 借入金		1,740,000円00銭	

組織変更後２年の事業計画及び之に伴う予算書

1．事　業　計　画

	日　本　体　育　大　学	荏原中・高等学校
方　針	昭和25年度末迄に茨城縣阿見町より東京旧所在地へ移転を終わつた後下記の通り三次に亘つて施設の整備を行う	前年度に引きつゞき戦災復旧工事計画に基き施設の整備を行う
昭和26年度	1．第１次 1）運動場整備 2）本館（教室，教授室，事務室，図書館，実験実習室等）の再建工事（約270坪） 3）現存する寄宿舎，教室の改造修理 2．第２次 1）体育館（約2,000坪）再建	1．教室約100坪増築
昭和27年度	1．第１次 実験実習室及研究室の充実整備	1．講堂約200坪増築

2．予　算　書

(1)　昭和26年度

収　入

科　目	予　算　額
1．臨時費収入	11,700,000円
1．借　入　金	9,800,000円
（戦災復旧）	
（体育大学	（8,600,000円
荏　中　高）	1,200,000円）
2．寄　附　金	600,000円
3．繰　入　金	1,300,000円
合　　計	11,700,000円

支　出

科　目	予　算　額
1．臨時費支出	11,700,000円
1．運動場整備費	50,000円
2．建　築　費	11,500,000円
（本　館	（5,000,000円
体　育　館	4,500,000円
荏高校教室）	2,000,000円）
3．補　修　費	150,000円
（寄宿寮，教室補修改造）	
合　　計	11,700,000円

(2)　昭和27年度

収　入

科　目	予　算　額
1．臨時費収入	5,800,000円
1．借　入　金	2,800,000円
（荏中高戦災復旧借入金）	
2．寄　附　金	1,500,000円
3．繰　入　金	1,500,000円
合　　計	5,800,000円

支　出

科　目	予　算　額
1．臨時費支出	5,800,000円
1．整　備　費	1,800,000円
2．建　築　費	4,000,000円
（荏中・高講堂）	
合　　計	5,800,000円

景には私立学校法の制定に伴う特別措置が適用されたという事情もさることながら、米本卯吉理事長の財源捻出の努力があったといえそうである。この理事長の資金調達という努力を欠いたならば、日本体育大学の深沢への移転と深沢での復興が難しかったからである。

第二節　日本体育専門学校・日本体育大学の深沢への移転・復帰

第一項　日本体育大学の深沢への移転・復帰

昭和二十六年三月に学校法人日本体育会に組織変更を達成した本会は、直ちにその改組の前提として提示した日本体育大学の深沢への移転を断行する。この深沢への移転の契機は借用していた元海軍航空隊跡とその諸施設の返還が迫られたことによるが、学生の確保が土浦の地では難しいことも東京への移転に拍車をかけたようである。しかし、学生にとっては学問の場を失うのではないかとの動揺は隠せなかった。当時の自治会委員長の在国寺英基は米本理事長に宛て、次のような嘆願書を提出しているのである。

嘆　願　書

混迷を極めた敗戦後此處常磐の地霞ケ浦の湖畔に荒廃せる旧海軍兵舎を借用其乃後米本先生の懸命なる努力に依りわが国の体育界を背負って立つ日体の殿堂は着々と整備されるに至り名実共日体の存在を斯くあらしめたのは一重に理事長の御盡力の賜物であります。殊に昨年度よりは新制大学としての発足を見る事が出来、広く

体育の分野を建設する第一歩を力強く踏み出すに至り爾来私達学生は若鮎の如き情熱と理想の実現に学究の徒として本分真理の探究に只管苦難避け難きこの道の中に喜びを見出し希望に溢れて精進してまいりました。然し突如として聞くものをして疑わしむるわが大学の接収、只唖然とするのみです。ふり返り想いを深くする時私達は凡そこの学舎接収されるのであるならば、接収する任務責任に於いてもこの学舎に代るべき何ものかを与えることが当然だと考えます。もしそれが無いとするならばそれは余りにも不当であると申さねばなりません。一体私達学生はこの学舎を後にして何処へ行くと云うのでしょう。申すまでもなく学生の本分は学究の徒として最高にその能力を発揮出来る環境にありて精進してこそその本分を全うする事が出来るのであります。その勉学の場を与えずして即ち責任を果さずして権利を主張し尊い私達学生の生命であるこの教育の場を失わしめると云う事は余りにも不合理ではありませんか。接収が至上の命令であるならば敢くまでもそれに反抗するが如き頑迷なる態度は致しませんけれども、然しそれには必ず私達学生に勉学できる場所を与え、さもなくばそれに代るものを与えて呉れる事です。「私達学生に教育即勉学の場を与えよ」真に正しき道であればこそ敢くまでもこの主張を押し進みます。米本先生、どうぞ私達学生の真意の程をお汲みとり下さい。この叫びを御理解下さい。先生のその力を今こそ充分に発揮して下さいまして、そして重ねて申し添えます。私達学生に勉学の場を与えて下さいますよう御盡力の程を切に御願い申し上げます。

昭和二十五年九月二日

日本体育大学
学生自治会々長　在国寺英基
外
学生一同

拇印	拇印

日本体育会総務理事
米本卯吉殿

このような歎願書が提出されようとも本会は深沢の地への移転を避けることができなかった。戦後の日本体育専門学校の復興を図るために茨城県土浦の海軍航空隊の施設の利用を訴え、これを強行した本会であったが、戦後の復興に伴い土浦は学生の確保を図ることが困難となってきたのである。凡そ一万坪しかない深沢のキャンパスは〝体育〟大学の機能を発揮しうる広さではなかったにもかかわらず、東京という地の利はやはり日本体育大学の発展にはどうしても必要であると考えられたのである。この見解はすでに昭和二十五年十一月十一日に開催の本会理事会（議長、米本卯吉理事長）および同年十一月十八日に開催の評議員会（議長、米本卯吉理事長）において表明されている。これを次に続けて引いて置くことにしよう。

〈理　事　会〉

議　長　体育大学を霞ケ浦に移しましたのは教育の好適地と考えたからでしたが年を重ねるに従って漸次生徒数減少し不振の状態に立至りました。最高学府は東京でなければ発展しないことを実感致しましたに付、本年度末に旧位置に復帰させる積りで着々準備に取り掛かって居りますからご協力を願います。

荏原中学校は戦災後元体育専門学校跡へ移転しましたが、蒲田に置く方が同校の発展に資すること大なりと思い旧位置に移転しました。目下校舎が狭隘で生徒の収容に差支ますので本年度中に約三百万円を投じ校舎を新築する考えであります。

常陽中高学校は体育大学移転と同時に廃校しなければならない事情になりましたから本日廃校の御決議を願います。

〈評　議　員　会〉

議　長　事業報告は印刷物を御覧願います。

体大校は生徒が少くて経営困難を生じて居ります。この学校は東京でなければ発展の見込がない。併し大学に昇格出来たのは現在の設備が与つて力あるのですから、移転したのも無意味ではない。学校を繁えさせるのには、こちらへ戻って職員一同協力しなければならない。今後二、三年は苦難の道をたどらなければならないのです。

荏中は戦災後、体専校の跡へ移したが、元の蒲田が学校の位置として適当であるから復旧したのです。

体育大学の移転及び荏原中学の建築と二重の負担になり、経済上困難を来して居ります。

この米本議長の理事会提案は「満場原案を承認す」として決議されたもので、評議員会での発言は報告事項であったが、その提案および報告内容の趣旨を眺めてみると次のようなシナリオが見えてくる。元海軍航空隊の諸施設の明渡し勧告にともない、日本体育大学の深沢への移転が避けられなくなったが、本会の学校経営の立場からしても大学のキャンパスを茨城県土浦から東京深沢へ移転する必要にせまられていた。これによって大学を旧キャンパスに移転させることになるが、そのためには、当該の深沢に移転していた荏原中高等学校を別の地域（蒲田）に移転させねばならなかったし、土浦への体育専門学校の移転の条件として設置することになった常陽中高等学校は大学の移転にともなって廃校の運命を辿らせる必要が生じたのである。

元海軍航空隊跡地およびその諸施設の返還を命ぜられた本会は、学生の募集困難な事情もあって直ちに東京都内への移転を決意した。しかし、世田谷深沢への移転は体育の教員養成機関の敷地としては狭隘であったために、その移転を決意した当初から〝深沢〟が予定されたわけではなかった。このことは昭和二十五年八月二十八日付けの

栗本義彦日本体育大学長の調査・報告によって知ることができる。この報告書は〝日本体育大学移転先調査〟および〝交渉の結果〟からなるが、これを次に掲げて置くことにしよう。

日本体育大学移転先調査

学校名	校長名	場所	教室	寄宿舎	運動場	生徒数	備考
錦桜高等学校	真鍋勝	世田谷区弦巻町	有	ナシ	三、〇〇〇坪	五〇名	
日本商科大学		川崎市溝口	有	有	ナシ	ナシ	
東京農業大学	井下理事長	世田谷区世田谷	有共用修理百万円要す	ナシ	有共用百万円要す	二五〇〇名	
法政工業専門学校	山本総ム部長	千葉県津田沼	有	有	有手入を要す	二〇〇名	

交渉の結果

錦桜高等学校	貸す意思なし
日本商科大学	運動場狭く不適当。明治学院寄宿舎に使用計画なり

東京農業大学 ― 地理的環境良好なるも寄宿舎なく運動場共同使用等教育上不便を感ず
　　尚相当額の経費提供の場合は交渉の余地あり
法政工業専門学校 ― 法政大学の寄宿舎に使用の予定にて譲渡の意思なし

昭和二十五年八月二十八日

日本体育大学長
栗本義彦

この調査報告は日本体育大学の土浦阿見町からの移転先として当初から世田谷深沢の地が予定されていなかったことを示すものであるが、同時に深沢以外の地における移転を断念せざるを得ない事情をも物語るといえよう。かくて、本会は日本体育大学および日本体育専門学校の移転先を深沢の地に絞ることになり、その移転の準備に取り掛かることとなった。しかし、敗戦後の混乱期に体育専門学校を深沢から土浦へと移転をさせ、さらにはその専門学校を新制大学に昇格させることに成功するなど、多額の費用と甚大なる労力を注ぎ込んで伝統ある本会の面目を完全に取り戻した矢先の移転問題の発生は、本会にとって大きな痛手であったといわねばならない。国から借用していた敷地および諸施設の借用料を払うことすら困難な状況に追い込まれたからである。借用料金は移転のための費用に充当しなければならなかった。したがって、当該の借用料は分割でもって払うという交渉までしなければならなかった。その結果、その大蔵省に払い込まれるべき借用料は十年分割になったという。なお、借用料金の支払

の延期願いの文案が残されているので、それをここに取り上げておきたい。本資料は日本体育専門学校および日本体育大学の答案用紙に認められている。

都下世田谷区深沢町に一三、〇〇〇余坪の校地と延建坪約一、七八〇坪の教室、本館、武道場、体育場等の施設を整備し、七〇〇名の学生を収容し年々二〇〇余名の国家有能の人物を育成し卒業生実に八、〇〇〇余名を世に送つて来たわが日本体育専門学校は、昭和二十年五月の空爆に遭い一瞬にして灰燼に帰しました。経営者はもとより、教職員学生更に全国同窓は悲歎のドン底におとされたのでありましたが、大蔵省及文部省関係当局の御同情と理解ある御援助とによりまして茨城県稲敷郡阿見町予科練跡に移転することが出来、ついで昨年四月我が国唯一の単科体育大学として文部省より認可され、荒廃を極めた爆撃のあとを補修整備し授業を開始致し鋭意学校の復興に邁進して来ましたが、都心を離れている為、学生数漸次減少し現在では僅かに二五〇名となる。殊に戦後窮迫した社会情勢は逐に私立学校の経営難となり、本学も学生数に比して寧々広大に過ぎ莫大な使用料金の怠納の已むなきに至り関係各官に甚大な御迷惑をおかけして居りますことは誠に申訳なく茲に深くおわび致します。このまゝ現在地に於て継続するときは逐に経営困難に陥り自滅の他ありません。今般学校経営の一大転換を企図し、東京世田谷の焼跡に移転の計画が着々進行中にあり遅くも本学年度末迄には移転を完了致すべく関係方面と折衝中であります。

怠納の使用料金につきましては学校経営の許す限り分納致しますからその事何卒寛大なる御処置賜り度懇願致します。

この文案は大蔵省に対して提出するためのものであったことは想像にかたくない。土浦からの移転の契機は確か

に立ち退き命令によるものであったが、この文案の教えるところによると、当該キャンパスおよび諸施設の借用料も本会の経営を圧迫していたといえそうである。授業料収入しか見込めない学校経営には、学生の減少は致命的となるが、本会経営の日本体育大学もその例に洩れなかった。当時の茨城県土浦という地理的条件が本学への応募を激減させたからである。良好なる教育環境を優先させることは私学の経営には必ずしもプラスとはならなかった。体育大学のキャンパスとしては余りにも狭隘な敷地しか有していない深沢への移転は、その後の日本体育大学の歩みが語るように、経営の側面からして有効に働くことになるのである。

とまれ、土浦キャンパスの施設借用料を分割払にすることで、日本体育大学は再び多額の費用を投じて古巣の深沢の地へと舞い戻ることとなった。昭和二十五年十一月十四日、栗本義彦学長は米本卯吉理事長に対して東京移転のための実施計画を提出、ここに日本体育大学および日本体育専門学校の東京・深沢への移転がはじまる。それを次頁に引いておくことにしよう。

この移転実施計画に基づいて昭和二十六年一月二十日から日本体育専門学校三年生の引っ越しが開始された。この引っ越しに先立って昭和二十五年十一月に〝日本体育大学深沢校舎改造修理〟が凡そ五〇万円をかけて行われている。そして第二期の移転作業が開始されるわけであるが、昭和二十六年二月二十日に起案された〝日本体育大学東京移転費用の件〟によれば、次に掲げる計画見積書に基づき一〇四、一〇〇円の費用が投ぜられることになっている。この〝日本体育大学東京移転費用見積書〟によれば、当該の移転がどのようにして実施されたのかが知られよう。

それでは、当該の移転計画に基づいてどのような備品・什器類が輸送されたのであろうか。それは次に掲げる〝日

東京移転実施計画表

種別	第1期	第2期
移轉の時期	昭和26年1月20日——31日	昭和26年3月20——4月5日
授業開始の時期	昭和26年2月1日	昭和26年5月1日
学生数	専3、　約110名	学部1・2年　183名
教室の數及大きさ	50坪の教室　2	50坪　2、　30坪　3
教員室	30坪　1、　事務室12坪	6坪学長室、　外6坪程度　4
小使室	6坪　1	
図書室	30坪　1	50坪閲覧室
器具・什器累	机（2人用）50、腰掛（大）20 黒板　1、教壇　1 教卓　2、事務机　3 椅子　6、戸棚　2 掲示板　1、大机　4 寄宿寮用具 1人用机　60、椅子　70 事務机　3、戸棚　2 寝台　50 炊事用具 平釜（260糎）　1 鍋（5升だき）　1 飯ビツ（大・小）3 汁桶　1	事務用及教育用什器は現在調査中につき追而報告 炊事用具 食堂用大机　17、大腰掛　18 長飯台　2、事務机　2 ロッカー　1、釜　6 火鉢（鉄）　30、戸棚　4 リヤカー　1、荷車　1 瀬戸物　3梱包、自轉車　1 樽（2斗）　8、椅子　12
炊事の要領	炊事夫1名（小野）を轉勤せしめ他に2名臨時傭されたし	残員3名轉勤
移轉の手続	目下文部大臣に許可申請中	
移轉事務打合	11月22日(水)午後2時本学に於て	
入寮学生	60名（但し本月21日以後に確定）	250名と予想（新入生を含め）
職員住宅	計10名	

尚世田谷深沢寮食堂の返還方文部省と交渉せられ度

一、日本体育大学東京移轉費用見積書

金拾萬四阡百圓也

但　この見積は別紙大学備品調（昭和二十五年十一月調）により鉄道日通運送店にて見積に基づき尚又自家用トラックにて数度の運搬により平均出し計算す尚積降ろしは教員学生に於て行ふものとす

内訳

イ、トラックの運搬による費用

一、金四萬七千円也

但し

区別		代金	数量	単價（一往復につき）	金額	備考
一	ガソリン代	阿見深沢間 三一、五〇〇 〇〇	二〇台	一、五七五 〇〇	三一、五〇〇 〇〇	一往復 二〇〇キロ ガソリン代金 四五立（一立三五圓）一、五七五圓
二	運轉手日当	一二、五〇〇 〇〇	二五人	五〇〇 〇〇	一二、五〇〇 〇〇	一日 五〇〇圓
三	消耗品修理費代	三、〇〇〇 〇〇			三、〇〇〇 〇〇	コンデンサー、電球、パンク代、工具代
四	計	四七、〇〇〇 〇〇			四七、〇〇〇 〇〇	

ロ、貨車運搬による費用

一、金五萬七千百円也

但し

①	使用車別	区間	金額	頓数数量	單價（一往復につき）	金額
	自家用トラック	阿見土浦駅間	一〇、二五〇 〇〇	二〇屯	三〇台	一、三四〇 一六	一〇、二五〇 〇〇

明細

区別	数量	單價（一往復につき）	金額	備考
一 燃料代	三〇台	一七五 〇〇	五、二五〇 〇〇	一往復 一四キロ ガソリン代金 五立（一立三五圓）一七五圓
二 運轉手日当	八人	五〇〇 〇〇	四、〇〇〇 〇〇	一日 五〇〇圓
三 消耗品代			一、〇〇〇 〇〇	コンデンサー、修理代等
四 計			一〇、二五〇 〇〇	

②

使用車別	区間	金額
貨車一〇屯車	土浦駅渋谷駅間	三四、五五〇・〇〇

明細

区別	数量	単価（一往復につき）	金額	備考
一 土浦駅積込量	二〇屯	四一・〇〇	四、五一〇・〇〇	
二 レール運賃	二一〇屯	二三一・〇〇	二五、二〇〇・〇〇	
三 渋谷駅降料	二一〇屯	四四・〇〇	四、八四〇・〇〇	
四 計			一二、三〇〇・〇〇	

数量	車輛数	単価（一屯につき）	金額
二〇屯	二車	二一四・〇九	三四、五五〇・〇〇

③

使用車別	区間	金額
自家用トラック	渋谷深沢間	一二、三〇〇・〇〇

明細

区別	数量	単価（一往復につき）	金額	備考
一 燃料代	三〇台	二一〇・〇〇	六、三〇〇・〇〇	一往復一・六キロ ガソリン代六立（一立三五圓） 金二一〇圓
二 運轉手日当	一〇人	五〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	一日五〇〇圓
三 消耗品代			一、〇〇〇・〇〇	パンク、修理代等
四 計			一二、三〇〇・〇〇	

噸数	数量	単価（一往復につき）	金額
二〇屯	三〇台	四一〇・〇〇	一二、三〇〇・〇〇

（尚 本表に記入された数値で整合性が認められない箇所もあるが原文のままとした。）

本体育大学備品輸送計画明細書〃によって明らかであるが、その備品の種類と量から日本体育大学の什器財産を知ることができる。これによって、当時の日本体育大学はいかに〃大学〃としての最低限度の財産しか持ち合わせていなかったかが分かるといえよう。それは本学がゼロからのスタートを切らなければならなかったことを同時に証すものでもある。時代は潤沢な設備をもって日本体育大学の開学をゆるさなかったのである。

日本体育大学備品輸送計画明細書

但（昭和25年11月日本体育大学備品調査に基き起案す）

（一）トラック運送によるもの

二〇台

内訳

運搬車台順序	載積品名員数（）
一	ピアノ（4）　オルガン（10）　薪（70）　教具其他小物若干
二	鉄棒（2）　平行棒（2）　鞍馬（1）　吊輪（1）　跳箱（2） 平均台（1）　マット（1）　スプリング（2）　古材若干

三　平行棒（2）　荷車（1）　自轉車（2）　リヤカー（2）　身長計（1）　体重計（1）
　　坐行計（1）　肺活量計(1)　薪若干　古材
四　ストーブ（18）　鉄火鉢（9）　鉄ロッカー（5）　木製ロッカー（2）　洋服ダンス（8）
　　火鉢台（30）　掃除道具若干
五　金庫大（1）　金庫小（2）　洋服ダンス（4）　円テーブル（5）　事務用品等
六　黒板（20）　鉄寝台（20）　鉄寝台二人用（25）　木製寝台破損（40）
七　電気時計（4）　時計（1）　ラヂオ（1）　蓄音機（2）　衝立（10）　蚊帳（80）
　　小使室用道具　米若干　テーブル（30）
八　炊事道具　薪
九　炊事道具　薪
一〇　炊事関係一切
一一　二人用机（60）　薪（50）　米等（11）　炊事道具若干
一二　長腰掛（30）　衝立（4）　職員テーブル（8）　米等（11）　薪（50）
一三　一人用椅子（60）　薪（70）　黒板（2）　長鈴薯野菜類油　洋服ダンス（2）
　　鉄ロッカー（1）　本箱（4）　太鼓（1）　木材（五石）　鉄板（13）
一四　一人用机（20）　鉄板（9）　テーブル（4）　踏板（6）　踏板材（30）　火鉢（1）
　　薪（40）　長腰カケ（5）

一五	本箱（10）　一人用椅子（50）　二人用腰掛（50）
一六	常陽高中学校教具
一七	予　備（又住宅）
一八	住　宅
一九	住　宅
二〇	住　宅

（二）　貨車運送によるもの

一一車

貨車台数	載積品名　員数（　）
一	大テーブル　巾四尺長九尺（35）
二	大テーブル　巾四尺長九尺（35）
三	中テーブル　巾四尺長七尺（50）
四	中テーブル　巾四尺長七尺（25）　両引出机（30）

五	学生用一人机（200）				
六	学生用一人机（60）	学生用二人机（120）			
七	学生用二人机（80）	図書用本立（50）			
八	椅子一人用（280）	長椅子八人用（50）			
九	長椅子八人用（80）	長椅子四人用（60）	木製寝台（50）		
一〇	木製寝台（230）				
一一	古材				

ところで、これらの備品・什器類の輸送費に加えて、東京・深沢への移転にあたって移転先の施設・設備の修理等の費用も捻出しなければならなかった。学生寮の修理・畳表替、教員住宅の修理・畳表替、それに教員室・事務室の移築費などがそれである。また、土浦のキャンパスでも水道鉄管掘上げ、変電所撤去および電線取り外しのための費用がかかっている。その総額は『体育大学移転・建物修理書類』（昭和二十五年十一月）に綴られた見積書および領収書によれば、三、五六六、二八九円七〇銭に昇っている。無論、この額面は概算でしかなく、実際にはこれ以上の費用を要したことはいうまでもない。支出された費用の内訳は大要次のようであった。すなわち、①日本体育大学深沢校舎（教室・寮）改造修理費（五〇〇、〇〇〇円）、②土浦（教員）住宅工事（二、七七〇円）、③貨車輸送料（一四、五六五円）、④日本体育大学東京移転費用（一〇四、一〇〇円）、⑤元女子部寮改修材料の内畳表

購入金（三三、五四〇円）、⑥阿見日体払下水道鉄管掘上げ人夫費（三、〇〇〇円）、⑦元女子部寮職員住宅使用修理改造費（二四一、一二〇円）、⑧教授寮修繕工事費（三〇八、七〇〇円）、⑨（職員住宅・寄宿寮分の）畳表替費（一二一、九〇〇円）、⑩（北寮・南寮の）修理費（二四〇、〇〇〇円）、⑪土浦変電所撤去並に電線取外費（二一、〇〇〇円）、⑫配給ガソリン七、八、九月分代金（一五、〇三二円八〇銭）、⑬木製寝台払下費（四、〇〇〇円）、⑭土浦住宅井戸コンクリート管払下費（七五〇円）、⑮塚原岡市郎氏工場寄宿寮（学生寮として借用、一ヶ月一〇、〇〇〇円）の修理費（七、八〇九円）、⑯桜新町寮修理費（二七、九九五円）、⑰職員住宅の土浦からの移築費（八三五、八〇七円九〇銭）、⑱住宅建築並に校舎移転費（六五五、一〇〇円）、⑲（体育館建築のための）教授室・事務局の移築費（二三六、〇〇〇円）などである。

この移転のための費用は日本体育会の財政にとって如何に多額であったかはいうまでもないが、因みに手許にあるデータでもってその金額の価値を推し量ってみよう。昭和二十四年度の授業料は年額七、二〇〇円であった。また、移転当時（昭和二十五年度）の体育大学の学生数は三学年合計で二四八名であった。単純計算すれば、年間の総授業料収入は一、七八五、六〇〇円となる。無論、昭和二十五年度の授業料は増額されているはずであるから（たとえば、早稲田大学の場合一、二〇〇〇円であった）、授業料収入はこの額を大幅に上回ることになる。しかし、仮に早大と同額の授業料であったとしても、その授業料収入の総額は二、九七六、〇〇〇円に昇ったに過ぎないのである。したがって、土浦から深沢への移転のために要した費用は授業料の一年分を越えた金額であったといわねばならない。この移転は本会の財政を著しく窮状に陥れることになった。しかし、それでも、この一大事業を成し遂げたことによって、本会は漸次その入学生の増加を達成し、財政の建て直しを計ることに成功していくのである。

第二項　常陽中・高等学校および日本体育専門学校の廃校

日本体育専門学校が東京世田谷の深沢町から茨城県阿見町の元海軍航空隊跡に移転したことを機に、常陽中学校（昭和二十二年二月十日、認可）と常陽高等学校（昭和二十三年四月二十七日、認可）の両校は財団法人日本体育会の設立する中等学校として誕生した。しかし、日本体育専門学校が発展的に解消して日本体育大学となるや、両校は廃校の道をたどることとなった。その理由は元海軍航空隊跡のキャンパスが国によって返還を求められたことを機に、日本体育大学の東京への移転問題が浮上し、茨城県という地理的条件が学生の確保を困難にしたことも加わって、本会は当該大学を東京へ移転することを決意する。しかも、昭和二十五年頃には不足していた茨城県内の高等学校が漸次誕生をみるにいたり、当該の中学校および高等学校への進学が相対的に減少傾向をみせはじめていた。ために、日本体育会は両校を存続させることが難しいと判断、昭和二十六年三月三十一日をもって廃校とすることに決したのである。このことは昭和二十五年十一月十八日に開催の評議員会において確かめることができる。本評議員会において〝常陽中高等学校廃校に関する件〟が諮られ、議長（米本卯吉理事長）の次の発言が承認をみるにいたっている。

議長　常陽中学を設立したのは地方の教育に貢献したい考いであったが、其後六三制実施されたので、私立学校え志願する者少く従って維持することが困難な状態になりました。体大学校が現在のまゝであれば存続してもよいが同校が移転と極っては遺憾ながら廃校の手続を履まなければならない。

この米本理事長の提案に対して、石津誠評議員が発言を求めて「父兄も大分心配して居りますから理事者、父兄、職員合同の上善処することを望みます。」と述べている。しかし、この茨城県阿見町での中高等学校の維持・経営は難しいことは評議員全体の共通した見解でもあったために、これ以上の論議はみられない。かくして、両校の廃校が決定する。これより先、日本体育会は両校の廃校も有り得ることを示し、父兄会側に含み置くよう通達していた。ために、この件に関して父兄側は常陽中・高等学校当局と折衝、その結果が荒基学校長より日本体育会理事長に報告されている。その内容は次に掲げる通りである。

昭和二十五年九月三日

常陽中高等学校長　荒　基　印

日本体育会

米本理事長殿

常陽校の校舎接収善後処置の件

警察予備隊用として常陽中学、高校の校舎が接収せられた場合に於ける善後処置に就き昨二日両校父兄会総会を開き慎重協議の結果全会一致を以て左記の如き決議を可決致しました。

右は子弟の教育後退を懸念する父兄全部の切実な叫びでありますから何卒御諒承相成度此段懇請致す次第で御座います。

記

（一）校舎接収の命に接した場合に於いても絶対に廃校の挙に出づるが如きこと無き様日本体育会へ懇願する

こと

(二) 最悪の場合に於いても授業を来年三月まで是非共継続すること

(三) 右継続中に於ける経費に就ては日本体育会に成るべく迷惑を掛けぬ様処置する為父兄会側から応分の據金をなすこと

(以 上)

(備 考)

(イ) 各学校の教科書は一様でなく且つ其の進度にも相違あり途中転校は教育上異常の支障があります

(ロ) 来年三月迄の臨時校舎は霞浦高等農学校其の他に於いて借受け得る見込があります

この常陽中・高等学校校長の報告を一瞥すれば容易に知ることができるように、父兄会（父母会）側は校舎の接収は止むを得ないとしていたことがわかる。また、廃校も充分に承知の上で学校当局と折衝していたことも併せてみえてくる。したがって、廃校にあたって、学校当局および日本体育会が生徒の勉学に支障のないように処置を講ずることに、当該の決議の主眼がおかれていたといえよう。次に引く〝決議書〟も荒基校長の報告と重複するが、廃校後の措置を正すために提出されたものといえそうである。

昭和二十五年九月七日

常陽中学校父母の会委員長

湯原與市 印

常陽高等学校父母の会委員長

飯島　徹　印

日本体育会理事長
米本卯吉殿

初秋の候愈〻御清祥お喜び申し上げます。
陳者今般警察予備隊設置に伴い当中学校並に高等学校々舎が接収さるゝやに仄聞し学校の将来に就いて父兄及生徒に多大の衝撃を與いて居ります　仍て本会も去る二日緊急総会を開いて之れが善後策を講じ別紙の通り決議を致しました
就ては今後万一の場合は左記決議の趣旨を充分御考慮賜り度茲に決議書を相添い右陳情致します

決議書

一、校舎接収の命に接した場合にも絶対に廃校の挙に出づるが如きことなき様日本体育会に懇願すること
一、最悪の場合に於ても授業を明年三月まで是非とも継続すること
一、右継続中に於ける経費に就ても日本体育会になるべく迷惑を掛けぬ様処置する為父兄側から応分の據金をなすこと
右決議します
昭和二十五年九月二日

常陽中学校
常陽高等学校
父母の会　印

この決議書は常陽中学校と常陽高等学校の廃校にあたって生徒の立場を充分に尊重し適切な措置を講じさえすれ

ば父母会として異議を差し挟まない、と表明したものであった。この父母会の理解を得て、本会は両校の廃校に踏み切り、前出の評議員会の決議を引き出したのである。いっぽう、日本体育専門学校もこの時期に廃校された。しかし、この廃校は本校が新制大学へと昇格したのに伴うもので、最後の卒業生を輩出した時点で同時に廃校となっている。したがって、専門学校の財産は大学に譲渡されており、昇格にともなう専門学校の後始末の必要がなかったといえよう。

第三節　経営学校の拡充と整備〈その一〉

本会は昭和二十六年に学校法人日本体育会に改組してから一気にその経営学校の拡充を図ってきた。日本体育大学体育学部の学科増（体育専攻科、健康学科、武道学科、社会体育学科）、日本体育大学大学院体育学研究科（修士課程）の新設、日本体育大学女子短期大学の新設、日体保育科の新設、新制高等学校の新設（日体桜華女子高等学校、柏日体高等学校、浜松日体高等学校）、日体柔整専門学校の新設、およびあさひ幼稚園（現、日体幼稚園）などの新設が相継いでいる。そこで昭和二十六年以降の本会の歩みが四〇年にもわたるので、ここでは便宜的に二期に分けて本会の足跡を辿ることにしたい。第一の時期は米本卯吉初代理事長時代であり、第二の時期は米本正二代理事長時代である。したがって、第一期は昭和二十六年から昭和四十九年までで、昭和五十年以降が第二期に相当することになる。本節のタイトルを「経営学校の拡充と整備〈その一〉」としたのは本会の事業を二期に分かちて論述するためである。以下において当該時期における本会の学校経営事業の概略を取り上げておくことにしよう。

第一項　日本体育大学の教育課程および教育研究施設の拡充整備

（一）深沢キャンパスの整備

東京・深沢への移転・復帰を図る前提条件として学生の日常生活の場（住まい、学生寮）の問題が解決されていなければならなかったが、この一方で大学として機能しうる施設の問題も移転・復帰の重要な条件であったことはいうまでもない。したがって、移転に先立って深沢キャンパスの整備が計画されている。『日本体育大学移転に関する書類綴』（昭和二十五年九月、財団法人日本体育会）によると、その整備計画は大要次の如くであった。

日本体育大学施設整備計画

第一年次（昭和二十六年度）

一、運動場（現在一部農耕地）	約一〇、〇〇〇坪	一〇〇、〇〇〇円
二、体育館（現在なし）	二〇〇坪	五〇〇〇、〇〇〇円
三、寄宿舎（現在建物あり改造修理）		二〇〇、〇〇〇円
四、教　室（現在バラック建改修）		

第二次（昭和二十六年度）

一、本館（焼跡に建築）二階木造建	二七〇坪	
教室、教授室、図書室を含む		五〇〇〇、〇〇〇円
二、研究室、実験実習室（本館内に設く）		

第三年次（昭和二十七年度）

戦災で灰塵と帰した体育館をまずもって再建することが〝体育〟大学に必須の要件であった。この新たに建築せんとする体育館はこの度も同窓の協力を仰ぐという計画がなされたようである。昭和二十五年十一月二十二日、栗本義彦学長は米本卯吉理事長に宛て、次の如く申請書を提出しているからである。すなわち、「各都道府県単位同窓懇談会実施について」と題する申請書の目的に「本学東京移転に伴う体育館建設の基金を全国同窓から募る為、直接地方同窓会員と懇談し、母校の現状を訴え正しい認識と深い理解に基づく具体的な協力を実現すると共に今後緊密な連絡のもとに母校発展の為に強力なる母校復興運動を展開させ度。」とみえ、地方同窓会員と直接懇談するメンバーとして宮崎操、桜井彦四郎、河田新吉、石津誠の各教授および栗本義彦学長があげられている。これらのメンバーは日本体育大学の中枢でもあったことから、体育館建設のために同窓会員に寄付を募ることが本格的に行われたとみてよい。

とまれ、学校法人日本体育会は昭和二十六年十一月三日付けで工事請負契約を共栄建設株式会社と交わし、木造スレート亜鉛引厚鉄板交葺平家一棟延建坪二七七坪の体育館の建設が着工されている。この建設の途中、引渡期日（昭和二十七年四月三十日）を大幅に遅れることがあったが、九二三万円の巨額を投じた待望の体育館が昭和二十八年十月一日に落成した。これに続いて本館建築が着工され、昭和二十七年九月三十日に竣工し、さらに木造校舎（教室）が二十九年十一月までに完成する。この間の事情については『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に詳しいので、当該の箇所を引用しておこう。

復旧の第一は、文部省の移転承認の条件にあるように、体育館にはじまり、本館の再建へと進む。すなわち、昭和二十六年七月十四日、評議員会は体育館と本館の新築を承認、九月十三日に体育館建築の認可を受けるのと並行して、同月三十日、戦災復旧費七四七万五、〇〇〇円を文部省から借入してこの費用に宛てた。

そして、十一月三日に体育館地鎮祭を行ない、十日から起工した。・・・(中略)・・・

この体育館は、戦災で焼失した体育館の土台をそのまま利用したもので、構造的には完全に復元といえる。木造二階建、一階二一三坪、二階四六坪、計二七七坪、外壁はモルタル塗りで、昭和二十八年十月一日に落成した。

本館は、昭和二十七年二月十二日に文部大臣の建築認可を受け、二月二十二日地鎮祭、四月三十日上棟式を挙行、同年九月三十日に竣工した。本館も、旧本館の土台を利用し、構造的に復旧再現となった。木造二階建かわら葺、一階一五二坪余、二階一四四坪余、合計二九六坪余で、階下は事務室、教官室(教務課)教室など、階上は会議室兼講師控室、理事長・学長室、図書室、教室などとなっている。

主要施設の復旧をとげた大学では、さらにグランド沿いに寮と平行して二階建木造校舎(教室)一棟を二期に分けて建設し、一期分が昭和二十八年十一月、二期分が昭和二十九年十一月に完成する。合計三五五坪余である。また、昭和二十九年八月には、各運動部部室五四坪が寮とグランドの境に建設された。

このように教育機関としての最低限度の条件を整えた日本体育大学および学校法人日本体育会は社会のニーズに応えるべく体育学部に新学科課程の増設に着手する。その最初は健康学科、次いで武道学科、さらには体育専攻科が増設されている。この学科増設は昭和四十九年度までに達成された事業であるが、この時期には日本体育大学の

附置施設も整備されるに及んでいる。そこで、以下において学科増設と附置施設の拡充・整備に関して点描してみることにしたい。

（二）教育課程の整備・拡充

(1) 健康学科の増設

昭和三十五年八月三十一日、学校法人日本体育会理事会は〝昭和三十六年度より日本体育大学体育学部に健康学科を増設する件〟の議案を諮り、「昭和三十六年度より日本体育大学体育学部に健康学科（又は専攻）を増設することを決定」し、三十五年九月二十五日付けで荒木萬壽夫文部大臣に「日本体育大学健康学科増設申請書」を提出した。これによると本学科の名称は「日本体育大学体育学部健康学科（又は専攻）」で、入学定員は二〇名となっている。このことは学科として認可が難しければ、専攻として承認を取り付けるようにねらわれていることを示している。定員を二〇名と少数に抑えているためである。とまれ、この申請書では本学科の「目的及び使命」として二点が掲げられているので次に引いて置くことにしたい。

（一）学殖豊かな保健科教諭の養成

健全なる国民の養成は、一方において身体を練磨する体育学科と、一方におつて生理学、衛生学、細菌学、栄養学等の健康に関する学理を究明する健康学科との振興に俟たねばならない。

ここにおいて、本学に健康学科を増設し、学殖豊かな保健科教諭を養成して、心身共に健全なる国民の育成に資せんとすることを目的とする。

（二）併設大学の充実

日本体育大学（体育学部体育学科）及び女子短期大学（体育科）の併設大学と密接な連携と協力をとり、以て相互の充実発展と目的使命の達成を図らんとする。

ところが、この申請書に不備があった。ために、日本体育会は昭和三十六年八月五日に理事会を開催して、改めて健康学科の増設の決議を行い、同年十月十日に文部大臣に宛て「健康学科増設申請書」を提出することになる。この時、定員が四〇名に増員され、〝専攻〟の可能性が払拭された「健康学科」の名称に一本化された。前回の申請において不備であると指摘され、再申請となったことは、結果として、私学経営のためには好都合であったといえよう。入学定員が二〇名から四〇名へと倍増することが認められたからである。なお、昭和三十七年四月開講を目指した〝健康学科〟の増設理由とは次の通りである。

第一　日本体育大学に健康学科を増設する事由

日本体育大学に健康学科を増設する主な事由は次の如くである。

一、体育専門の大学を完備する。

日本体育大学には現在体育学科を設置してあるが、これを体育専門の大学として完備するために、新たに健康学科を増設しようとするのである。すなわち、左のように両科はその目標主力を異にするので、これを両方整備して体育大学の完璧を期そうとするのである。

体育学科（身体の鍛練、身体の発達、運動競技、運動遊戯球技格技ダンス等の実技練磨等）

健康学科（身体の健康、健康の保持、生理衛生、生理衛生解剖看護栄養等の学理探究等）

二、日本の体育大学の模範とする。
しかして、日本における体育大学のあるべき姿を実現し、出来得れば他の模範とし、体育の望ましい在り方を招来したい。
三、教育界の要求に応ずる。
現在日本体育大学の卒業生は大部分全国の中学校、高等学校その他の学校に体育教師として就職し、保健体育科の教育に当っている。しかるに、保健専攻の教師を要求される場合が段々多くなってきた。この要求に応ずるために健康学科を増設し、保健学または健康学を専攻する体育教師を養成したい。
四、社会の要求に応ずる。
国民の保健体育の増進に一時期を画すスポーツ振興法が日本全国に施行されることになった。そして、全国各市町村に保健体育の指導者を必要とするに至った。この際わが国唯一の体育専門の大学と見られている日本体育大学に健康学科を増設し、いわゆる健康学、体育学に精通した卒業生を全国各市町村に指導者として送り、心身共に健康な日本国民を育成したい。

学科の増設によって体育学部の入学定員の総枠を広げれば、私学の経営にゆとりをもたらすが、日本体育大学体育学部体育学科に加えて、健康学科を増設し得たことは日本体育会の経営基盤を安定的な方向へ導くものであった。無論、教育機関であるから、右に謳われた建前論が用意されねばならなかったし、その新学科増設のために本学を取り巻く教育環境にも変化がなければならなかった。すでに、明治期以来の本学とライバル関係にあった東京教育大学体育学部に健康学科が設置（昭和二十四年五月）されていた。これが、本学をして健康学科増設へと向かわしめたのである。また、一般社会における健康観にも変化がみられるようになったことも、健康学科の新設のバック

ボーンとみなすことができそうである。ホワイト・カラー族が高い社会的ステータスを獲得しつゝあったこの時期に、静的労働者の運動不足が目立って増えてきたからである。全身の筋肉を動員しなければならない肉体労働に代わって、小筋的作業が中心となる労働が中心になってきたのである。これは、大工場におけるオートメーション・システムの導入によって勤労者から全身運動を奪ってしまったことを意味しよう。ために、徐々にではあるが〝運動不足病〟が論議されるようにもなってきたのである。運動によって健康の維持増進を図るという古くて新しい問題が提起されだしたともいえる。したがって、日本体育大学がこの時期に健康学科を増設したことは非常にタイムリーであったといわねばなるまい。

この健康学科では生理衛生の授業科目が体育学科以上に課され、労働衛生関係科目（四科目）も開講されている点は注目されるところである。これによって健康学科の取得単位は体育学科の取得単位に加算される形で設けられたので、その卒業に要する単位は一六二単位に及んでいる。なお、この健康学科の増設申請は昭和三十七年三月二十三日付けで受理され、同年四月からの開講となっている。また、本学科課程の修了者には中学校一級、高等学校二級の保健体育および保健の教諭免許状が授与されることになった。その課程申請に対する認可は昭和三十七年三月二十八日（三十六年八月二十五日に申請）に下されている。

(2) 武道学科の増設

昭和三十九年は日本のスポーツ界が大きく世界に羽ばたいた記念すべき年であった。東京オリンピックが開催され、洋式スポーツばかりでなく、日本古来の伝統的スポーツも世界の桧舞台に登場したからである。早くから近代スポーツの仲間入りを果たした柔道がオリンピックの正式種目に採用され、日本で誕生したスポーツに世界の若人

が覇を競ったのである。このオリンピック史上に日本の伝統的スポーツが刻まれたという事実は、同時に長らく〝戦争色の濃い〟スポーツとして禁じられてきたスポーツが解禁されたことを象徴するものであったとみることができそうである。昭和三十年代に入って武道が学校現場で復活し、武道の指導者が求められるようになってきたからである。これに応えるべく設置されたのが、体育教員養成機関における武道学科の増設であった。その最初の試みを行ったのが日本体育大学であった。昭和三十九年八月五日に開催の学校法人日本体育会理事会は、昭和三十九年七月十五日開催の日本体育大学教授会で〝昭和四十年度から体育学部に武道学科を増設すること〟が採択されたのを受けて、「昭和四十年度より日本体育大学体育学部に武道学科を増設する件」を諮り、これを決定しているのである。かくて、昭和三十九年九月十日、日本体育会理事長米本卯吉は愛知揆一文部大臣に宛て「日本体育大学体育学部武道学科増設届出書」を提出する。武道学科を増設せんとする事由を次ぎに掲げよう。

日本体育大学に武道学科を増設する主な事由は次の如くである。

一、体育専門の大学を完備する

日本体育大学には現在体育学科、健康学科を設置してあるが、これを体育専門の大学として完備するために、新たに、武道学科を増設しようとするのである。すなわち、左のような三学科はその目標主力を異にするので、これを三方整備して体育大学の完璧を期そうとするのである。

体育学科　（身体の鍛練、身体の発達、運動競技、運動遊戯、球技、格技、ダンス等の実技錬磨、優秀な体育指導者養成の目的）

健康学科　（身体の健康、健康の保持、生理衛生、解剖、看護、栄養等の学理探究、優秀な保健指導者

養成の目的）

武道学科　（体育学科の学理、実技錬磨の上に、日本の国技である剣道、柔道、相撲道の歴史、理論、実技錬磨、優秀な武道指導者養成の目的）

二、日本の体育大学の模範とする

しかして、日本における体育大学のあるべき姿を実現し、出来得れば他の模範とし、理想的な体育指導者養成の大学にしたい。

三、教育界の要求に応ずる

現在、日本体育大学の卒業生は殆ど全員、全国の中学校、高等学校、その他の学校に体育教師として就職し、保健・体育科の教育に当っている。しかるに戦後、昭和三十三年改訂、中学校学習指導要領、同三十五年改訂、高等学校学習指導要領において、剣道、柔道、相撲等の武道は格技として中学校および高等学校保健体育科において、男子生徒の必須教材となって重きをなして来たが（別紙1参照）、その専門的指導者が少なく（別紙2参照）、かつ、その養成機関が未だない。ここにおいて、その指導者養成を要望する教育界の声が高くなったので、この要求に応ずるために武道学科を増設し、剣道、柔道、相撲道を専攻し、武道の理論と実技に優れた武道教師を養成したい。

四、社会の要求に応ずる

国民の保健体育の増進に一時期を画すスポーツ振興法が、日本全国に施行せられることになった。そして、全国各市町村に保健体育の指導者を必要とするに至った。この際、わが国唯一の体育専門の大学と見られている日本体育大学に武道学科を増設し、いわゆる剣道、柔道、相撲道の国技に精通した優秀な武道指導者を、全国各学校、各市町村に指導者として送り、心身共に健康な日本国民を育成する一助としたい。

五、武道錬磨に便利

従来は、他の運動と共に、体育学科において一様に研究されていたが、それでは体育の正課の時間があま

（別紙１）　　学校における武道の普及状況

(イ)　正課時（男子生徒のみ）　　（昭和38年11月１日現在，文部省調査）

区分	公立学校総数	調査対象		実施種目及び百分比　（　）内は％				計	備考
		県数	学校数	2種目以上	柔道のみ	剣道のみ	相撲のみ		
	校	県	校	校	校	校	校	校	
中学校	11,215	37	6,358	937	518	516	3,103	5,074	
			(100)	(14.7)	(8.2)	(801)	(48.8)	(79.8)	
高校（定時制，女子高を除く）	2,468	38	1,612	343	602	220	206	1.371	
			(100)	(21.3)	(37.3)	(13.6)	(12.8)	(85.0)	

（注）　１．中学校においては柔道，剣道，相撲のうち１種目，高校においては，１種目以上履修させる。
２．中学校新教育課程実施第２年度，高校は新教育課程第１年度である。

(ロ)　特別教育活動（クラブ活動）

区分	公立学校総数	調査対象		実施種目及び百分比　（　）内は％				計	備考
		県数	学校数	2種目以上	柔道のみ	剣道のみ	相撲のみ		
	校	県	校	校	校	校	校	校	
中学校	11,265	36	6,007	1,608	795	1,017	480	3,900	
				(26.8)	(13.2)	(16.9)	(8.0)	(64.9)	
高校（定時制，女子高を除く）	2,468	38	1,601	1,028	338	125	33	1,524	
				(64.2)	(21.1)	(7.8)	(2.1)	(95.2)	

（別紙２）　　担当教員配置状況

（昭和37年９月１日現在，文部省調査）

区分	男子保健体育教員	柔道	％	剣道	％	相撲	％	計	％
	人	人		人		人		人	
中学校	38,830	3,309	8.4	2,072	6.8	1,152	3.0	7,133	18.2
高校	9,076	1,462	16.1	938	10.4	208	2.2	2.608	28.7

（注）　１．保健体育科男子教員のうち，初段以上の者の数を示す。
２．本学養成目標（柔，剣，相とも３段以上）からすればなお低率となる。

り多くて武道の十分の錬磨ができない。もし武道学科が設立されると、共通科目は体育学科と同じくやるにしても、専門学科が相当数とれ、その専任教授の指導を受けられるので、武道錬磨にはきわめて便利である。

六、国民の道徳性の向上をはかりたい

戦後の国民の道徳性の低下は嘆かわしい。特に、青少年の非行の増加は国民の最大関心事となっている。この際、正しい運動競技、スポーツ、レクリエーションで道徳性の向上をはかることは最も適切有効な方途と思う。武道の開始、並びに終了時の敬礼、武道場内の緊張と態度、指導者と被指導者間の礼儀、厳粛荘厳な練習試合など、青少年の洗心に最適であると思う。ここに本学に武道学科を増設しようとする一半の理由がある。

かく申し述べて、日本体育大学体育学部に武道学科を増設したい事由が披露された。なお、武道学科増設の時期は「昭和四十年四月一日より第一学年を入学せしめて増設を開始し、四年間にわたって増設を完了する」とされ、入学定員のほうは一〇〇名として申請されている。この一〇〇名の内訳は「剣道科」四〇名、「柔道科」四〇名、「相撲科」二〇名となっていたが、昭和四十年一月十九日付で発せられた文部省大学学術局長の受理通知によれば、「体育学部武道学科　一〇〇名」の学科増設が認可されていることがわかる。したがって、認可された定員の各科の枠は大学の自主的判断に任された形となっているといわねばならない。その自主的判断は申請通りの定員内訳となり、これが学則に盛られるに及んでいる。

本武道学科増設の目的は『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』が指摘しているように、「学校体育に占

める武道の地位の強化に対応して、国策としての武道振興に資する教育課程を設置する」ことに置かれていたのである。したがって、武道種目として取り上げられた剣道、柔道、相撲は他の運動種目と同列におかれてしかるべきであるが、武道種目を特別のもの、すなわち日本古来の伝統的修練種目とみなし、これを正当化する手立てとして武道学科の設置が認可されたとみなければならない。武道史、武道概論、武道倫理などを武道学科の特色を示す授業科目として採用していることから推すことができるように、武道学科には人文科学的知見の教授を中心にすることとし、自然科学的知見については第二義的扱いでよしとしたのである。したがって、体育学部に武道学科を設置したことをして、体育学の学問体系の強化が図られたとみなすことはできまい。「体育」の「学」を志向したときには、武道は体育学科の授業科目として扱うことでことたりたはずであった。学問の対象として〝武道〟を眺めたときに、〝武道〟学は〝球技〟学と同様に、〝体育〟（体育・スポーツ）の〝（科）学〟の一領域に過ぎないことになるためである。　とまれ、日本体育大学の体育学部における武道学科の増設は中・高等学校における武道教材担当の教員養成を目的にして申請されたといえる。しかし、中・高等学校に武道科を設け、そのための教員免許が授与されるまでには国も武道の振興に力をいれていなかった。ために、本武道学科の所定の単位を履修した者に対して、中学校教諭一級普通免許状（保健体育）と高等学校教諭二級普通免許状（保健体育）を授与するに止められているのである。

　こうして増設された武道学科は日本体育会が社会および学校教育界からのニーズに応えようとした結果、誕生したといえる。したがって、本会のそのような姿勢は新たなニーズが起こってくればそれに応えるための新たな学科の増設が企図されることに通ずるといえよう。それは社会体育学科の増設となって実現していく。しかし、そのニ

ーズは米本卯吉理事長時代ではなく次ぎの米本正理事長の時代まで待たねばならなかった。

(3) 体育専攻科の増設

一学部三学科の体育大学へと発展させた後は、より高度の専門教育の場を提供するための事業がスタートした。それはここで取り上げようとする〝体育専攻科〟の増設となって実現へと向かうことになる。昭和四十五年五月十八日、日本体育大学教授会は「昭和四十六年より日本体育大学に体育専攻科（体育専攻）を増設する件」を諮り、全員異議なく原案通り可決した。この教授会の決議を受けて、同年八月五日に開催の理事会は当該議案を審議し、決議するにいたっている。かくして、昭和四十五年九月二十五日、学校法人日本体育会理事長米本卯吉名で坂田道太文部大臣に「日本体育大学体育専攻科（体育専攻）増設届出書」が提出の運びとなった。この届出書によると、昭和四十六年四月一日に増設せんとする体育専攻科（体育専攻）の増設の事由は次のように示された。

第一　体育専攻科（体育専攻）増設の事由

1、本学は大学設置以来、一意専心施設設備等の拡充整備に努力してきたが、最近完成のメドがつき、教育ならびに研究において余裕を生ずるに至った。一方、多数の卒業生の中には、より高い専門の学術の研究を希望する声も高まってきた。ここに、これらの要望に応えるため、本学に体育専攻科（体育専攻）を増設することにした。

2、終戦後のわが国の青少年の身体を見るに、身長は著しく伸びているが、体位・体力は必ずしも伸びていない。この事実の真相を究明し、真の国民体力の向上を計らねばならない。それらの体育の研究の機運を促進するためにも、この体育専攻科（体育専攻）を増設する必要性がある。

3、かつ、本学卒業生にして、高等学校保健体育科一級普通免許状を取得するよう希望するものがある。本学その他の大学のこの希望に応えんとするのも、これが増設の一因である。

かくして、日本体育大学体育学部に併設する体育専攻科（入学定員二〇名）が増設される。専攻科は一般に高度の専門教育を目指して設置される場合が多く、この課程は大学院設置の前段階もしくは準備段階として位置づけられる。本学の場合も例外ではなく、大学院の設置がその時期において無理があると判断された時に、これに代えて専攻科の設置を計るとするものであった。このことは昭和四十五年三月二日付で発行の『日体大時報』（第九号）に記載された栗本義彦学長の談話によって知ることができよう。その記事には〝大学院〟という大見出しと並んで〝80周年をむかえ大学院設置！〟の見出しが用意され、次のように報じられているからである。

現在の就職状況等と本学の将来を関連させて考えている事は、本学が創設されて（体操練習場より）二年後は八十年になる。そこで創設八十年を目標に、ここに大学院を設置したいと考えている。

一気に大学院設置が無理なら研究科・修士コースでもよい。

大学院設置には努力するが、施設や教授陣容の問題ですぐに解決しない。そこで一段階として来年度文部省に大学院設置を申請して来年度は研究科を置き、そこでは高等学校教員体育科の一級免許が出せる様にする。現在卒業後も大学へ残って勉強したい学生が増えた事や、その他の諸状況により必然的に研究機関を設置するわけである。大学院設置も現在公立大学の教授に交渉中である。いずれにしても大学院設置は〝創設八十年〟を機会として努力する。

来年度予定の研究機関は、コーチ学を中心としたトレーニングコース、また国民の経済生活の成長に伴い〃余暇の善用〃過ごし方ということでレジャースポーツ（運動）指導者の必要性が増えてきたのでレクリエーションコースと、この二つを大学院と関連させ設置したい。

しかし、栗本義彦学長の大学院設置構想は氏の在任期間においてその実現はならなかった。私学における体育学研究科の大学院はその当時まだ設置された例はなく、これが実現には多大の努力が必要とされた。大学院の認可を取り付けるまでには社会的情勢が整っていなかったともいえよう。右の引用にみえるように、本学卒業生が更なる研究を目指して大学院に進学を希望するときには、その当時は東京大学大学院教育学研究科、東京教育大学大学院の教育学研究科および体育学研究科のいずれかを選ぶしかなかったのである。研究者の養成は公立（国立）大学において行われ、大学教員への道は大学院修了者に限られ始めつゝあった。それだけに、従来から高等教育機関の教員として大学へ卒業生を送り出していた日本体育大学でも大学教員への就職の道を確保すべく、大学院の設置が急がれていたのである。このことは「日本体育大学体育専攻科（体育専攻）増設届出書」のなかで提示された〃将来の計画〃において確かめることができる。この計画は将来の体育学部における学科の増設も企図されているので、多少長くなるが次に引いて置くことにしたい。

第十二　将来の計画

一、学部および学科組織に関すること

本学は、国民の体位の向上を図るため、明治二十四年に日本体育会を創設し、体育教師養成の機関として明治二十六年に体操練習所を創立したのに始まり、七十八年の歴史をけみする。その建学の精神に基づき、まず学校体育の向上発展を図り、延いては国民の体位向上を図るために、体育学科を設けてその指導者養成に努めてきた。しかるに、体育の向上と健康の増進のためには、生理衛生、健康医学を専攻し、保健の専門教師養成の必要を感じ昭和三十八年健康学科を増設した。時恰も、わが国の産業界の高度成長に相応した技術革新と設備の近代化に対応する勤労者の体位の向上、適切なる職場配置による労働意欲の向上を目的とした健康労務の管理者の必要性を痛感し、衛生管理者の養成にも当ることにした。また、武道の教材が学校教育に採り上げられるに至り、武道教師の必要に迫られたので、昭和四十年武道学科を増設し、これに当てることにした。

（一）レクリエーション学科の増設

しかるに、近時レジャーブームを来し、山に海に赴くもの極めて多くなったことは結構であるが、これが適切な指導者なく遺難相継ぐ有様なので、国民の体位向上を念願する本学では、これが指導者養成のために、レクリエーション学科の増設を考慮している。

（二）大学院（修士課程）の設置

今回、体育専攻科を増設するが、更に大学院を設置し、より高度の体育学の学問体系を確立したいと計画している。

右の将来計画によれば、体育専攻科の増設は大学院体育学研究科（修士課程）の設置を前提にして図られていたことがわかる。また、将来に向けて体育学部に新学科を設ける意図もみられる。そのレクリエーション学科はその後、社会体育学科として実を結ぶことになった。とにもかくにも、米本卯吉理事長時代の学科増設の事業は健康学

科にはじまり、武道学科を経て、体育専攻科でもって終わっているが、財政の建て直しから着手した理事長の手腕も大学院の設置までは及ばなかったといえよう。しかし、その前段階までは準備されており、大学院の設置は目前にせまっていたのである。

(三) 教育研究施設の拡充と整備

明治三十年代の日本体育会は日本体育会体操学校の教師が中心となって体育に関する図書の刊行と雑誌の発刊を試み、斯界にこの分野の多くの知見を提供した。無論、この時期における情報の内容をみてみると、欧米の体育情報の紹介が殆どであり、本邦独自の研究成果に基づくものではなかったといわねばならない。しかし、この時期における本会の果たした啓蒙的役割は少なしとしない。西欧のスポーツを実際に試してみて、これを紹介するという努力は多くの現場の教師たちに受け入れられるところとなったのである。

ところが、国庫補助金の打切りに伴って本会の書籍刊行の事業は下火となり、欧米の体育・スポーツの翻訳紹介であったとはいえ、その表立った研究活動は姿を消すようになった。爾来、本会の経営になる日本体育会体操学校、日本体育専門学校の時代において研究活動は二義的な地位に追いやられ、実技の指導にその重きが置かれるようになった。その理由の一つには本会の経済上の問題があったこと、他の一つには戦争状態にあったことが考えられる。したがって、本会が体育・スポーツの研究に本格的に乗り出すのは、戦争状態が終わり、経済的にゆとりが生じるようになった時期まで待たねばならなかったといえよう。昭和二十四年、日本体育専門学校は日本体育大学へと昇格した。この昇格に当たって国の提示する大学設置基準が示され、その基準を満たすことが大学への昇格の要件となったのである。ために、日本体育大学設置申請書の中で、二つの点で研究の方向性が示されることになったので

ある。その一つは体育研究所の設置であり、他の一つは研究図書の整備と図書館の設置であった。そこで、日本体育大学となってから以降の体育・スポーツに関する研究体制の整備の歩みを辿ってみることにしたい。

(1) 体育研究所の設置

新制大学に昇格するにあたって、本学が文部省に提示した研究所構想は本学の自主的判断でもって打ち出されたものであった。大学設置基準にその設置が義務付けられていたわけではなかった。したがって、日本体育会が戦前から構想していた〝体育大学〟には研究の機能も持たせたいという予てからの願望があったとみなければならない。研究の方面をなおざりにしてよいと考えていたわけではなかった。戦後とはいえ経済的には依然としてゆとりを持ち得ていなかった時期に〝大学たるものは研究を軽視してはならない〟ことが表明されたのである。その表明は〝日本体育大学体育学研究所〟構想の発表であった。その研究所規定を次ぎに掲げておこう。

日本体育大学研究所規定

第一條　本大学に体育学術研究のために、体育学研究所を設ける。

第二條　研究所に左の研究室を置く。

体育学科研究室、衛生学科研究室、運動学科研究室、各研究室に係員一名及学生委員若干名を置く。

第三條　係員は其の学科主任教授の命を受け研究室に属する一切の事務を掌る。係員の任期は二ヶ年とする。

係員は本大学学部卒業者中適当な者を以て之に充つ。

第四條　学生委員は係員を補佐する。
　学生委員は当該学科学生中より任用する。
第五條　本大学々生にして左の一項に該当する者は入所を許可する。
一、研究科学生
二、学部学生
三、選科生又は聴講生にして其の学科主任教授の許可を得た者。
四、本大学卒業者にして其の学科主任教授の許可を得た者。
第六條　入所を許可された者には入所許可證を交附する。
第七條　研究所各研究室に入室する場合は左の規定による。
一、入室者は入室の都度入室許可證を係員に提示し入室簿に所定の記入をすること。
二、研究室備付の図書閲覧は係員の許可を受けること。
三、入所許可證を他人に貸与した者は尓今入室を禁ずる。
第八條　研究所各研究室の開室は毎日午前九時より午后四時までとする。
　土曜日の午後、日曜日、祭日、本大学所定の休日其他臨時休日には開室しない。
第九條　研究所所属の図書は帯出及貸出を許さない。

では、右の体育学研究所は当初からその機能を十分に果たし得たのであろうか。その答えは〝否〟である。戦後、漸くにして復興を遂げた日本体育専門学校が茨城県土浦のキャンパスで新制大学へと昇格したが、この時期における財団法人日本体育会の財政は決して潤沢ではなかった。したがって、研究のための施設・設備・備品は本研究所

が意図した程十分に整備し得るものではなかったといわねばならない。それに、当該キャンパスの立ち退きの命にしたがって、本学を東京へと移転せねばならなくなったのだから、研究費に回すだけの財源上のゆとりはなかったといえよう。ために、本学の研究所構想は東京・深沢のキャンパスに移転・復帰し、学生数が漸増するまでまたねばならなかった。在学生の増加にともなって、研究のための財源が確保されることになるからである。

無論、本学における研究の立ち遅れは財源の方面だけではなかった。これを『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は「専任教員が半数に満たなかったうえに、施設の不足、学科目制の教育体制、教員による教務学生関係事務処理体制にあったことも、研究できる環境とはいえなかった。」と分析する。だから、昭和二十六年に東京・深沢に移転してからも、右に掲げた研究所規定中の研究室はすぐには設置されることもなかった。木造体育館に器械体操・徒手体操研究室が設けられたに過ぎなかったのである。これとても、〃体操準備室〃に過ぎなかったといっていい。これが体育研究所研究室としての体裁を整えはじめたのは、昭和三十年代を待たねばならなかったのである。

昭和三十一年六月二十七日、総合体育研究館が竣工した。この体育館内に体育研究室の設置が予定されている。昭和三十一年に発行の『日体ニュース』第七号は〃体育研究室の陣容定まる!!〃との見出しの下で、「いよいよ日体も知的陶冶の面に力を入れ始めてきた。すなわち今度新築された体育研究館（新体育館）には幾多の研究室を予定して建築されたのであるが、今回その人的内容が決定された。」と報じ、次の研究室及び主任を掲げている。

①体育学研究室　主　任　石津　教授　②運動生理学研究室　主　任　大木　教授

③体育心理学研究室　主　任　阿部助教授　④教育学研究室　主　任　荒　教授
⑤自然科学研究室　主任代理　越知専任講師　⑥体操研究室　主　任　竹本助教授
⑦陸上競技研究室　主　任　宮崎助教授　⑧球技研究室　主　任　中田助教授
⑨軽スポーツ研究室　主　任　後藤助教授

右の研究室名から推し測ることができるように、この研究室は体育〝研究館〟内に設けられたとはいえ、〝体育〟研究〝館〟いわゆる〝体育館〟に教員室を設置したに過ぎないといえる。従来の大部屋であった職員室が場所を体育館に移して分野別に区画されたともいえる。それは〝体育学研究所〟構想に一歩近づいただけで、一般でいう〝研究所〟の体をなしていなかったといわねばならない。勿論、昭和二十三年に制定の「日本体育大学研究所規定」には「体育学科研究室」「衛生学科研究室」「運動学科研究室」を置くと定められていたのだから、〝研究所らしく〟なったことは確かである。

この研究所らしくなった研究所が〝研究をする所〟へと発展していくのは昭和三十五年一月以降のことである。このことに関しては『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に詳しいので、当該箇所を引いて置くことにしたい。

すなわち、昭和三十年に本学出身者としてはじめての医学博士を名古屋大学から受けた故大木勝夫は、昭和三十一年本学教授に迎えられ、実験的研究皆無であった本学にその新風を吹き込んだ。その成果は、昭和三十五年一月に桜町病院（木造二階建八〇坪）を購入して「体育研究所」とすることへ発展する。そして、文部省

の昭和三十五年度私立大学研究設備整備補助金六〇万円をもってトレッドミルその他の実験設備を購入、昭和三十七年度から研究活動を開始することとなる。開設当時の所長は栗本学長、主任は昭和三十三年に東京大学医学部から移られた松岡教授で、所員は正木、山田、圓の三氏であった。なお初期の研究は水泳実習の医学的管理に関するもので、日本体育学会第十三回大会以降、個人発表されている。

この設置されたばかりの体育研究所は、昭和三十八年十一月、校内グランド北東部のプレハブ二棟へ移転となった。これは、校内の寄宿寮を撤去して教育施設とするため、体育研究所跡へ鉄筋の学生寮を新設するための措置であった。以来昭和四十四年秋の二号館完成まで、プレハブ時代がつづく。

このプレハブ時代の体育研究所は、体育調査研究部などのサークル活動に刺激を与えた点で、またスタッフの拡充によって研究分野を衛生学から生理学、心理学へと拡大した点でみるべきものがあり、『一九六五年度水泳、キャンプおよびスキー実習調査報告書』を発表している。しかし、予算措置が円滑を欠き、また、昭和四十二年に転出した生理担当の正木、心理担当の藤田両助教授の後任人事が停滞するなど、体育研究所としての機能を十分に発揮できぬまま、プレハブ時代を終わることとなる。

二号館が完成してからは研究所としての機能は以前にもまして発揮されるようになった。二号館一階のフロアーが研究所のためのスペースに当てられ、実験施設も整備されはじめたからである。松岡脩吉教授が所長に就任し、そのもとで研究活動が本格化する。この時期の体育研究所の実際に関しても『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に記述されているので、次に引用して置くことにしよう。

昭和四十四年秋、二号館の完成とともに、体育研究所はグランドに仮設されていたプレハブを引き払い、二号館に移った。しかし、新施設における研究活動の開始をみたのは、昭和四十六年度を迎え、松岡教授が体育研究所長となってからである。その最初の組織的活動は同年十一月に本学で開催された日本体育学会の当番校事務局の中枢となったことである。そして、昭和四十七年度には所員の充実とともに、研究調査活動部門、動作分析部門、トレーニング部門の研究体制をとるかたわら、学生の卒業論文指導、文部省の科学研究助成金の申請事務も担当し、昭和四十八年度には、はじめて『日本体育大学体育研究所々報』を発行するまでになった。

かくて、日本体育大学体育研究所が本格的に始動しはじめた。その所員は一五名の教員と一名の職員から構成されている。所長の松岡教授、石井喜八教授を始め、圓吉夫助教授、岸本肇講師、円出善英講師、伊藤孝講師、西條修光助手、高橋一衛助手、小泉紀雄助手、中井誠一助手、熨斗謙一副手、阿部茂明副手、太田恵美子副手、南川和世副手、伊藤直樹副手の教育職員と、それに事務職員として野平起實子書記であった。なお、助手以上の教員はほとんど兼任者であり、講師一名、副手四名と事務職員が専任として位置づけられている。

(2) 日本体育大学図書館の整備

大学教育における図書館の果たす役割は大きい。この機能を重視したればこそ大学設置基準(昭和二十二年制定)において図書館の設置が盛られているといえる。したがって、本学が専門学校から新制大学へ昇格申請するにあたり、その申請のための要件として図書館の設置を図らねばならなかった。しかし、本学は度重なる移転と戦災に遭遇したために、その歴史と伝統にみあった図書は所蔵されておらず、大学設置基準の求める〝大学図書館〟になるまでには多くの時間を必要としたといわねばならない。この図書館の発展史は同時に本学の教育研究史を映すもの

でもあった。以下において、新制大学として認可されてから以降の本学の図書館の歩みを辿ることにしよう。

昭和二十三年七月、財団法人日本体育会は日本体育専門学校を新制大学へと昇格させるべく〝日本体育大学設置認可申請〟を文部省に提出した。この申請書類の中で提示されたのが、次に掲げる附属図書館規程である。この規程は明治二十六年に日本体育会体操練習所が設置されて以降、始めて設けられたものであるだけに、本学の図書館史上を彩る史料であるといえよう。

日本体育大学附属図書館規程

第一條　本学附属図書館は本学所属の図書を蔵置し其の管理に関する事務を掌る。

第二條　本館に於て管理する図書を左の二種に分つ。

一、本館備付の図書

二、教授室、研究室、本学事務室備付の図書

第三條　本館備付の図書は左の四種とする。

一、貴重図書

二、特別図書（辞書類及本館に於て特別取扱をする図書）

三、普通図書

四、新聞、雑誌等定期逐次刊行物（未完冊の分）

第四條　日曜日、祝祭日、及本学の休業日は休館とする。

但し臨時に休館をする場合は其の都度之を掲示する。

第五條　開館時間は毎日午前八時より午後八時迄とする。

但し時宜により伸縮することがある。

第六條　本学教職員、研究科、学部各在学生及選科生、聴講生は申出により閲覧することが出来る。

第七條　左に掲げる者は特に其の許可を得て、図書を閲覧することが出来る。

一、本学出身者

二、附属諸学校の教職員

三、本学に特別の関係ある者

四、諸官廳学校等から特に照会ある者

第八條　館外帯出規定及貴重図書の閲覧指定は別に之を定める。

第九條　教授室、研究室、本学事務室備付の図書は其の主管者に於て管理するものとする。

但し学年末に一回本館に於て其の備付図書の検査を行う。

第十條　本学教職員及特別に許可された者は、係員の承認を得た上書庫内に於て図書を検索することが出来る。

第十一條　本館備付の図書を借出又は帯出する際幅帙をなすものは一幅又は一帙を以て一冊に算し、和漢装で同一部内のものは三冊を以て一冊に算へる。

第十二條　本館備付の図書閲覧に関する規定は左の通りとする。

一、図書閲覧希望者は所定の図書借出票各欄に所要の事項を明記し之に閲覧票を添へ図書出納所に差出すこと

二、閲覧図書借受の冊数は一時に三冊以内とする。

但し教職員はこの限りに非ず。

三、閲覧の図書は当日閉館迄に返却すること。

四、閲覧票は他人に転貸することは出来ない。

五、閲覧票を紛失又は汚損したときは規定の手数料を納め再交附を受けることが出来る。
六、旧学年度の閲覧票は、毎学年の始めに図書館事務所に返却し新学年度の閲覧票を受けること。
七、本学在学中閲覧票の交付を受けた者が卒業又は退学等の場合は直ちに其の閲覧票を本館事務所に返納すること。

第十三條　本館閲覧室に於ける閲覧者は左の諸項を遵守しなければならない。
一、借受図書を閲覧室外に帯出しないこと。
二、借受図書を他人に転貸しないこと。
三、借受図書に毀損又は紛失しないこと。
四、喫煙、音読、談話等他の者の迷惑となる行為をしないこと。
五、器具、床其の他設備を汚損しないこと。
六、印刷物品を配布し又は他人を勧説しないこと。

第十四條　下駄を穿つ者、インキ瓶を携帯する者自用図書以外大量の荷物を携帯する者、其の他館内の秩序に支障ある風態をなす者は入館を許さない。

第十五條　本館図書又は設備に損害を加へ若くは本規則に違反した者に対しては其の事情の如何によつて辯償の責を負はせ、一定の期間又は無期限に閲覧を停止することがある。

第十六條　借受図書を毀損若くは紛失した者は直ちに其の事由を具して館長に届け出て、其の指定に従って辯償の責に任じなければならない。

第十七條　本館備付の図書帯出に関する規定は左の通りとする。
一、本学教職員は規定に依り図書を帯出することが出来る。
二、本学出身者又は特殊研究者であつて本学所在地又は東京都内に在住する者は出願により閲覧を許可された者は規定の保證金を納め帯出證の交付を受け、普通図書の帯出をすることが出来る。

第　十八條　本学教職員であって図書帯出をする者は左の各項を遵守しなければならない。

一、必らず帯出證を館員に示し、所定の用紙に認印を捺すこと。

二、図書検索の爲め入庫する場合は必ず入庫證を係員に示し、其の許可を受けること。

三、帯出図書の冊数は七冊以内とし其の期間は一ケ月以内とする。

四、貴重図書及特別図書は帯出することが出来ない。

但し館長の許可を得且つ学長之を認可した場合は此の限りではない。

五、退職の場合は、直ちに帯出図書及図書帯出證を返却しなければならない。

かかる日本体育大学附属図書館規程が制定されようとも、現実には実体を伴うことができなかった。図書〝館〟は〝室〟にとどまり、その〝室〟内に所蔵する図書の数は千数百冊に過ぎなかったし、その内容も専門図書が少ないというありさまであった。無論、その申請当時の本会の経営状態は芳しくなく、図書購入の費用を調達するには無理があったといわねばならない。東京・深沢への復帰・移転が目前に迫っており、何よりも移転のために資金を投じねばならなかった。図書購入費を捻出するゆとりを失っていたのである。

いっぽう、日本体育大学の経営が安定しはじめた昭和三十年代後半になっても、図書の充実の方針は打ち出されることはなかった。経営の側面からその事情を眺めてみると、図書館を充実する以前に入学者をより多く確保する方が優先されたとみることができそうである。昭和三十六年の健康学科の増設、四十年の武道学科の増設等から推すことができるように、体育学部の入学定員の増員を図り、本学の授業料収入等の増額が目指されたのである。通常、学科増設申請にあたって、その認可条件の一つに図書の質と量の充実が上げられる。しかし、本学の場合には

学科増設のために力点を置いたのは施設・設備の充実と教員人事であった。用立てられた財源を施設・設備費と人件費に当てるのが精一杯であったのである。したがって、当該の学科増設にあたって、図書の問題は〝将来計画〟の項でその充実のために努力することを示めさねばならなかったといえよう。たとえば、健康学科増設申請書では「図書は大学教育のセンターであるから、年次整備計画を樹立し、校舎を増築完備し、諸外国に対しても恥かしからぬ施設設備を整備したい。」と示し、武道学科増設申請書では「図書館の充実　体育に関する図書は日体大図書館に行けば見られるというほど、少なくとも体育に関する図書、雑誌、古書、珍書等を網羅するように充実したい。」と訴えているのである。

この図書に関する本学の表明は、結果的には〝将来計画〟として先送りされ、これが充実に本格的に乗り出すのは四十年代後半になってからであるといわねばならない。図書の充実にはまず書庫・閲覧室・事務室等の構造をもった施設や、図書を管理する専門家（司書）が必要であることは論をまたないが、この方面の充実は遅れをとっていた。数に限りのある図書にしても、この管理は必ずしも十分に行われていたわけではなかった。学友会に文化部としての図書部を設け、学生にその管理を委ねる時代が続いている。しかし、それでも人件費の削減を狙ったと推される図書部員の司書化は学生の図書充実への要求を引き出すことに通じたという点では、本学の学術研究のための芽を生み出していったといえそうである。とまれ、昭和三十五年十一月一日に初の『図書館だより』（一号）が発行された。この図書館広報誌は図書部員によってB4版ガリバン刷で発行されているのである。無論、図書管理に当たった学生の背後には係員として教員がいたことも見逃すことはできない。たとえば、当該の『図書館だより』第五号（昭和三十六年五月十五日発行）において「本学全体も教授陣容を整え、この大きな節の年に備えられまし

たが、図書館も係員三名を配せられ、図書部員二〇名と共に皆さんの要望に答えるべく、ベストを尽くす覚悟で張り切っております。」と報じているが、ここで示された係員とは学友会図書部の部長（教員が当たる）を含めた、教員であった。専任の司書ではなかったのである。したがって、この時期における図書の管理は必ずしも十分に行われていたとはいえないし、現在の図書館が行っているレファレンスは期待される由もなかったといえよう。勿論、その頃の蔵書数ではその必要はなかった。新入荷単行書・雑誌を広報することを目的として発行された『図書館だより』は全部で一〇号を数えるが（昭和三十五年十一月～三十八年十一月）、この〝だより〟に示された新入荷図書の点数は全体で一、七五八点で、洋書一、二三〇点・和書五二八点であった。この中の一、二二九点の洋書はアジア財団日本支部の寄贈によるものであり、本学が三年間で図書として購入したのは五二九点にしか過ぎなかったのである。それでも、昭和三十八年には三〇〇点の和書を購入できたことは図書部員にとって大変な喜びであった。同年十一月発行の『図書館便り』第一〇号には「①燈火親しむべき最良の候となりましたが、今回、学校当局の特別のお取計らいにより、多数（約三〇〇冊）の図書を購入することができました。②体育・教育・心理・歴史・文学等各部門にわたって、かなり重点的に集めることができ、一層充実されました。③しばらくの間、それらを閲覧室の戸棚に展示しておきます。どうぞ、学生諸君の十分の御利用をお待ちしています。」と認められているのである。このようにみてくると、昭和三十年代までは研究用図書はおろか、教育用図書すら十分に整備されていなかったといえそうである。

しかし、四十年代に入ると、その事情に変化の兆しがみえはじめる。このことに関しては『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に詳しいので、次に引用しておくことにしよう。

昭和四十年頃、本学では学生から年間五〇〇円の図書費を徴集するようになった。七号館三階に図書館はできたものの、学生用図書の購入がはかどらなかった対策である。そして昭和四十二年五月には、図書館石塚主任から学生用図書の購入手続、利用方法について提案されるなど、活きた図書館づくりへの努力がみられた。

しかし、その充実と活用には程遠く、昭和四十五年三月の『日体大時報』九号で、三年生川本隆良は「図書館について」投書し、「その図書館たるや見るに忍びないありさま」の原因として、日体生のなかに原因の一部はあるとしながら、「まず第一に本がたくさんありません。学生の要求に応えるだけの設備をしてない所にその原因がある」と指摘して善処を求めているし、『日体大時報』一四号（昭和四十六年三月）でも、学生の納入した図書費についての疑問が提起されている。

この図書館が軌道に乗るのは、昭和四十六年に一号館が完成し、新図書館を開館してからである。すなわち上に掲げた昭和四十四年度以降の図書予算・蔵書数と職員数がこれを物語り、開館時間も午前九時から午後六時までに延長されて、利用学生数も飛躍的に増加した。

本館は約一〇〇名の閲覧者席を持ち、開架式を併用してはいるものの、書庫の蔵書収容力は五万冊程度であり、近い将来には限界に達するため、早急に長期的対策が必要となろう。

また、昭和四十七年度から本館業務の一部として情報部が設置され、図書館員の兼務となった。この機関は、国会図書館などのリファレンスサービスをはるかに越えた情報提供システムを体育スポーツに関して試みようとしている。昭和四十七年度における成果は『学校体育索引目録』で、同誌掲載の全記事を「利用者の立場に立って、編集者独自の方法」をとり、「厳密な意味での体育研究者に対しての分類でなく、問題別、テーマ別の分類」法となっており、一五七項に区分された。今後は、東京教育大学成田助教授の助言のもとに、外国雑誌をも含む作業を計画しているようである。また、マイクロフィルムによる雑誌のバックナンバー、地方新聞掲

	図書予算	蔵書数	年間増加冊数	司　書	司書補	事務員
昭和44年度	――	7,132冊	――冊	0人	1人	0人
〃 45 〃	100万円	7,612	480	0	1	0
〃 46 〃	2,000万円	15,354	7,742	2	1	0
〃 47 〃	2,000万円	25,683	10,329	3	1	1

載の体育スポーツ関係記事のスクラップ作成も企画されている。

なお、本館では、閲覧者に対するコピーサービスのほか、研究室関係コピーサービスも行い、本学におけるコピーセンターとしても活用されている。

上の表で示されているように、本学の図書館はその図書予算の面において大学図書館として体をなすようになるのは昭和四十六年度以降であり、専門家（司書）による図書の管理が本格化するのは四十七年以降といえよう。しかし、この時期は図書館としての機能を果たす陣容が漸く整ったに過ぎず、事務長を置き、その下で事務職員が業務に携わるようになるのは昭和五十年度以降であったし、図書館の設置が日本体育大学学則に盛られるのは昭和五十年四月一日に改正の学則までまたねばならなかった。

（四）深沢キャンパスの再開発と健志台運動施設の建設

昭和二十六年に茨城県・土浦から東京・深沢の地に移転を図った日本体育大学は昭和二十九年までの三年の間に主要施設の復旧を遂げたが、これは深沢キャンパスで教育を行うための応急的な整備であった。したがって、施設はすべて木造建物であって、いずれも戦災で焼失した各施設を復元するにとどまったのである。当然のことながら、その後も「体育」の「大学」に相応しい施設の条件が求められることになる。昭和三十年を前後して、教育研究施設や運動施設の整備が開始される。その一つは深沢キャンパスの再開発であり、他の一つは健志台運動施設の建設であ

った。以下、この諸施設の整備の跡を辿ってみることにしよう。なお、この時期における施設の拡充と整備に関しては『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に詳しく取り上げられているので、以下において当該箇所を引いて置くことにしたい。

(1) 深沢キャンパスの再開発

〈近代化の時期〉

復旧がなると、つづいて新規拡充がはじまる。これは鉄筋コンクリートによる近代的永久建築の形をとり、戦前の体育専門学校時代にはみられなかった威容を大学に加える。その最初は、昭和二十九年八月十三日に落成したプール(二五×一五メートル)で、授業およびクラブ活動にとって欠かせないものであった。つぎに「(総合)体育研究館」(六号館)が建設された。この基本設計は、昭和三十年夏頃志村建築設計事務所によって完成し、同年十一月二十四日の入札によって熊谷組と契約、同二十七日地鎮祭を行ない、翌昭和三十一年二月二十五日の定礎式を経て、同年五月三十一日竣工の予定で作業をすすめ、同年六月二十七日に竣工式を挙行した。その規模は鉄骨鉄筋コンクリート建、地下一階、地上二階、合計七三八坪である。中心となる施設は体操室で、二一〇坪のフロアーを有し、バスケットボールコートの公認を受け、三〇〇ルックスの照明装置を完備していた。この体操室の東側に剣道場、音楽室、研究室、西側に柔道場、生物教室、部室、地階にシャワー、更衣室が配置されたわけで、規模は小さいが、「総合体育研究館」をめざした施設である。これは、竣工式おける挨拶で、米本理事長が「あらゆる体育運動に対する科学的研究と実際的錬磨を目的とする施設」と指摘し、「これを愛護し活用して多くの研究成果を挙げられること」を「切望」したことによって明らかである。

近代的な室内体育施設の建設と並行して、戸外体育施設の整備拡充がはかられるのは当然である。すなわち、深沢復帰以来、学生の協力のもとに整備されてきたグラウンドは、昭和二十八年夏、陸上競技場として、一応

完成した。しかし、これでは不完全であったため、昭和三十一年には全面的に改修し、体育館側の土手の一部を削って公認の陸上競技場を整備した。この結果、トラックの一部は新築の総合体育研究館の軒下をかすめるような具合となって、九月末に完成した。この陸上競技場は同年十二月十五日に第三種公認となった。

つづいて、同年十月十五日には中庭テニスコート横に相撲場が落成し、昭和三十三年六月五日には、一月末以来建設中だった飛込みプールのプール開きとなった。このプールは、スマートな一〇メートル飛込み台とアルミ合金製、および桧製の飛板数基を有し、深さ五メートル二〇、幅一一メートル、長さ二〇メートルで、照明設備を有した。そのプール開きには、メルボルンオリンピック大会飛板飛込みの優勝者で、アメリカスポーツ使節として来日中のクロスワーシー夫妻らの模範演技が行なわれた。

こうして学内施設の整備拡充が一通り完了したにもかかわらず、学生数増加が施設を上回る。このため、本学では学外玉川の河川敷に注目し、ここに総合グランドの建設を計画した。そして、昭和三十三年四月一日神奈川県から川崎市二子地先の多摩川河川敷一万六、〇〇〇平方メートル余を学校体育用スポーツ施設として使用する許可を受け、サッカー場一面、ラグビー場一面、テニスコート四面、バレーコート三面を整備、同年六月六日以降使用することとなった。

そして最後に、学内唯一の空地であった総合体育館とプールの間に、現在の七号館が桜華女子高等学校の校舎として完成する。すなわち、昭和三十三年度開校の女子高校は、当面大学内に併置されることとなったが、その専用の校舎として、昭和三十三年一月二十二日に着工、八月三十一日に竣工したのが七号館である。もちろん、四階の大講堂、三階の図書館は大学の使用を前提とした設計であり、事実上桜華女子高等学校の専用となったのは、二階の普通教室二、特別教室一、一階の特別室一その他にすぎなかった。その規模は鉄筋コンクリート四階建合計四六九坪余である。

この七号館の建設をもって、学内の復旧につづく拡充は限界に達する。これ以降、再開発以外に学内施設拡充の余地は求められなくなる。

再開発の最初は、第三体育館（四号館）であった。これは、グランド北西部隅にあった木造三棟を取り壊し、二階建一部中三階延三五〇坪の一階体操場（一五三坪）、二階剣道場（一五四坪）からなる鉄筋コンクリート造りで、昭和三十六年末から木造三棟の取り壊しに着手し、昭和三十八年一月完成した。体育施設の立体化としては初期のこころみであろう。

つづいて、木造体育館を取り壊して一大総合体育館（五号館）の建設が計画された。これは、鉄筋コンクリート五階建二、〇九〇坪、一階に柔道場（一五二坪）と小体育室（一一三坪）、二階にステージつきの大講堂兼用フロアーを有する大体育館（五二二坪）その他を配したもので、昭和三十八年七月着工、昭和三十九年九月十二日、東京オリンピック大会直前に完成した。そして直ちにバレーボールの練習会場として利用された。・・・（中略）・・・

なお、昭和三十二年九月には、日体需品部が木造二階建延四〇坪で完成し、階下を各種販売に、階上を食堂にあてた。また、昭和三十二年四月には深沢町四丁目一五二番地に女子寮として鉄筋コンクリート三階建一棟、延一七一坪余の建設に着手、同年十二月完成した。その施設は八～七、五帖の和室一八からなり、屋上は物干場となっている。この完成によって、グランドの片隅あるいは幼稚園の一部に収容されていた女子寮生は、本格的な寄宿寮を持つこととなる。つづいて、翌昭和三十三年十月には、第二女子寮として鉄筋コンクリート地上三階地下一階建二九五坪が並び、さらに昭和四十一年三月には第三女子寮の地上三階地下一階建二四五坪が加わる。これらは、ともにベッド式居室で、地階は食堂、浴室となっている。この結果、女子寮の収容力は、約四〇〇名となった。・・・（中略）・・・

〈スポーツ・トレーニング研究場〉

昭和三十八年十一月十二日、日本体育会は日本自転車振興会に対して、日本体育大学スポーツ・トレーニング研究場建設の補助金を要望した。補助率は五〇パーセントである。その設立の目的は「諸外国に比して立ち遅れの感がある我国スポーツ・トレーニング及びコーチングの科学的研究を促進すると共に、これらの研究が

単に理論に終らず、我国の環境や体育組織に適合するよう実験を通してその成果を挙げるため、本会経営の日本体育大学にスポーツ・トレーニング研究場を設置し、広く全国体育指導者の利用に供し、もって体育の近代化、合理化を通しての体育振興に寄与すること」であった。

この補助金は、昭和三十九年四月十五日、要望通り昭和三十九年度事業として認められたが、着工にあたっては、当初の木造平屋建一二〇坪の計画を鉄筋コンクリート建四三〇平方メートル（一三〇坪強）に拡張し、六号館地下のロッカールームをも施設の一部に改修、より充実したトレーニング場の実現をめざした。また、工期も延長の変更手続をとり、昭和四十年六月三十日に完成した。その竣工式は同年七月六日に行なわれ、新設器具を使用しての実演会を実施した。昭和四十一年二月十日の「補助事業の完了報告書」では、本施設について「わが国における体育界の課題であるスポーツ訓練における特に体力づくりの具体的な方法を体系づけるとともに、体育指導者のための条件としてのこの種設備活用についての指導力の向上が期待され、それが全国的に大きな影響を与えるものと考えられる」と述べ、その成果を期待するとともに研究成果を発表する旨、約束している。

完成当時のスポーツ・トレーニング研究場について『日体大時報』一号（昭和四十年六月三日）はつぎのように説明し、その内部を図示している。

完成迫るトレーニングセンター

昭和三十九年度に総工費四千万円と巨額な資金を得て建設に着手したトレーニングセンターが近く完成することとなった。（四千万円の資金のなかには、日本自転車振興会より寄付された千百万円も含まれている。これは、日体大がわが国の体育の振興発展を考えるときに、重要な位置を占めていることを示している。）

このトレーニングセンターは、第二体育館の北側床下にあるロッカー室を改造したもので、総面積は五百四十三、六九平方メートル。これは元来の敷地百十三・二四平方メートルに新設地の四百三十・四

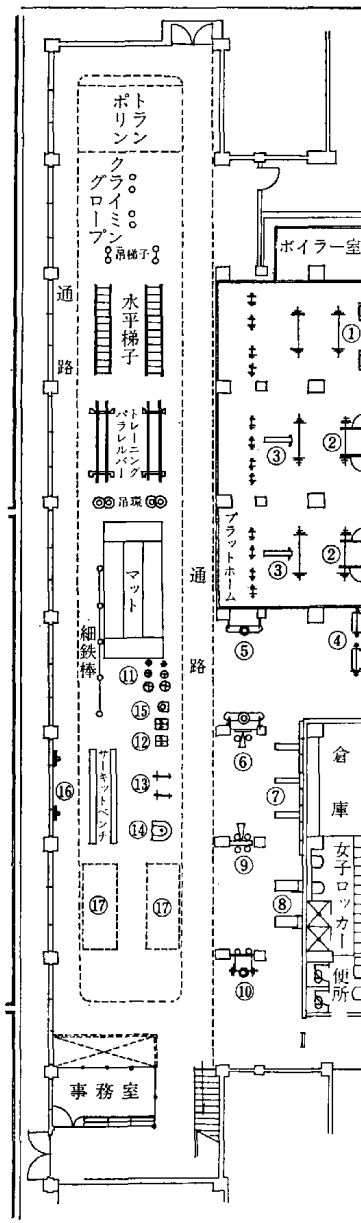
五平方メートルを加えた面積である。つぎに、このセンターの完成時の設備や規模等についてふれてみると高さ五メートル、長さ五十四メートル、二階の西側には測定管理室があり、その下に受付や、シャワー、手洗所、男子ロッカー室が設けられる。女子のロッカー室は旧ロッカー室の後にできる予定である。なお、旧男子ロッカー室は、四百平方メートルのウェートトレーニング場となる。ウェートトレーニングとは過重負荷をおこなうもので、バーベル、ダンベル、その他各種のウェートトレーニング用の器械が備えつけられる。また新設地には、サーキットトレーニング場ができる。そこには、吊網や平行棒、運梯肋木、低鉄棒、台を地下に埋めて設置したトランポリン、それに各種のスポーツテスト用の器械が置かれ、外側を通路とした一周百メートルの室内トレッドミルがある。これにはグラスステックスが使用されておりわが国初めての試みとして注目されている。(グラスステックスとはガラス繊維をポリエステル樹脂で強化したものである。グラスステックスは軽く、強く、常に一定の弾力性があるというように優れた特質を持っている。)測定室には万能記録計(テレメーター)が備えつけられるのだが、これは日本でも数少ない優秀なものである。

一方大学側では学生のために、各個人の使用目的にあった器械選択などについて事前指導、ならびに実地指導をおこなうそうで、そのためにトレーニングセンターを使用する学生の記録をカードおよび手帳に記入して、効果を上げようと考えている。この個人の練習結果が、トレーニング方法についての改善に役立つばかりでなく、大学の体育研究、わが国の体育界の研究に大いに役立つであろうことを期待している。(中略)・・・・

〈寄宿寮の移転〉

昭和四十年から昭和四十二年にかけて校内寄宿寮はすべて解体された。教育研究施設拡充のためである。

これに対処するため、さきに体育研究所として購入し、かつ日体保育科の専用施設として利用した旧桜町病院は、昭和三十八年に解体され、同年七月から第一寮として鉄筋コンクリート造六階建三、五二八平方メートルの建設に着手していた。これは、昭和三十九年度に入って完成すると同時に男子寮として使用していたが。



1 リストローラー
2 スクワットラック
3 フラットベンチ
4 アイソメトリックラック
5 レッグプレスマシン
6 クォーターサークルチェストウェイト
7 インクラインボード
8 レッグフレクサーマシン
9 プーリチェストウェイト

10 カーフレッズマシン
11 メディシングボール（ママ）
12 ベーススプリント
13 自転車練習器
14 回転椅子
15 リバウンダー
16 ジャンプメーター
17 トレツドミル用ピット

九月二十一日に引き渡し手続きを完了した。つづいて、昭和四十二年度には深沢六丁目二三番九号の土地を入手し、第二寮鉄筋コンクリート地下一階地上三階建七四一平方メートルを完成した。これによって学外に新設した寄宿寮の収容力は校内寄宿寮の二倍以上となり、校内寄宿寮の機能は完全に学外で充足されたのである。・・・（中略）・・・　そして、寮の跡地の本館寄りには、応急のプレハブ校舎二棟が仮設される一方、昭和四十二年度には新校舎第一期工事がはじまる。

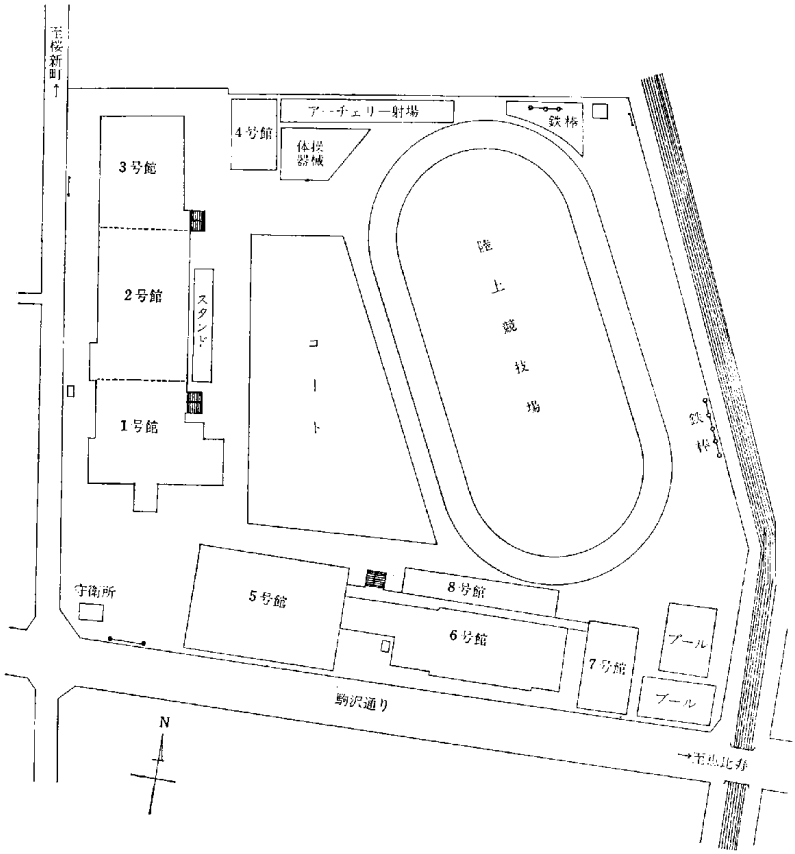
〈新校舎の建設〉

昭和四十三年四月三十日、三号館が完成した。地上三階地下二階二、九三三平方メートルで七一四名収容の大教室二つとシャワー室からなっている。この完成を『日体大時報』六号は、「授業施設の第一歩」と評した。

つづいて、第二期工事として二号館の建設がはじまり、昭和四十四年九月三十日完成する。地下一階地上四階建五、二四九平方メートルで、地階は相撲道場、シャワー・ロッカー室（一、三〇〇名分）二二部室、一階は科学系大実習室三と研究室、二階はゼミナール室など小教室、三～四階は吹き抜けで第四体育館と附属室になっている。これによって、実験実習系の授業とゼミナールの本格化が可能となった。

さらにつづいて第三期工事として木造本館の解体と、その跡に一号館の建設がはじまる。完成は昭和四十六年七月八日である。地下一階地上四階建五、〇三四平方メートルのこの新本館は、二号館と一体となっており、管理棟、研究棟の機能をもっている。すなわち、地階は食堂、需品部などからなり、一階は事務、二階は学校法人の役員室、事務室と学長室、談話兼会議室、講師室、同窓会室など、三階は研究室、ゼミナール室、四階は図書館を主に器楽教室、研究室からなっている。

ここに深沢校地の再開発は完了し、体育大学として必要な諸施設は整備されたこととなる。と同時に、深沢校地三九、九二三平方メートルに対し、建造物は延二四、七八七平方メートルとなって、これ以上の建設は不可能となった。深沢における再開発の対象は、必然的にグランド、プールなど屋外施設の改修、拡充に限られることとなる。



建物面積表			備考
建物名称	構造 階数	面積	取得年月日
1号館（本館）	鉄骨鉄筋コンクリート 陸屋根 地下1 地上4	5,033m²85	S.46.7.8
2号館（教室）	〃 〃 〃 〃	5,249m²46	S.44.9.30
3号館（〃）	〃 〃 地下2 〃	2,932m²91	S.43.4.30
4号館（第3体育館）	鉄筋コンクリート 陸屋根 4階	1,151m²23	S.38.1.31
5号館（第1体育館）	鉄骨鉄筋コンクリート 陸屋根 地下1地上4	6,225m²56	S.39.9.12
6号館（第2体育館）	〃 〃 〃 地上2	2,015m²69	S.31.7.31
7号館	〃 〃 地上4	1,550m²99	S.33.4.1
8号館(トレーニング研究場)	〃 〃 地上1	610m²82	S.46.7.5
守衛室	コンクリートブロック造 陸屋根 平家	15m²	S.46.7.8
灯油庫	〃 鉄板葺 〃	1m²785	S.46.12.30
計		24,787m²295	

深沢配置図

東京都世田谷区深沢7丁目1番1号　39,923m²

なお、グランド隅にあった体育研究所などプレハブ施設は、昭和四十七年十月三十一日に撤去された。

以上が『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に誌るされた昭和二十九年度以降の深沢キャンパスにおける諸施設建設の概要である。この深沢の再開発と同時に、日本体育大学はキャンパス内で短期大学、桜華女子高等学校を併設したのに加えて、体育学部に健康学科・武道学科・体育専攻科を増設したためにキャンパスは著しく狭隘となり、運動の施設を学外に求めねばならなくなった。その最初の試みが多摩川河川敷に設けた玉川日体グラウンドであった。しかし、この施設は神奈川県からの借用地であるために、その使用にあたっては何かと不便をきたしていた。

(2) 健志台運動施設の建設

日本体育会および日本体育大学は新たな運動施設の確保へと向かうことになる。その結果、次の引用によって示すように、横浜市緑区内に凡そ三万七、〇〇〇坪の運動施設を建設することとなった。左の引用は『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』によるものである。

本学将来の発展を考える時、深沢校地だけでは明らかに狭隘である。日本体育会では、昭和三十年代から田園都市線～厚木街道方面に約三万坪の大学用地を拡張する意思をもっていた。この用地獲得が具体化するのは、昭和四十年代になってからで、当初は健志台の西方約四〇〇メートルの田奈地区を対象とし、昭和四十一年十月に約一万七、〇〇〇坪、昭和四十二年十二月約八、〇〇〇坪（盛円寺所有）を獲得した。しかし、予定地域

内の若干の用地買収が難航した。その間、昭和四十二年五月には、現在地である鴨志田地区との交換案が東京急行電鉄との間に浮かびあがった。ここは、若干奥へ入るが、東急子供の国と隣接する南面の台地でやや広く、有利と判断されたので交換に応ずることとなり、昭和四十三年七月十九日、土地交換契約が成立した。これが健志台入手の経過で、計画実施面積は三万七、七〇〇坪に達する。交通は田園都市線長津田駅よりバス約二〇分、トキハ松学園短大下車、徒歩約二分である。

この健志台運動施設建設は用地買収を巡って多大の困難に直面したという。このことは、本事業に携わった法人本部の担当者が『日体ニュース』（第五十六号、昭和四十四年三月）の中で、「この土地の買収は、柏日体高校や浜松日体高校を作るときよりも、幾層倍も苦労し、絶望的になったことが幾度もありました。」と述懐していることから推すことができる。また、本事業の推進に当たった関係者がこの貴重な経験を将来に生かすためであるとして『日本体育大学　横浜総合グランド用地取得経過記録』を昭和四十四年二月に纏めていることも、その用地買収のプロセスが如何に困難を極めたかを物語るといえる。そこで、八十一頁（内、写真三十四頁）にもわたる記録からその経緯の大要を知ることができる「前がき」と「あとがき」を引いて置くことにしたい。

（前　が　き）

○　この記録は日本体育会が建設中の日本体育大学、横浜綜合グランドの用地が4年有余の歳月を経て、漸く達成した、その過程を、後々の参考に資する為め取纏めたものである。

昭和40年春から、昭和42年5月鴨志田案が生れるまでの田奈地区の過程を田奈地区篇として作成、

昭和42年5月から、昭和43年9月起工式執行に至るまでを鴨志田地区篇として、取纏め、尚田奈地区盛円寺は相当問題もあったので別に盛円寺篇を収録した。

この用地の取得については西村事務長を中心に、春見が参与の特命を受けて掌理に当つた。

○ 着工と経過

昭和43年9月3日着工、施工会社、勝村建設株式会社、第1期工事として400米トラックの完成（昭和44年8月）を期し、造成、排水、道路其他、必要工事を発注して目下進捗中である、昭和44年1月22日米本理事長は工事中の現場を視察されて、まことに良い場所を求めたと満足の意を表された。

（あ と が き）

1. 昭和40年春から昭和43年9月3日起工式の執り行われるまでの4年有余というものは苦斗の連続であつた。
2. 田奈地区、盛円寺地区、鴨志田地区の新、旧協力地主と直接協力は得られなかつたが、折衝した地主を併せて100人以上に及ぶ多勢を相手に進めたものである。
3. 顧るに用地の取得、即ち土地の売買ということは兎角問題が多く、種々の面で事件が発生し易いものである。幸いに大過なく結実を見たと云うことは、微力ながら米本理事長の指導下に、至誠以て事に当つたことが天に通じて、今日の成果を得たものと思料される。
4. 「完全無穴」（穴は誤りではなく意味がある。一人でも反対があれば穴である。）の土地を、この地辺で、万坪以上求めることは容易でない。
況んや3万坪以上ともなれば価格の点からも実現不可能とさえ言われている。
5. 良き指導者、良き協力者があつて、こゝに多年の懸案であつた日本体育大学綜合グランド建設計画の基盤である用地の確保が達成したのである。
6. 今や工事は着々と進行して、日増しに原形は変化しつゝある。昨日の沢地（穴、崖地）は見事に盛土整地され、面目を一新している。

7. 「子供の国」施設の樹林地を背景にした南向きのこの台地は周辺の樹林緑地に囲まれて施設の効率は一〇〇%の地であり、施設の整備と共にその価値は一層高まるものと思う。日体の鐘が高鳴る日も遠くはないであろうと考えるとき感慨一入無量である。（昭和44年2月11日記録）

無論、右の序章と結章の部分だけでは本会がこの時期に用地買収に乗り出したことが如何に大変であったかを見通すことはできない。取得した土地の農地法や地元の区画整理事業との競合の問題、売買交渉した相手側が宗教法人であったことによる手続き上の問題だけではない複雑な問題も絡んだのである。とまれ、本会が田奈地区にて取得した土地を東急側が既に取得していた土地と交換し、それが今日の健志台キャンパスとして誕生していった経緯についてのみ触れておくことにしたい。昭和四十三年四月十五日、地元土地改良事業関係理事田中勉氏を立会人として東京急行電鉄株式会社取締役社長五島昇（甲）と日本体育会理事長米本卯吉（乙）との間の土地交換のための覚書が作成され、昭和四十三年七月十九日午後二時日本体育会本部にて「土地交換契約」が成立している。この土地交換契約書によれば、交換の内容は次に掲げる条文をもって知ることができる。

第1条　甲および乙は甲の所有に係わる後記表示甲の土地94、505㎡（28、604坪―本件土地上に存する立木等上物一切を含む―以下「本件甲の土地」という）と、乙の所有に係る後記表示乙の土地79、858㎡（24、176坪―本件土地上に存する立木等上物一切を含む―以下「本件乙の土地」という）とを交換するものとし乙は甲に対し交換差額金として金87、187、320円也を支払うものとする。

但し本交換は公簿面積によるものとし、実測による面積および交換差額金の改訂は一切行なわないものとす

る。

右によって交換された土地の広さは公簿であって、その実測値ではなかった。このことに関して前掲の記録書は「取得面積　２８、６０４坪は公簿によるものであって、これを実測した結果は３６、８２５坪となつた、このいわゆる「延び」の面積は８、２２１坪、約3割の増加である」としながら、「区域内に青地が（官公有地）あり計画実施面積は３７、７００坪と表示した」と示している。かく、運動施設用地の取得に成功した日本体育会は勝村建設株式会社と当該地の造成のための請負契約を取り交わし、昭和四十三年九月三日を起工式の日と定め、その式典を挙行、次頁に掲げる「横浜グランド敷地面積調」に示された運動施設が整備されることとなった。

この健志台運動施設には米本卯吉理事長がことのほか熱を入れ、その将来に大きな期待を寄せている。その当時の法人における事務担当者によると、昭和四十一年当時に米本卯吉理事長が自ら関係地主その他の地元の人々に協力を求めたという。それは次のように回想されている。

そして最後にダメ押しの極め手になったのは、三年前の交渉の当初、米本理事長が、地主達の部落の集会場である徳恩寺本堂において、各地主の面々に『私は、当年80歳になります。私がこの齢でこんなに元気でおれますのは、この丈夫なからだに育ててくれた親のお蔭であります。私はこの親の恩に報いるためにも、体育を通じて、親に孝行し、しかも根性のある立派な青年を育成することに一生を捧げてきました。ここで地主の皆さん方の御協力を得ることができましたら、やがてこの地が世界で有名な体育のメッカとなります・・・・・』と挨拶されたあの言葉であろうと思います。この親孝行とか根性ある青年とかいう、教育というものに対する

横浜グランド敷地面積調

種　　目	規　　格	面　積	全体の割合
陸　上　競　技	400m・8コース	6,850坪	18.2 %
野　　球	両翼90m·中央120m	3,650	9.7
ラ　グ　ビ　ー	140×65m	2,840	7.5
サ　ッ　カ　ー	105×70m	2,320	6.2
テ　　ニ　　ス	40×18m・4面	920	2.4
ア　ー　チ　ェ　リ　ー	10×100m	450	1.2
バ　　レ　　ー	40×16m・2面	430	1.1
ハ　ン　ド　ボ　ー　ル	43×24m	380	1.0
小　　計		17,840	47.3
校　舎　予　定　地		3,700	9.8
敷　地　内　道　路	舗装部のみ	1,500	4.0
道　路，水　路　要　地	東側のみ	720	1.9
小　　計		5,920	15.7
観　覧　席　利　用　地	陸上・ラグビー	1,070	2.9
現況保存，人口緑地 （競技外周余裕分を含む）	樹林・芝張	12,870	34.1
合　　計		37,700坪	100 %

本表は道水路付替以前の表示である

旧日本人?の自負心をくすぐった名文句が、長老連を泣かせ、地主たちに対してなされたいろいろな土地開発会社からの営利誘導を、最後には押し切ったのであろうと思っています。

こうして獲得した健志台の地に米本理事長は幾度となく訪れ、その地がスポーツのメッカへと変貌していく様子を確認している。この地に翁の最後の仕事を託したのであろうか。このことは〝健志台〟という名称が米本卯吉理事長の命名によることによって知られるところである。〝健〟は〝健康〟を意味し、〝志〟は〝志〟学および鴨〝志〟田町に因み、〝台〟は〝丘陵〟を指すという。〝若人がこの丘陵地に集い、学問を志すとともにスポーツに汗して健康を志す〟という意味になろうか。とまれ、この新天地に寄せる理事長の思いを、〝健志台〟という名称から推し量ることができるといえよう。

第二項　日本体育大学女子短期大学の新設

昭和二十四年三月二十五日に設立認可を得た日本体育大学は翌四月一日に開校、九月二十日に入学式を茨城県土浦の元海軍航空隊跡のキャンパスで挙行した。しかし、間もなく、国からこのキャンパスの返還が求められたことを機に、キャンパスの移転が計画された。土浦のキャンパスでは地の利が悪く本学を希望する学生の確保が難しいことも手伝ってその移転先は東京都内に絞られている。移転先の候補が幾つか挙げられたが、結果として日本体育専門学校跡の東京深沢のキャンパスに復帰することになった。復帰後の日本体育大学の入学希望者は漸次増加し、経営も安定化していく。これを見越した日本体育会はその組織を財団法人日本体育会から学校法人日本体育会へと

改組するとともに、新たな大学の設置に乗り出していった。

社団法人時代の日本体育会はその時代の要請に応えるべく日本体育会体操学校に女子部を設け、女子体育指導者の養成を図っていたが、新大学設置の構想はその延長線上にあったといってよい。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』はそれを次の如く分析する。

> 日本体育会体操学校以来、本学は男子課程よりも修業年限の短い女子課程を女子部として設置してきた。しかし、新制大学設立に際しては、男女共学の四年制課程だけを開設し、事実上、従来の女子部に相当する女子短期大学課程を無視した。しかし、深沢に復帰し、再建計画が軌道に乗りはじめると、女子体育指導者の需要増に対処するため、女子短期大学を日本体育大学に併設することが検討され、昭和二十七年九月三十日、日本体育会理事会はその併設を決定、十月十日付けで文部大臣に対して設置認可申請を行なった。

確かに、右の如く女子体育指導者養成機関として女子短期大学が設置されたとみなすことは可能であるが、それだけの理由でこの女子のための大学設置を語ることはできないようである。米本卯吉理事長が女子教育に熱心であったこと、女子の高学歴志向時代の到来の察知に基づく女子短期大学設置ブームなどを見逃すことはできまい。無論、ここではその問題に立ち入ることが目的ではないので、詳細は別の叙述に譲らねばならないが、ここでは米本理事長が経営手腕に長けていた点に注目しておきたい。女子短期大学の設置は日本体育会の経営する大学（日本体育大学）の経営的安定化が狙われたとみるのが自然であろう。さもなくば、一万坪余しかない深沢のキャンパスに

併設する形で「体育」の短期大学を設置した理由を見出すことはできない。より広いスペースを四年制の体育大学が必要としていたところに、同じ体育を専門とする短期大学が割って入るわけであるから、その教育に多くの支障をきたすことは当然である。しかし、それでもその狭隘なキャンパス内で女子のための体育の短期大学を設置したことは、四年制体育大学の実質的な定員増であったとみなければならない。施設が共有され、教職員が兼任されれば教育のための経費は削減されることになるし、この一方で授業料収入は増加するからである。とまれ、この方針が功を奏したことはその後の日本体育大学の発展をみれば容易に首肯しうるところであろう。因みに、この時期に短期大学を設置した多くの学校法人は経営上の理由を優先させていたといわれている。

ともあれ、以下において日本体育大学女子短期大学の新設と学科増について見ておくことにしたい。

（一）日本体育大学女子短期大学の新設

昭和二十七年九月三十日、学校法人日本体育会理事会は女子体育指導者養成の機関として女子短期大学を日本体育大学に設置することを決定し、十月十日付けで文部大臣に設立認可申請を行った。その新設大学の名称は〝日本体育大学女子短期大学〟とされ、設置する学科を日本体育大学体育学部と同様に〝体育学科〟とされている。ここでいう〝併設〟とは同一キャンパス内で設置されるに止まらず、その実質は日本体育大学〝短期大学部〟であった。したがって、この設置から今日にいたるまでの経緯を眺めれば、このことは明瞭であるし、本学の名称が〝日本体育女子短期大学〟ではなく〝日本体育大学女子短期大学〟となっていることからも明らかに認められるといえよう。

当該大学設置認可申請書の当初、日本体育大学女子短期大学設置要項中に示された「目的及び使命」は次のように記されていた。

（一）教養豊かな女子の体育指導者の養成

健全な国民育成に体育は不可欠のものである。然るに今日其の指導者が不足していることはまことに遺憾である。就中女子の体育指導者は極めて僅少で体育教育上支障をきたしている現状である。この時局の要望に応えて優良なる女子体育指導者を短期において養成しなければならない。

（二）一面大学教育の充実を図る

併設大学との連けいを密接にし素質なる者は一層高い体育の理論と実際の研究を成し遂げさせる。

右の短期大学設置の目的および使命は二十七年十月十日の申請書では、「教育基本法の規定する教育の一般目的と方法に則り、体育に関する理論及び実際を教授研究すると共に知的道徳的教養を授け以て優れた女子体育指導者を養成することを目的とする」に改められている。これは右引用の（二）にある編入学を前提にした文言を設立の目的にした場合には短期大学の独立の精神が損なわれることに対する配慮であったと考えられよう。申請する前に行われた文部省との折衝時に指摘されて改めることになったのか、自主的に改正したのか、はその申請書作成の中心人物であった原田忠四郎教授がすでに入寂しているためにそれを確かめるすべを欠いているといわねばならない。しかし、日本体育大学女子短期大学を独立した大学として申請しているのだから、それを日本体育大学に併設するからといって日本体育大学女子短期大学と日本体育大学という異なった〝人格〟を混同させるわけにはいかなかったとみることができそうである。

いっぽう、職員組織についてみてみると、該申請書では学長一名、（兼任）、教授九名（内、専任四名、兼担五

名）、助教授六名（内、専任一名、兼担五名）、助手六名（専任）、講師一四名（内、専任一名、兼任十三名）の教育職員と、書記二名（専任、外に日本体大と兼務一名）、書記補二名（専任）及び其の他三名（専任、外に日本体大と兼務一名）の事務職員が届け出られていることがわかる。この内、教育職員二六名の内訳をみてみると、学長の兼任を含めて、兼任・兼担者の数は二四名に昇る。これが申請前の計画では教育職員二七名と事務職員七名の計三四名であり、教育職員の兼任・兼担者は一七名となっていた。文部省との事前の折衝によって、右の如く訂正されたのであろう。この職員の少数から、女子短期大学の大学との〝併設〟の意味するところを汲み取ってみると、大幅な人件費の削減がはかられたとみることができる。したがって、日本体育大学女子短期大学の設置は日本体育大学に二年制の学部を設け、日本体育大学の入学定員の実質的な増員を図るものであったといわねばならない。これによって日本体育大学の経営はいよいよ安定していくことになる。短期大学は各種の専門学校が新制大学へと昇格するための前段階としてその設置を認めようとした国の配慮によって誕生したものであったが、多くの学校法人はこれを学校経営のための戦略に組入れている。本学校法人日本体育会においても例外ではなかったのである。学生が二年で入れ代わるのだから、四年制大学よりも収入の効率は高い。ここにも、学校経営者としての米本卯吉理事長の手腕が遺憾無く発揮されたのである。

ところで、この女子短期大学は学科課程は体育学科（認可は体育科）のみが認可申請されたのであるが、将来において新学科の増設が企図されていた。それは当該申請書に添付された「将来の計画」の中で示されている。すなわち、第一番目に「学科又は専攻部門の組織に関すること」として「将来施設を拡充し保健学科を設置したい。」とみえているのである。この〝保健学科〟の増設構想は日本体育大学体育学部の学科増設構想に対応したものであっ

た。当該申請書に添付された「併設の場合の調」のなかで日本体育大学の「将来計画」が示されているが、そこには「(一) 学部及び組織等に関すること」として、「体育学部中に体育学科の充実と共に更に保健学科を設置する予定で漸次充実を図りつゝある。」と認められているからである。なお、この申請書は修正済のものであるが、当該の〝保健学科〟の脇に傍線が引かれ、さらにその脇に〝修士コース〟が記入されているので、申請書類は将来計画として〝修士コース〟が示されたとも判断できる。しかし、その後、体育学部に増設されたのは〝健康学科〟であったことから推すことができるように、その当時日本体育大学が増設を計画していたのは〝保健〟ないし〝健康〟に関する学科であったといわねばなるまい。とまれ、女子短期大学に体育学科の外に増設しようとしていたのは、体育学部に併せた保健学科であったといえよう。体育学部と短期大学との単位の互換制からすれば、体育学部に設置の学科に併せるのが通常の方法であるし、これによって、体育学部への編入学をさせたいとする短期大学の狙いが達成され易くなるためである。

このような狙いをもって昭和二十七年十月十日に設置認可の申請が行われた。その結果、昭和二十八年四月十八日付けで稲田清助文部省大学学術局長から、昭和二十八年三月二十八日付の次に掲げる〝認可指令書〟が校大一四二号を以て学校法人日本体育会理事長宛てに通知されている。なお、この認可指令書を日本体育会が受理したのは同年六月八日であった。

1. 名　称　日本体育大学女子短期大学
2. 位　置　東京都世田谷区深沢町3丁目33番地

3．学　　科　体育学科
4．修業年限　2　年
5．開設年次　第1年次
6．開設時期　昭和28年度
7．設置認可条件
(1) 教員組織、特に一般教育科目の社会科学関係科目担当の教員を充実強化すること。
(2) 校舎の修理整備を計画通り開学までに完了すること。
(3) 図書を充実増強すること。
(4) 標本、機械、器具を補充強化すること。
(5) 入学定員を60名、総定員を120名とすること。
(6) 新たに学科（専攻を含む。）を増設し、または既設の学科（専攻を含む。）等を変更しようとする場合は、当分の間文部大臣（大学設置審議会）に協議すること。
(7) 教員組織については、これが充実にいたるまで、当分の間文部大臣（大学設置審議会）に協議すること。
以上短期大学の目的使命を達成するため、必要な整備拡充を行つて、すみやかに短期大学としての完成を期すること。
なお、教員組織、学科履修方法、諸施設、設備その他について報告を求め、また必要のある場合には文部大臣（大学設置審議会）として審査し、変更を求めることがある。
備　考　体育学科は体育科とすること。

また、短期大学の課程を修了した者に対する教育職員免許については昭和二十九年五月三十一日付で申請し、昭

和三十年三月十七日付で認定されている。「日本体育大学女子短期大学の正規の課程」を終えた者に対して認定される「免許状の種類及び免許教科」は、「中学校　保健体育」と「高等学校　保健体育」で、その「認定の時期」は「昭和29年4月1日」とする、という内容であった。しかし、実際には「中学校教諭二級普通免許状（保健体育）」が授与されることとなっている。

（二）保育科の増設

日本体育大学女子短期大学に「体育科」の課程の外にも別の学科を増設する計画はその短期大学の新設当初から計画されていた。当時、その増設予定として考えられていたのは「保健学科」であり、日本体育大学体育学部の新学科増設計画にあわせられていた。しかし、実際に押し進められたのは保健に関する学科ではなく、幼児教育に関する学科であった。この幼児教育に関する学科は、結果として、〝保育学科〟として申請することに落ち着くが、その間に厚生省管轄の「日体保育科」の設置が先駆けられ、短期大学の学科課程としての申請は後回しとなっている。昭和三十四年九月二十五日付けで「女子短期大学保育科増設認可申請書」が松田竹千代文部大臣宛に提出されながらも、この申請を取り下げて、「日体保育科」の申請が優先されているからである。とまれ、その理由に関しては未だ詳らかではないが、「日体保育科」が短期大学「保育科」の前史を彩ることは確かである。そこで、日本体育大学女子短期大学保育科増設について叙述する前に、保育科設置に至る前史として「日体保育科」設置の経緯を取り上げておくことにしたい。

(1)　日体保育科の新設と休校

昭和三十四年七月に、日本体育大学女子短期大学に保育科を増設する計画が持ち上がったが、これと同時に日体

保育科の設置も併せて検討された。その経緯について『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は次のように叙述している。

すなわち、七月七日(昭和三十四年、引用者注)、申請準備を担当していた原田忠四郎講師は、文部省および厚生省の担当官と交渉、翌日、短大とする場合の条件、日本体育大学〝付設〟保育科とする場合の条件について学長に報告している。この報告を参考に検討した結果、同年八月三十一日の理事会は、設置条件のきびしい短大保育科増設を決定、昭和三十五年度開設をめざして、九月二十五日付で文部大臣に対し保育科増設認可申請書を提出した。その設置目的は「心身共に健全な国民の養成は幼児からの教育に待たねばならない。然るに今日まで幼時の教育は必ずしも重要視されず、従ってその教諭の養成もおろそかにされた観がある。ここに本学に保育科を増設し心身共に健康にして豊かな教養と高度の技術を兼備する幼稚園教諭を養成し、以て心身共に健全な国民の基礎をなす幼児の教育に献身せしめんとする」と示された。保育科の定員は学年五〇名の予定であった。

しかし、この増設計画は、まもなく「日体保育科」として日本体育大学、同女子短期大学とは別に計画されるようになる。その時期は明確ではないが、昭和三十五年一月十五日付で厚生大臣宛「日体保育科指定申請書」の提出となり、同年三月十一日付で「保母を養成する施設」として指定された。

右の引用にみえるように、日本体育会は従来の女子短期大学に〝保健学科〟を設置する構想を〝保育科〟に変更したことがわかる。その時期と変更の理由はもとより定かではないが、当時の女子短期大学で設置されていた学科課程にその範を求めたといえそうである。戦後の女子教育は、確かに、良妻賢母主義教育を払拭して男女の教育に

おける機会均等の理念の上に推し進められてきたが、その実際を眺めてみると、短期大学には文科・家政科・保育科といった学科が多く、旧来の女子教育に対する要求をそのまま短期大学に移行していることがわかる。その短期大学の趨勢にあせて構想されたのが、日本体育大学女子短期大学保育科増設の構想であった。では、何故に保育科でなければならなかったのであろうか。その大きな理由として日本体育会が大正期から幼稚園の経営に乗り出していたことがあげられる。また、その当時の日本体育会の本部は本会経営になる日体幼稚園に置かれていたことと併せて考えてみると、文科よりも家政科よりも保育科の方が優先されねばならなかったといわねばならない。幼稚園教諭の養成機関としての女子短期大学保育科（幼児教育科）を設置し、日本体育大学の特徴を生かして幼児体育を推進すれば、「日本体育大学」「女子短期大学」の独自性を充分に打ち出すことができるわけである。

しかし、この最初の構想は失敗に終わっている。保育科の増設申請を試みながらも、その設置を断念して、〃日体保育科〃の設置へと向かっているからである。

昭和三十四年十一月三十日、学校法人日本体育会評議員会は本部会議室にて理事会の諮問事項を審議すべく会議を開催し、同日付けで以て答申する。その会議での諮問事項とは次に掲げる通りである。

イ、児童福祉施設職員養成の為保育科を設置する件
ロ、右にもとずいて児童福祉法施行令第十三条第一項第一号の規定による「保母を養成する施設」の指定を受ける為、同法施行規則第三十九条の三に基づく指定申請並びに本会寄付行為中一部変更に関する件
ハ、日体保育科指定申請書に基ずく予算措置に関する件

かくて、審議の結果、「諮問事項につき議長よりその理由の説明後意見を求めたところ異議なく、原案通り承認決議された。」との答申が米本卯吉理事長に提出された。この答申を受けて、米本理事長は昭和三十五年一月十五日、厚生大臣および東京都知事宛に「日体保育科指定申請書」を提出する運びとなったのである。この指定申請書によると、「養成しようとする職員の種類」と「その目的」は次のように示されている。

一、養成職員の種類

保　母

二、その目的

1．心身共に健全な国民の養成は幼時からの教育に待たねばならない。然るに今日まで幼時の教育は必ずしも重要視されず、従つてその職員の養成もおろそかにされた観がある。ここに本会に保育科を設置し心身共に健康にして豊かな教養と高度の技術を兼備する児童福祉施設の保母を養成し、以て心身共に健全な国民の基礎をなす保育、児童福祉のための保育に献身せしめんとす。

2．併設する日本体育大学及び女子短期大学と密接な連携と協力をとり、以て相互の充実発展を図る。

右の目的は昭和三十四年九月二十五日付で文部大臣に日本体育大学女子短期大学保育科増設申請書で示された設置の目的と酷似している。〃職員〃を〃教諭〃に、また〃本会〃を〃本学〃に、〃児童福祉施設の保母〃を〃幼稚園教諭〃に、さらに〃保育、児童福祉のための保育〃を〃幼児の教育〃に置き換えれば、その文言は同一であるとい

えよう。したがって、この時期に構想された幼児教育の理念がそのまま日体保育科に適用されたといえる。だから、後述するように、日本体育大学女子短期大学に保育科の増設が認可された時点で、本会における日体保育科の機能は消滅し、入学者の募集を停止したといえる。

とまれ、この日体保育科は昭和三十五年三月十一日付を以て渡辺良夫厚生大臣名で〝保母を養成する施設として指定〟（厚生省東児第七七号）され、同年三月三十一日付で東龍太郎東京都知事より〝保母養成施設の指定〟（35民児監収65号）がなされている。このようにして指定を受けた日体保育科の学則は四七条からなるが、その中で本施設の目的と入学資格について定めた条文をみてみよう。第一条において「本学は教育基本法の規定する教育の目的と方法に則り、児童福祉法に基き、保育の理論と実際を教授研究し、健全なる心身を練磨すると共に豊かな教養と高度の技術を授け、以て優れた児童福祉施設の保母を養成することを目的とする。」と建学の精神が謳われ、第八条に「一、学校教育法による高等学校を卒業した者、二、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）、三、文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者、四、満十八才以上の女子であって児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者」をもって入学の有資格者と定められている。この入学資格を定めた第八条中の第四号は本学の特徴をなすものとなっているが、一般教育科目と専門教育科目の区別をせずに、授業科目を必須科目と選択科目に分けている点も本教育課程の特色となっているという（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。なお、日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学に併設された日体保育科は旧桜町病院跡の日本体育大学研究所を専用施設としたが、その施設の規模は校地五九七坪、校舎木造二階建一棟延二一五坪余であった。

このようにして開学した日体保育科は、しかし、開校から三年立って自然休校となった。その理由は「昭和三十八年度の短大保育科の設置にともない、日体保育科への生徒応募がなく」なったためである(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)。したがって、昭和三十九年度より入学者の募集も中止されているが、この施設の廃校は「短大保育科に幼稚園教諭と保母資格の両方を取得できるようにした時点」まで待つ方針であったが(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)、その方針も後述の如く現在にいたっても実現をみていない。

(2) 保育科の増設

昭和三十七年六月十八日、日本体育大学(女子短期大学)教授会は「昭和三十八年度より日本体育大学女子短期大学に保育科を増設する件」を審議し、原案通り保育科増設を決議した。これを受けて同年八月六日、学校法人日本体育会理事会は同案件を審議し、短期大学に保育科の増設を決議する。かくて、昭和三十七年九月二十五日、学校法人日本体育会理事長米本卯吉名で荒木万寿夫文部大臣に宛て「日本体育大学女子短期大学保育科増設」の申請がなされた。その保育科増設届出書に記された「学科増設の事由」は次の如くであった。

1. 本学は創立以来、健全な国民育成の基礎である健康教育に専念し、今日まで一万余の卒業生を教育界に送り出してまいりました。そして、これが国民体位の向上、国民健康の増進に盡した功績は広く社会の認めるところであろうと思います。しかし、健康教育がさらにその効果を充分に発揮するためには、その基礎をなす幼時、心身ともに成長、発達のいちじるしい幼年時代から健康に対する細心の注意をもって適切な指導がなされねばなりません。それゆえ、健康教育の面において特色ある本学に保育科を増設し、心身ともに健康で、豊かな教養と高等の技術とを兼備する幼稚園教諭を養成することは、本学建学の精神にそい、

また教育界に大いに貢献するところと固く信ずるのであります。

2．このことは、独り本学でそう信ずるばかりでなく、日本女子体育短期大学に保育科が併設せられて、多大の功績を挙げていることでも証明されると思います。極端にいえば、幼児の教育は健康を増進する教育であるといっても過言でないと思いますが、幼児の身心一体の健康教育を、七十年の歴史と伝統のある本学において行い、本学の念願とする真の国民体位の向上、国民健康の増進をはかりたいと思うのであります。

3．更に、現在の日本体育大学女子短期大学（体育科）に保育科を増設し、これを契起として短期大学全体の施設・設備および教育内容を一層充実したいと思います。

4．また、同じ学校法人日本体育会設置の日体幼稚園があるので、これを利用して幼児の行動を日常観察し、随時教育実習を行い、その教育的効果を大いに高めることができると信じます。

この保育科設置の事由は体育を介して幼児の健康を獲得させることにねらいを定めてまとめられている。したがって、幼児体育がその授業科目の内にも現れている。学則第二十二条に示された授業科目によると、教職関係科目中に〝リズム指導（リズム遊戯）〟が加えられ、保健体育科目四単位（講義・実技各二単位）に加えて教科関係科目として〝小児体育〟が採用されているとみることができよう。いっぽう、増設された保育科は幼児教育科であり、日体保育科の内容を包み込んではいなかった。つまり、昭和三十七年十二月二十六日、小林行雄文部省大学学術局長名で「日本体育大学女子短期大学保育科の増設については、さしつかえありません」の回答（申請時の入学定員五〇名はそのまま認可されている）を得た日本体育会は、これより先の同年九月二十五日付で教育職員免許状授与認定資格として〝幼稚園教諭二級普通免許状〟を申請、翌三十八年二月二十八日に認定されているからである。厚

生省に対して課程申請をしていないし、したがって保母の資格授与の認定も受けていないのである。無論、保母養成施設として厚生省から指定を受けていた日体保育科がある以上、短期大学保育科の課程を修了した者に対する保母資格認定の申請をすることはできなかった。

昭和四十七年六月、日体保育科指定取消申請書（案）が作成された。それは日本体育大学女子短期大学保育科の所定の課程を修了した者に対して保母資格を授与させようとの意図によるものであった。その案文によれば、「指定施設をやめようとする理由」が次のように記述されている。

日体保育科は昭和三十五年保母養成施設として指定されましたが、ここ数年受験者もなく卒業者もない状態でありますので、指定取消を願いたく申請申し上げます。

しかし、全く志望者（が）ない訳ではないのでありますが、日本体育（大学）に併設してある日本体育大学女子短期大学保育科（幼稚園教諭養成）に希望がえするのであります。したがってこの際日体保育科の指定取消を願い改めて短大保育科を拡大して幼稚園教諭と保母養成を兼ねるよう申請いたす所存であります。

よって、右お含みの上、日体保育科の指定取消を御願い申し上げます。

右の日体保育科指定取消理由は「新短大保育科申請について」という教育課程変更のための起案を前提にしてまとめられている。そこで、当該起案書にみられる「目的」「申請月日」「新教育課程」について眺めておくことにしたい。先ず、短期大学保育科の教育課程を改正する目的として「現短大保育科は幼稚園教諭養成課程であるが、これを改訂して保母養成をも兼ねることは可能であり、文部省技術養成課でも厚生省婦人児童課でも了解している。」

ことが上げられ、次いで申請の月日を「新短大保育科申請は昭和47年9月30日までである。」とし、その申請は「文部省と厚生省との両方に申請する。」ことが示され、さらに新教育課程については「現短大保育科の教育課程に社会福祉（I講義、II演習）、養護原理I、小児保健（演習）を新たに加え、教育心理に精神衛生、児童心理に乳幼児心理学、育児学に乳児保育、家庭看護学に健康を含めれば足りると思う。」と提示されている。

このようにみてくると、短期大学に開設されている保育科の内容を改めるために、日体保育科の指定取消申請がなされたことがわかる。日体保育科の指定取消の年月日を昭和四十八年三月三十一日とし、翌四月一日から短期大学保育科の新教育課程が出発するというシナリオが描かれていたわけである。しかし、この申請は諸般の事情があったためであろうか、実現をみていない。したがって、短期大学保育科の所定の課程を修めた者に対して保母資格が授与されず、今日にいたっている。

ともあれ、日本体育大学女子短期大学に保育科の増設を達成した日本体育会は、従前にもましてその財政が豊かになっていったといえよう。保母資格の有無を問わず、当該の保育科に入学を希望する学生の減少は見られなかったからである。

第三項　幼稚園経営の再興～日本体育会あさひ幼稚園（現、日体幼稚園）の設置～

日本体育会は社団法人当時から幼稚園を経営している。大正八年四月に大井幼稚園を創設、昭和六年五月には日本体育会体操学校女子部のキャンパス内に六郷幼稚園を開園した。しかし、日本体育会体操学校が世田谷・深沢の地への移転を機に幼稚園経営を止むなく断念するに至っている。いっぽう、本会が社団法人を改組して財団法人に

なってから、再び幼稚園経営に乗り出す動きを見せている。それは深沢の地にあった〝ひなづる幼稚園〟の吸収・合併をはかったことにみられるのだが、幼稚園開設の権利と土地の取得にとどまり、実際には休業の状態が続いている。というのも、昭和十五年六月に開園しつつも戦争の勃発によって自然休園となっているためである。この幼稚園を再興したのは戦後十年を経てからであった。本会は財団法人から学校法人へと改組され、本会の中心的事業たる学校経営の一つの事業として幼稚園の設置がなされることになったのである。本会の経営になる幼稚園の沿革については本書の中で改めて取り上げられている「日体幼稚園の沿革」の項に譲り、ここでは幼稚園経営事業の再興を日本体育会あさひ幼稚園の設置に係わる経緯についてのみ触れることにしたい。

昭和二十九年十月二十四日、学校法人日本体育会会議室（所在地　東京都世田谷区深沢町四一七〇番地）で日本体育会評議員会が開催され、〝あさひ幼稚園の設置並びに設置に伴う寄付行為の一部変更〟に関する議案が理事長より諮問された。審議の結果、「全員異義なく承認」され、翌二十五日に開催の理事会に送られている。この理事会でも〝あさひ幼稚園を設置すること〟および〝あさひ幼稚園設置に伴い寄付行為の一部を改正すること〟が審議され、可決をみている。ところが、この幼稚園の設置に関する件は改めて理事会および評議員会の審議にふされることになる。それは設置せんとする幼稚園の名称に関してであった。すなわち、昭和三十年二月一日に開催の理事会で〝昭和二十九年十月二十五日開催の理事会決議に就て可決した新設幼稚園の名称「あさひ幼稚園」とあるを「日本体育会あさひ幼稚園」とし、従って之に関し寄附行為一部変更中、名称については、右同様とする件〟の議案が提出されているのである。この議題は全員異議なく可決され、翌二日に開催の評議員会においても承認を得ている。これをもって、本会は「日本体育会あさひ幼稚園設置認可申請書」を作成し、昭和三十年二月二十一日付で長島壮行東

京都世田谷区長宛に提出する。

しかし、この申請書は昭和三十年四月に世田谷区長に対して「日本体育会あさひ幼稚園設置認可申請書取下願」の提出となった。その内容は「昭和三十年二月二十一日附提出いたしました日本体育会あさひ幼稚園設置認可申請書は、本法人の事業計画に変更があつたので前記申請書類を取下致し度く願上げます」となっている。事業計画の変更とは当該幼稚園の設置場所の変更であった。その当初は東京都世田谷区深沢町四丁目七拾番地（現在地）に設置する意図であったが、当時東京都では適正配置の必要から一キロメートル以内の設置を避けさせる指導方針であり、既に至近に「無限罪幼稚園」が開園していたために、東京都世田谷区深沢町三丁目三三番地に設置する予定として一旦は申請したが、ひなづる幼稚園を発展的に継承する目的経緯を縷々説明陳情した結果、行政や審議会関係・関係幼稚園の理解を得て、その設置場所を当該幼稚園のあった地番に変更することになった。

いずれにせよ、この設置場所に変更があったのだから、理事会および評議員会においてその変更の決議をしなければならなかった。昭和三十年四月二十日、日本体育会理事会は「昭和二十九年十月二十五日開催の理事会決議事項中日本体育会あさひ幼稚園の設置場所を東京都世田谷区深沢町四丁目七拾番地に変更の件」が諮られ、「全員異議なく可決」している。この議案は同月二十三日に開催の評議員会においても同様の決議をみるにおよんでいる。

かくて、学校法人日本体育会理事長米本卯吉名で昭和三十年四月二十日付けの「日本体育会あさひ幼稚園設置認可申請書」が東京都世田谷区長島壯行宛に提出され、同年五月十一日付で松村謙三文部大臣宛に幼稚園設置にともなう「寄附行為一部変更認可申請書」が提出された。これらの申請は昭和三十年六月二十一日付で世田谷区長から設置の認可が下され、寄付行為変更の認可のほうは同月十五日付で文部大臣より通知されている。

このような経緯で本会の幼稚園経営事業が再出発することになった。昭和三十年五月二十日、本会の本部事務所の所在する深沢町四丁目七〇番地で開園した。その設置趣意書は次のように示されている。

一、日本体育会あさひ幼稚園設置趣意書

本会は明治二十四年八月十一日の創立で明治二十六年三月三日国家興隆の基は体育の振興にあるとし、体操練習所を設置し体育指導者の養成につとめ、約八千余の体育指導者を世に送り今や各級学校の体育教官として教育の中堅をなしている。

終戦後は学制の改革に伴い、健康で有能な国民の育成に体育が不可欠のものであることを痛感し、日本体育大学並に同女子短期大学を設置すると共に、特に心身の健全なる発達に留意する荏原高等学校及び荏原中学校を設置経営し、その成果を納めつつあるが今回本会の所在地である深沢地区が住宅街であつて、交通も頻繁でなく、樹木も多く非常に閑静であり、この環境を利用して幼稚園を設置することは、幼児の安全保育の上から極めて理想的なものと思われ且つ附近には幼稚園が少なく地元住民の熱望もあるのでこれを設置して、真に心身の発達を助長する幼児の楽園天国たらしめたい。

なお本会は大正八年四月大井町に大井幼稚園を設立、昭和六年に六郷幼稚園を設立し、多大の成果を挙げていたのであるが本会経営の学校が移転するに伴いこれ等を他に譲渡し、現在地に移転後世田谷区深沢四丁目七拾番ひなづる幼稚園（大正十五年九月十七日認可）を合併（昭和十五年六月十四日認可）開園したが戦争勃発するに及び自然休園となつた。

この趣意書によると、本会の幼稚園経営の再興は伝統の上に築き上げられたことになるが、その栄えある園の教

育には加藤孝吾園長が当たることになった。園児の入園定員は六〇名で、二年保育制が敷かれている。また、主要教科名として健康保育・リズム・休息・音楽・自由遊び・お話・自然観察・絵画・製作・ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居・見学・年中行事等が採用され、日本「体育」会の設置する幼稚園の特色が打ち出されている。

こうした特徴を有した本幼稚園はその名称が長いためにかえって親しみにくいとの理由から、本会は昭和三十二年三月二十三日に理事会および評議員会を開催し、〃日本体育会あさひ幼稚園〃の名称変更およびこれに伴う寄付行為の変更について審議する。その結果、当該の名称を〃日体幼稚園〃に改め、これにともなって寄付行為も改正することが決議されるにいたる。その会議で提示された名称変更の事由とは次の通りであった。

寄付行為変更の条項及び事由

本法人の設置する幼稚園の名称を従来「日本体育会あさひ幼稚園」としていたが、幼稚園の名称としてはやゝ長きに過ぎ、普通の呼称にも不便なことが多いのでこれを簡明に表現するよう改称することにいたしたく、それに伴い寄付行為の一部を次の通り変更する。

(1)第5条5．「日本体育会あさひ幼稚園」とあるを「日体幼稚園」と変更する

ところで、本会は明治二十五年以来長くその名称として「日本」を冠してきた。そのため本会のシンボルは〃さくら〃が選ばれてきたことは周知の通りである。これに加えて、「日本」体育会には〃あさひ〃もシンボライズされてきた。本会経営の幼稚園に〃あさひ〃が冠された理由がここにあるわけである。したがって、この名称には二重

に〝あさひ〟が冠されたことになる。このことも、恐らくは改称の理由となったと思われる。とまれ、「日体幼稚園」への改称が文部省に届けられ、昭和三十二年四月二十七日に認可された。以後、この名称でもって今日にいたっている。

では、本幼稚園はどのようにして開園されたのであろうか。これを日本体育会発行の『会報』第一号（昭和三十年六月二十日）にみてみよう。

通達事項

◎日本体育会あさひ幼稚園の創設

幼児教育の重要性に鑑み今回「日本体育会あさひ幼稚園」を創設することゝなり、既に申請中であるから近く認可の予定である。入園児募集要項は次の通りである。

一、募集人員　六〇名
二、入園資格　満四才より就学までの者
三、保育年限　一年保育　四〇名
　　二年保育　二〇名
四、入園検定料　二〇〇円
五、納入金
（イ）入園料　一、〇〇〇円
（ロ）保育料　一、〇〇〇円
（ハ）材料費・母の会

お八つ代　　計　三〇〇円

このように園児が募集され、同年六月二十一日に入園式が挙行された。園児たちは真新しい遊具で遊び、園内を所狭しと駆け回ったという。新設幼稚園の遊園はどのように設えられていたのであろうか。これを再び『会報』第二号（昭和三十年七月二十日）でみてみよう。本誌で「新設あさひ幼稚園の設備」が次のように紹介されている。

本会は従来幼児教育の重要性に鑑み、大正八年には大井幼稚園を、昭和六年には六郷幼稚園を設立したが、附属学校の位置移転及び戦争の余波を受け譲渡或は廃止のやむなきに至つた。最近幼児教育の重要性から幼稚園教育が頓にやかましく叫ばれ幼児の精神と身体の健康を保護し増進することを根本とし、その上に種々の伸びゆく力を身につけさせることが最も大切とされている。

このたび日本体育会あさひ幼稚園は特に「心身の健全発達を基礎とする保育を目標として新設された。所在地の深沢町を中心とする地域一帯緑化された住宅街には有名な桜並木があり同幼稚園五七〇坪（内運動場四一九坪）の内には松桜梅桃山茶花樫桧ヒバ棕梠躑躅等の緑陰に恵まれた環境で緑一色の運動場には低鉄棒、四人乗ブランコ、ジャングルジム、滑台をはじめ動くジャングルといわれるユニバーサルジムその他遊具の施設が既に整えられている。更に新しい設計の下に幼児プールを特設した。大さは七米に四米で周囲には腰掛場を設けシャワーを附設した理想的な水遊び場となつている。幼児にとって水遊びは非常に喜ばれるが海にも川にも遠い都心では容易に幼児専用のプールは求められない。殊に水遊びは危険の伴うもので毎年学童の水による惨事を聞くにつけても、安全な幼児プールは特に必要とされているが、多くの幼稚園ではまだ余り実施には注意

も研究も払われていない。あさひ幼稚園で特設した噴水は回転式散水機を利用して場内の芝生に散水するようになつている。今年の夏休中同幼稚園を開放して所定の時間経験深い先生の監督指導の下に安心してプールその他の遊具に親しむことになつた。この幼児プールは幼児が水を恐れないで水に親しめることを目標とし、水という大自然に接することは夏季をおいて他にその機会がないので絶好の季節である。かく道具やプールを通して心身の健全快活な成果をあげる保育を目指すことの意義は大きいといわねばならない。

このように眺めてみると、日本体育会あさひ幼稚園はその遊園に大きな価値を見出し、これの充実に力が入れられたといえよう。施設の充実はその経営母体たる日本体育会の理解がなければ図り得るすべをもたないが、米本卯吉理事長はこの幼児教育に多大の期待を寄せ、資金の投入にはやぶさかではなかった。理事長が本会の経営に参画したのは昭和十四年十一月であるが、翌年にその日本体育会あさひ幼稚園の前身となった〝ひなづる幼稚園〟の吸収・合併を計っている。このことからも、教育家として幼児教育によせた理事長の姿勢が窺われる。当該幼稚園の設置にあたって、米本卯吉理事長は『会報』第二号（昭和三十年七月二十日）に「幼児教育の目指すもの」という一文を寄せ、幼児教育論を次の如く展開している。ここに本会が幼稚園経営事業を再興するにいたった理由を見出すことができるといえよう。米本卯吉という強力な指導者を抜きにして幼稚園の設置を語ることができないからである。

現在では幼稚園も学校教育法による学校である。実に人生最初の学校であるから、満三歳より小学校に就学するまでの幼児を保育する教育の一機関である。申すまでもなく、保育はその対象たる幼児の自然の生活形態

をもととして保護しいたわりながら、幼児の自己充実ができていくように指導することである。こゝに幼稚園の性格があると思う。学校教育法には幼稚園の五つの目標をあげてあるが、この目標をどういう風にして対象の特質に適応させて行くかの工夫をしなければ教育の実際は生きて来ない。幼児の生活を主として徐ろに目標に誘導していくことが最も大切な問題である。

然るに若し幼稚園を小学校入学の準備教育と考えたり、甚だしきはテストの練習をしたり、又は特に図工に力を入れたり、遊戯やバレエを売名にしたり、文字や数を教えることに重点を置くようなことは全く誤った考え方で正しい幼稚園のあり方ではない。むやみに詰め込んだり押しつけたりする所でもない。幼児教育は子どもが自然に動いているうちに、さまざまの力を身につけるようにする。子供が自然に愉快に動けるように環境を作ってやる。この環境が幼稚園でなければならない。即ち子供が自分の力で、自分の生活を切りひらき、進めていけるようになつている幼稚園が本当の正しい幼稚園であると言つてよい。

実に幼稚園はドイツの教育者フリードリッヒ・フレーベルが一八三七年にブランケンブルクで幼児教育所として創設したのが最初のもので、その効果が認められ欧州にひろまり世界各国に創められた。子供の時代から身のまわりの始末も自分で出来遊びもどんどん発展させていける。その間に社交性が養われ自治的に自主性が出てくる。団体生活の楽しさの中に生活の規則正しさを覚える。更に物事の理解が早められ心身の発達を助成し、健康が著しく増進されることが幼稚園の目指す理想であると信ずる。

このたび日本体育会あさひ幼稚園を創設するに当り、施設も設備もこの理想の下に整えることにした。

かくのごとき幼児教育の理念を抱いていたからこそ、米本卯吉理事長をして幼稚園経営の事業に着手せしめたといわねばならない。なお、本会における幼児教育の歴史に関しては「日体幼稚園の沿革」で触れられているので、ここでは日本体育会あさひ幼稚園の設置に係わる経緯に関する叙述のみに止めておきたい。

第四項　新制高等学校の三校の新設

日本体育大学の東京・深沢への移転を図り、入学応募者の増加の見通しを持つことのできた学校法人日本体育会は、前述のように、その実質的定員増を図るべく深沢のキャンパスに女子短期大学を併設し、その経営基盤を安定的方向へと導いていった。この大学の発展を見定めた本会は次に新たなる学校経営へと乗り出すこととなった。大学の東京移転にともなって常陽中・高等学校の廃校の止むなきにいたっていたが、荏原高等学校に加えて新制高等学校を次々に新設していく。その最初が桜華女子高等学校であり、次いで柏日体高等学校、さらには浜松日体高等学校と続く。そこで、本会が昭和三十年代以降に着手した新制高等学校の設置・経営の事業について概観しておくことにしたい。

（一）　桜華女子高等学校の新設

予てから〝子どもの教育に果たす母親の役割〟に注目してきた米本卯吉理事長は日本体育大学女子短期大学の設置と並んで、女子のための高等学校の新設に乗り出した。この女子高等学校は女子の教育だけでなく、日本体育大学の教育実習校として期待されている。したがって、その設置計画の当初において当該女子高校の所在地は日本体育大学の所在地近くに狙いが定められている。ところが、地主との売買交渉が申請時までに成立することができなかったために、大学に併設する形での設立申請がなされた。およそ一万坪しかないキャンパスに体育大学と短期大学と高等学校が同居することになり、設立のための条件を満たすことは困難であった。そのため、日本体育大学のグランドを多摩川の河川敷に求め、狭隘なグラウンドの問題解決に乗り出すこととなった。この結果、早期に女子

高等学校のキャンパスを決定することを条件にその設立が認可されている。このようにして誕生したのが桜華女子高等学校であった。

昭和三十二年九月十三日、学校法人日本体育会の評議員会は会議を開催し、理事長から諮問された事項「(一)昭和三十三年度より東京都世田谷区深沢町三丁目三三番地に桜華女子高等学校を設置する件、(二)右に関し寄付行為の一部変更の件」を審議、次の決議をもって答申した。すなわち、その決議・答申とは「(一)桜華女子高等学校を設置する。(二)桜華女子高等学校設置に伴い、寄付行為の一部を次の通り変更する。イ。第五条の「三、荏原高等学校」の次に、「四、桜華女子高等学校」を加え、以下番号を一つづ繰下げる。」という内容である。この答申を受けた理事長は昭和三十二年九月十三日に理事会を招集し、この答申を理事会に諮り、理事会はその答申を理事会決議とすることに〃全員異議なく可決〃している。ここに、本会が桜華女子高等学校の設立認可申請を行うことが決定され、昭和三十二年十一月三十日付けで安井誠一東京都知事宛に「桜華女子高等学校設置認可申請書」提出の運びとなった。ところが、この設置予定の女子高等学校の位置が日本体育大学および日本体育大学女子短期大学と同じキャンパス内に置かれ、大学の施設の間借りが余儀無くされたために、その手続きには大学教育に支障がないことの証明書類の添付が必要となっている。無論、桜華女子高等学校を将来にわたって大学に同居させるつもりはなかったし、実際に日本体育大学に隣接する土地の買収を進めていた。結果として、その買収が申請時に間に合わなかったに過ぎない。とまれ、日本体育会は文部大臣に宛て、体育大学のグラウンドの拡張を条件に大学に女子高等学校を同居させることに対する許可を願い出たのである。その許可願いとは次の通りである。

この度本法人において、日本体育大学の教育実習校として桜華女子高等学校を、その構内に設置のため必要につき校地の一部三、〇〇〇坪を、一時右の女子高等学校専用地に充当いたしても、大学の教育上には支障なきことを御承認下さるよう御願申し上げます。ついてはこれが裏付けとしては、新たに二子玉川に六、五〇〇坪のグラウンドを建設いたし、なお移転計画については別紙の通りでありますから、特別の御詮議賜りたく希い上げます。

昭和三十二年十二月十七日

日本体育大学
桜華女子高等学校
学校法人日本体育会
理事長　米　本　卯　吉　印

設置者

文部大臣　松　永　東　殿

右の許可願いで提示された移転計画（「桜華女子高等学校移転計画」）では、「一、予定地　(1)経過　(2)位置　(3)坪数及び地主」「二、期日」「三、予算措置」が示されていた。この中、予定地に関する経過を見てみると、女子高校の創立時に日本体育大学に同居しなければならなかった事情がわかるので、これを引いておきたい。すなわち、「日本体育大学校地については、現在の所在地（世田谷区深沢町三の三二）を中心として隣接地約三、〇〇坪買収斡旋方を、世田谷区会議員にして農地委員たる地主に依頼し交渉を進めた処、同地域内の所有者より当初坪当り価格七、〇〇〇円の申出に対し、突如値上げとなり、折衝中で、未だ折合に至らざるも早期解決を急ぎ、左記の通り世田谷

区深沢町三丁目四三番地及び同四四番地二、九七二坪を昭和三十三年度には是非共購入の実現を期したく努力中であります。』と、その経緯が説明されている。したがって、本法人初の女子高校の新設は大学に近隣する地所が選ばれていたために、校地予定の土地の取得の可能性を狭めていたといえよう。世田谷区深沢町三丁目四三番地及び四四番地以外の地番は当初予定に組まれなかったのである。とまれ、その予定地の買収に成功した時点で当該女子高校を移転させ、その期日を昭和三十五年四月に定めていたのである。しかし、結果としては当該予定地の買収に失敗し、その移転の予定期日が大幅に遅れてしまう。東京・東村山市に移転が実現したのは本校が日体桜華女子高等学校と改称した昭和四十年のことである。移転予定期日から数えて五か年を要したといえよう。

いっぽう、桜華女子高等学校の大学との同居のために予め本会が提示した二つ目の条件は他所にグラウンドを設けることであった。深沢キャンパス内のグラウンドは四百メートルのトラックがとれる広さのものでしかなかったために、このグラウンドを大学・短大・高校の三校が共有するには無理があった。「体育」大学であるからして、そのグラウンドの共有にははじめから無理であったといわねばならない。ために、グラウンドの拡張を提示して体育大学の教育に支障をきたさないことを訴え、これを文部省に了解してもらう必要があったのである。日本体育大学長名で次の〝請願書〟が提出されている。

請　願　書

本学は男女体育指導者の養成を目的といたし、これが教育実習学校としては、従来男子教生に対する荏原高等学校だけであって、女子教生に対する施設のないことを、多年遺憾としておりましたが、今回女子高等学校

を本学構内に設置するに当り、グラウンドの一部二、七六六坪及び敷地の一部二三四坪計三、〇〇〇坪を一時右の女子高等学校専用地に充当いたしたく、大学の教育上には、別紙理事長よりの願出のとおり、別に六、五〇〇坪のグラウンドを二子玉川に来年二月中に建設いたしますので、支障ありませんから御証明なし下さるよう御願申上げます。

昭和三十二年十二月十七日

日本体育大学長
栗本義彦

文部大臣　松永東殿

この請願書には大学の教育に支障がないことを証明する書類として「日本体育大学現有校地調」「校舎校地の専用共用明細表」「日本体育大学二子玉川運動場略図」「入学定員及び在籍学生数」「多摩川河川敷占用許可に関する書類」「新設桜華女子高等学校建築設計図」「二子玉川運動場設計図」の七点が添付されている。多摩川の河川敷に六、五〇〇坪のグラウンドを確保することによって「校地総面積一七、〇七六坪九九の内、新設女子高等学校専用地三、〇〇〇坪を割譲するも、なお大学設置基準より五、六七六坪九九を上廻ることとなる。」のがねらわれたのである（「日本体育大学現有校地調」）。無論、このグラウンドを確保するには一級河川の多摩川の河川敷の占用許可をまずもってとる必要があったが、その許可は昭和三十二年九月三十日付けでとられている。これを証す書類として次に掲げる「多摩川河川敷占用許可に関する書類」が添付されている。

五、多摩川河川敷占用許可に関する書類

かねて多摩川（二子玉川）河川敷を日本体育大学の競技練習総合実施場として占用いたしたく許可申請書を神奈川県知事あて、学校法人日本体育会理事長及び日本体育大学長両名義をもって提出いたしました処、昭和三十二年九月三十日つけ建関工第五九一号をもって、河川敷占用について建設省関東地方建設局長より神奈川県知事に対し許可と通知がありました。しかしその許可条件第一項該当事項につき使用者側として更にその幅員の拡大を希望する旨の要望書を提出いたしましたので、同県知事より再度建設省関東地方建設局長あて再協議を願っております。よって特に再検討の上、近く之に対する許可決定を見ることとなっております。

別紙関係書類（写）を添付いたします。

この河川敷占用許可に関する書類で添付された書類は(1)昭和三十二年九月三十日付けで建設省関東地方建設局長（佐藤寛政）が神奈川県知事（内山岩太郎）にあてた「河川敷占用について」許可する通知（京浜工事事務所経由の書類）、(2)昭和三十二年十二月十六日付けで米本卯吉理事長と栗本義彦学長との連名で内山岩太郎神奈川県知事宛てに提出された「多摩川河川敷占用に関する要望書」、(3)昭和三十二年十二月二十日付けで神奈川県知事が建設省関東地方建設局長に宛てた「多摩川河川敷占用許可について」である。

このようにみてくると、本会が桜華女子高等学校を新設するにあたっては設置認可申請の窓口となる東京都をはじめ、文部省大学局、神奈川県知事、建設省関東地方建設局長にその協力を依頼しなければならなかったことがわかる。それというのも、深沢のキャンパスが大学・短大・高校を併設するだけの容量がなかったためであった。無理を承知で、その無理を通し、同一キャンパスに三種類の学校を設置したのだから、当時の関係者の努力は尋常で

はなかったといえよう。その努力の結果、昭和三十三年一月二十三日付けで緒方信一文部省大学学術局長から学校法人日本体育会理事長にあてた、日本体育大学構内に桜華女子高等学校を付設することについて「昭和三十二年十二月十七日付で申請のあったこのことについては、大学教育に一応支障がないと認められましたので、お知らせします」との通知を受け取ることを得たのである。ただし、この通知の付帯条件として「大学付属の桜華女子高等学校は、予定計画どおり、すみやかに移転すること」の履行が促されている点は見逃すわけにはいかない。体育大学の教育に全く支障がないと、文部省当局が断じてはいないからである。とまれ、昭和三十二年十一月三十日、日本体育会は安井誠一郎東京都知事宛て、「桜華女子高等学校設置認可申請書」の提出に漕ぎ付けたのである。その女子高校の設立の趣意書は次の内容であった。

一、桜華女子高等学校設置趣意書

新しき教育制度においては、自由平等を尊重して、男女教育の機会均等を認められ、従って義務教育を終えた女子の進学者は、年と共に著しく激増を見るに至り、特に最近東京都の人口が益々密度を加えて、郊外に膨脹しつゝある時、当世田谷区を中心として、女子の高等普通教育を修めようとする要望益々切実となつて来ました。よつて学校法人日本体育会は、こゝに既設の男子を収容する荏原高等学校に対し、女子の高等学校を設置して地域社会の時勢の要請に適応する教育を実施せんとする諸般の施設及び設備の拡充を進めております。殊に女子教育については、従来ややもすれば保健体育を等閑にするような実態から脱して、次代の健康な国民育成の根本が、一に女性の健心健体にあること、即ち健全な母体の形成こそ邦家隆昌の基をなし、教養も、就職も、結婚も、育児もすべて健康を前提とすべきものと信じます。よつて教育方針は、身体精神両生活の健全

な向上発展を基礎として徳性の涵養、特に躾教育に留意し、女子として実際に役立つ教養にも重きを置き、全生活を通して自主自発的に陶冶成長する有為な家庭の婦人、国家社会の公民を育成することを目的とします。従つて健康第一主義の精神に貫かれた生活教育の実践を目指しております。

本会は体育専攻の永き伝統と歴史とを有する日本体育大学及び女子短期大学を経営し、男女体育指導者の養成に努力しております。然るにこれが教育実習学校としては、男子教生に対する荏原高等学校だけであつて、女子教生に対する施設のないことを多年遺憾とし、その必要極めて緊急切実なものがあります。本会はかかる重要性と如上の趣旨に基づき、桜華女子高等学校を設立し、昭和三十三年四月一日より開校して、その要望にこたえたいと存じます。

なお本会の沿革及び付近の状況等大要左の通りであります。

日本体育会は明治二十四年八月十一日の創立で、国民体育の振興奨励のため、体育指導者養成の目的を以て、明治二十六年三月三日体操練習所を設置し、次いで体操学校と改称し、日本体育専門学校を経て、昭和二十四年三月二十五日日本体育大学及び同二十八年三月二十三日日本体育大学女子短期大学を設置して今日に至り、その間約一万余の卒業者を出し、現に各大学及び高等学校体育教官としてて活躍しております。またこれと並行して、心身共に健康な有為き中堅国民の育成には一層体育の重要性を認め、明治三十七年四月十一日荏原中学校を創立して現在の荏原高等学校となり、更に健康生活を基調とした幼児保育のためには、昭和三十年六月二十一日日体幼稚園をも設置して現在に及んでおります。

この度新設せんとする桜華女子高等学校の位置は、世田谷区深沢町三の三三番地日本体育大学の構内にあり、環境は閑静で、空気清澄、付近一帯は住宅地として発展しつゝある現状であります。

このような日本体育会創設当初からの目的に沿って、女子のための高等学校教育の目的が示された。本会の設立

する学校ならではの教育の方針であるといえる。体育大学と同一のキャンパスでこの桜華女子高等学校の設置が認可されたのも歴史の指し示すところであったとみることができようか。昭和三十三年一月二十三日、日本体育大学構内に桜華女子高等学校を付設することが認可され（校大第五〇号、文部省大学学術局）、同年四月から本校は開校する運びとなったのである。

（二）柏日体高等学校の新設

昭和三十五年三月四日、日本体育会は第三の高等学校〝柏日体高等学校〟を設立した。本校の設立の契機は高校誘致を図っていた柏市側からの要請にあり、この点では桜華女子高等学校の設置のケースとは異なっていた。本会の設立趣旨に則って高校を新設するのではなく、社会的要請に応えたものであった。

昭和三十四年六月十九日、柏市議会議員の鏑木七郎他八名が発議者となって〝日本体育大学及び付属高等学校誘致促進に関する決議案〟が次に引用の〝理由〟をもって提出され、「本市議会は万全を尽くして速かなる日本体育大学及び付属高等学校の誘致に努力する。」と決議されている。

柏市議会、学校誘致に関する決議書（写）

発議第一号

日本体育大学及び付属高等学校誘致促進に関する決議案の提出について

日本体育大学及び付属高等学校誘致促進に関する決議案を次の通り提出する。

昭和三十四年六月十九日

発議者　議会議員　鏑　木　七　郎

〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　網　正雄
〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　永岡武一
〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　中村達二
〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　小溝浅一
〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　松丸巌
〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　島根正三
〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　椎名仁助

日本体育大学及び付属高等学校誘致促進に関する決議

本市議会は万全を尽して速かなる日本体育大学及び付属高等学校の誘致に努力する。

理　由

本市は今や東京都の衛生都市として市制施行以来急速に発展を遂げつゝあるも、その性格については将来にわたり住宅、文教都市として発展を続けることは明らかな処であり、これに伴う教育諸施設の完備は、今更論を待たない処である。

幸いにも、今回、学校法人日本体育会理事長が本市に大学の分校及び付属高等学校を設置する旨の構想を述べられたことは、本市として深く敬意を表するものであり、且つ喜びにたえない次第である。

よつて市議会としては全面的にこれに賛意を表し且つ協力して之が促進を図り、もつて速かなる実現を期すものである。

右決議する。

昭和三十四年六月十九日

柏市議会

原案可決

昭和三十四年六月十九日

千葉県柏市議会議長　藤井惣司

この柏市議会の決議を受けて、学校法人日本体育会は昭和三十四年七月十五日に理事会を開催して、「(1)昭和三十五年度より千葉県柏市に日体柏高等学校を設置する件、(2)右に関し寄付行為の一部変更の件」を諮り、次の三点を全員異議なく可決する。すなわち、(1)日体柏高等学校を設置する、(2)日体柏高等学校の設置に伴い寄付行為の一部を変更する、イ。第五条の「四、桜華女子高等学校」の次に「五、日体柏高等学校」を加入以下番号を一ずつ繰下げる、(3)右(1)、(2)につて必要な処理事項はすべて理事長に一任する、の三点である。かくて、本会の柏市への高校進出が決定をみるが、この決定を受けた柏市長は同年八月二十二日付で学校法人日本体育会理事長米本卯吉に宛てゝ、高等学校設置方に関する要望書を提出する運びとなった。

日本体育大学附属高等学校設置方の要望について

日本体育大学附属高等学校の誘致促進については既に本年六月十九日柏市議会において満場一致をもつて決議し、直ちに同校誘致に関する調査特別委員会の設置を見、爾今数回に亘り同委員会は市当局と共に学校誘致に関する問題について種々検討を重ねて居るが、一方学校側の積極的な設置計画の推進により、敷地の確定を見るの段階に到達したことは寔に欣快に堪えないところである。

ひるがえって柏市の高等学校教育施設の現況をみるとき市内に所在する唯一の県立高等学校のみにては到底、市内の五中学校の進学希望者を全面的に享け入れることは極めて至難な状態にあるので、大半の者は已むなく

他地域の高校に進学の途を求めている状況である。

加うるに柏市の急激な人口増加（年間平均約五千人の増）の状態を見るとき愈々柏市内に高等学校の増設を強く要望されるに到り、も早新設高校の誘致は必須の条件となって来ている。

幸にして日体附属高校を柏市内に設置するの計画が学校法人日本体育会において決定されたことは、教育の普遍学校施設の充実、完備の上から、極めて望ましいことであり、当市としては市を挙げて賛意を表すると同時に之が誘致については市の財政上許容される最大限の協力を惜しまぬところである。

よって速やかなる高校設置の実現を待望して止まないものである。

以上実状を披瀝して御高配を賜はり度く御願申上げる次第であります。

かくて、本会は昭和三十五年四月一日の開校を前提に「学校設置計画承認申請書」を柴田等千葉県知事に提出する。この新設高校は〝日体柏高等学校〟と命名され、そのキャンパスは千葉県柏市戸張の字前原および仲ノ松山の地所に定められている。創立のための費用は「学校法人日本体育会臨時部予算によつてまかなう」こととし、施設費（土地買収費、整地費、建築費）・設備費・創立準備費の総額は一七二、〇七一、六五〇円にのぼっている。なお、日体柏高等学校の設立のための趣意は次に掲げる通りである。

設立趣意書

第二次大戦後新しく施行せられた教育制度においては、自由平等を尊重して男女教育の機会均等を認められ、したがって義務教育を終えたものの進学者は年とともに著るしく増加を見るに至りました。

なお、これに加うるに東京を中心とする衛星都市の急激な人口の膨脹は県下柏市においてもその例にもれないところであり、人口増加にともなう学校施設の整備については焦眉の急務となつております。

しかしながら予算等の関係もあり、柏市当局としては、従来、市立高等学校の設置は、しばしば問題とされ

ながらも義務教育の小・中学校整備をより急務とする状況で当分実現の可能性は少く、ために地域社会の要望もあって、このたび別紙添付のとおり柏市議会において、本法人の経営する学校の誘致促進に関して満場一致をもって決議されました。

本法人といたしましては、これら地域社会の熱望に応え、かつは本法人の理想とする教育方針、すなわち身体、精神両生活の健全な向上発展を基礎として徳性の涵養、とくに躾教育に留意し、また実際に社会においても、家庭においても役立つ教養にも重きを置き、全生活を通して自主自発的に陶冶成長する有為な人材、あるいは家庭の主婦としての国家社会の公民を育成するための高等普通教育ならびに専門技能教育を施すため、ここに日体柏高等学校設置について理事会に諮りその決定を見たのであります。（以下略）

ここに学校法人日本体育会は柏市における学校の設立を決定し、普通科（定員一二〇名）と商業科（定員八〇名）からなる初の男女共学の高等学校を誕生させたのである。専任教員三〇名（校長を含む）、講師二名、実習助手六名、校医二名、養護教諭一名および事務職員四名でもって、昭和三十五年四月十日に最初の入学生二二名を迎え、記念すべき入学式を挙行する。なお、本校の設立の経緯に関しては「日体柏高等学校の沿革」及び『柏日体高等学校創立二十周年記念誌』に詳しいが、最後に柏市が高等学校の誘致に熱心にならねばならなかった必然性について触れておきたい。その日体柏高等学校誘致に乗り出した当時、柏市教育委員会は左に掲げる「高校進学者に関する附近の状況」報告している。この資料は昭和三十四年九月十二日付で千葉県知事が原本に相違ないことを証明したものなので、その信憑性は高い。

高校進学者に関する附近の状況

柏市教育委員会

一、柏市内中学校、小学校の在学生数を基準とした昭和三四―三八年度の中学校卒業予定者は（A）表の如く、年を追つて激増する傾向にある。この原因は柏市が東京の衛星都市として市制施行以来急速な人口の社会増の結果もたらされたものであって、なお今後共その急増を予想される。これが為市当局としては、前鈴木市長時代より市立高校の設置を考慮していたが現段階においては小中学校の増築等をより急務とするので未だ実現するに至らない。

（A）　社会動態を考慮した市内中学校最終学年生徒数（三四、二、一調）

	三四年度	三五年度	三六年度	三七年度	三八年度
柏中	三八四	三九八	五八四	六七一	六四四
二中	二六一	二二九	二九七	五〇二	四五〇
土中	一二〇	六七	八六	一二五	一〇〇
富勢中	八五	六〇	一〇〇	一二七	一四〇
田中中	一六〇	一一一	一八一	二一六	二〇七
計	一、〇一〇	八六五	一、二四八	一、六四一	一、五四一

二、　しかるに一方において市内中学校卒業生の高校進学状況は（B）表の如く昭和三十三年度においては、その進学者五六三名であり内、市内に於ける唯一の高校である県立東葛飾高等学校は募集人員普通科三〇〇名、商業科なしであるが、実情は柏市内中学校から同校に入学するものはわつか一六四名（転入学者を含む）に過ぎなかつた。従つて残りの四〇一名は他の県立高校或は都内、県外の高校に通学している現況である。

（B）昭和三十三年度市内中学校卒業生の高校（全日制）進学一覧表（昭三四・五・二一調）

卒業者数	一、〇七一
進学者数	五六五
進学率％	五三
東葛飾高校	一六四
その他の県内高校	二三九
都内高校	一四六
県外高校	一六

三、従つて来年度進学の時期には（A）表より一、〇一〇名が卒業しその五三％五三五名が高校に進学することになるが、前年の例によれば約三七〇名以上が市内の高校には進学出来ないことになるのである。更に年と共にこの傾向は増大していくものと思われる。

四、以上の様な現況から市としては市内に更に、高等学校一校設置の必要に迫られている現情である。

(三) 浜松日体高等学校の新設

昭和三十四年八月、学校法人日本体育会理事長の米本卯吉は株式会社静岡相互銀行代表取締役社長に就任(至 三十八年三月)した。これが契機となって、日本体育会が浜松市に高等学校を新設することになる。当時の浜松市長の平山博三は同市の高校進学者の増加に伴い、その受け皿として高校の誘致を決意していたが、本会の米本理事長が静岡相互銀行の社長に就任したことが奇縁となったわけである。この市長と理事長との出会いに関しては「浜松日体高等学校の沿革」及び『浜松日体高等学校創立二〇周年記念誌』に詳しいので、ここでは当該高等学校の設立申請書を中心に本会の第四番目に手掛けた高等学校の設置について点描することにしたい。

昭和三十七年七月二十三日、「浜松市議会全員協議会」は「日本体育大学附属高等学校の誘致について」の議案を審議し、「市長提案通り日体大付属高校浜松誘致について会に諮つたところ異議なく満場一致をもつて誘致することを決定」すると共に、併せて「今後における問題については、当局と文教厚生委員会に一任することについて会に諮つたところ異議なしの声あつて、これを決定」している。それでは日本体育会による高校進出がいつ、どのように行政レベルで動き出したのであろうか。同協議会において清水忠吉文教厚生委員長がこのことに関して陳述しているので、次に取り出しておこう。

6月13日市長から非公式に話しがあり、委員会の意見に基づいて正副委員長が柏高等学校及び荏原高等学校を視察した。7月5日陳情書が提出されたので7月20日に委員会を開会し、審査した結果すみやかに誘致促進をされたい旨を附して採択し、市長あてに審査結果報告をした。

これによれば、まず最初に平山市長が米本理事長と懇談して日本体育大学附属高等学校の誘致を決意し、これを文教厚生委員会に諮問していることがわかる。また、該文教厚生委員会がその誘致を本格的に取り上げることとなったのは、昭和三十七年七月五日付の陳情書であった。浜松市長・市議会議長・教育委員長宛てに提出されたその陳情書は浜松市立小・中学校ＰＴＡ連絡会を代表する牧野英司会長他二、九一八名によって提出されている。この陳情から当時の浜松市の高校は急増しつゝある進学希望者を包み込むだけの能力（募集定員）を有していなかった事情を垣間見ることができるので、次に引いておくことにしたい。

私立高等学校の新設方について陳情

新しい学制がしかれてから満15年、この間幾多の曲折はありましたが、今や小中学校においては新教育課程の全面実施となり、まことに着実な歩みを進めております。

しかしながら、こうした着実な歩みを続けてはおりますものの、なお現実を眺めますとき、幾多の問題が横たわつていることを感ずるものであります。殊に中学校にあつては生徒急増の時期に当り、本年度はその最高の年となつております。国民の教育に対する関心は近来とみに高まり、中等普通教育への道は益々拡大されつゝある趨勢とを併せ考えますとき、本年度よりの高等学校への進学は、かつてない困難な壁に直面しているということは既に御承知のことゝ存じます。

現在浜松市内だけにおきましても、本年度の中学3年在籍数は8、２５２名に及び昨年度の5、７９３名に比較して約2、４６０名の激増となつております。しかもこのうち、高等学校進学希望者は（全日制のみ）６６．９％5、５２２名という数にのぼつております。

この多数の希望者に対し、本年3月浜松市内の公私立高等学校の募集定員（全日制のみ）は3、060名にすぎず、本年4月入学を許可された総数は、これに若干増加された数となつております。

このような事情にありますとき、たとえ新設の決定をみております県立浜松南高等学校の開校及既設各公私立高等学校の学級増などによる増員分が相当程度見込まれましたと致しましても、到底従来のような入学率を維持することは困難であるとの見通しをもつものであります。

この現象は本年ただ1年に限るものではなく、この生徒急増の影響は今後に引き続くものであり、更に加うるに高等学校進学志望率は年毎に急上昇をつづけている現状をみますとき、私ども高等学校進学を志す子女をもつ親として日夜心を痛めているところの問題でございます。

たまたま仄聞いたすところによりますれば、日本体育大学では浜松にその附属高等学校を設立いたしたいとの意向をもたれているとのこと、まことに時宜を得たものと、私ども一同双手をあげて賛意を表するものでございます。

浜松市御当局をはじめとして関係御当局の積極的な御尽力を賜り、是非とも浜松市に新設願い、明年4月より開校の運びとなりますよう切にお願いするものでございます。私ども浜松市小・中学校ＰＴＡ連絡会は傘下各ＰＴＡ役員・会員挙げてその実現方を強くお願い致したく連署の上陳情いたす次第でございます。何卒関係御当局の御理解あるお取りはからいによりまして、1日も早くその実現をみますよう重ねてお願い申上げる次第でございます。

戦後の第一次ベビー・ブームの時に生まれた子どもの高校進学は間近に迫り、高学歴志向が目立って増えてきた昭和三十年代後半に、この陳情書が提出されている点に注目すべきであろう。地方の教育財政はこの戦後世代の急増に応えるだけのゆとりを持ち得ていなかったことがわかるからである。したがって、不足するであろう教育財政

と新制高等学校を見越して、私立の機関にその不足した分の役割を期待したといわねばならない。たとえば、財政面に限ってみてみると、本会が浜松日体高等学校の創立のために必要とした費用は一億一千三百三拾四万七千九百八拾七円にのぼり、その費用は全て日本体育会の自己資金によって賄われていることがわかる。したがって、浜松市当局も私立高校の誘致はどうしても達成しなければならなかったのである。

昭和三十七年八月五日、日本体育会は浜松日体高等学校の設置に係わって二つの会議をもった。その一つは評議員会であり、他の一つは理事会である。まず、評議員会において「(1)浜松日体高等学校の設置に関する件、及び学校設置に伴う寄附行為の一部変更」が諮問され、審議の結果、次の通り決定し、理事会に答申している。

(1) 浜松日体高等学校を設置すること。

(2) 浜松日体高等学校の設置に伴い、寄附行為の一部を変更し、同時に従来の縦書きの形式を横書きとすること、及び（昭和３６年法律第１６６号）学校教育法等の一部を改正する法律により次のとおりとすること。

（ア）全部を横書きとし（文中数字は算用数字とし）第五条「左記」とあるを「次」に、第６条・第１４条・第１８条・第１９条に夫々「左」とあるは「次」に改める。

（イ）第５条第１項第５号の次に第６号浜松日体高等学校（全日制の課程）をそう入し以下号数を１づゝ繰下げる

（ウ）第５条の学校名の次に夫々次の字句を加える。

1．日本体育大学の次に（体育学部）

2．日本体育大学女子短期大学の次に（体育学科）

3．荏原高等学校の次に（全日制の課程）

4．桜華女子高等学校の次に（全日制の課程）
5．柏日体高等学校の次に（全日制の課程）

この評議員会の答申を受けて、理事会では同様の決議を行い、ここに学校法人日本体育会の維持・経営になる新たな高等学校設置の申請が静岡県の斉藤寿夫知事に提出（昭和三十七年八月二十五日）されることとなった。その申請書のなかで添付された〝設置趣意書〟において本会が理想とする教育方針と地方教育への貢献が高らかに謳われている。その一部を取り上げておきたい。

静岡県浜松市においてもその例にもれず、今や市人口の36万人膨張し、これにともなう学校施設の整備は焦眉の急務となつております。

浜松市当局としては、従来市立高等学校の設置はしばしば問題とされながらも、義務教育の小・中学校整備がより急務とされ、したがって高校設置は当分実現の可能性は少く、一方において地域社会の高校設置の要望が強くなり、かくてこのたび別紙添付のとおり浜松市議会において本法人の経営する高校の誘致に関して満場一致をもつて決議されるにいたりました。

かくて本法人といたしましては、これら浜松市当局並に地域社会の熱望に応え、かつは本法人の教育理想に基づき、ここに浜松日体高等学校設置に踏み切ったのであります。本法人の理想とする教育方針は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、とくに身体、精神両面の健全な発達をはかり、健全な全人格の育成を期するとともに、徳性の涵養に重きをおいて躾教育に留意し、また実際に社会においても家庭においても役立つ人間形成に重きを置き、国家社会並に家庭の向上発展に自主的に自発的に献身的に貢献しうる有為な人材、優

秀な主婦を育成することであります。
この教育理念をもつ日本体育会は、今回の浜松日体高等学校設置について理事会に計つたところ、満場一致をもつて決定を見るにいたりました。

このようにして、学校法人日本体育会の設置する学校が地元の熱い期待を背景にして誕生をみるにいたった。昭和三十七年十一月八日、斎藤寿夫静岡県知事名で〝浜松日体高等学校〟の設置が認可（静岡県指令文第六四一号）されている。これを受けて、本校は普通科一学年二四〇名（男子　一二〇、女子　一二〇）を入学させる予定にて昭和三十八年四月一日に開校、浜松市における名門私立高等学校として発展を重ね今日にいたる。

第五項　日体柔整専門学校の新設

昭和四十七年八月四日、学校法人日本体育会米本卯吉理事長は理事会及び評議員会を招集、「日体柔道整復学校設置の件」を審議し、これが設置を可決した。その可決にあたって理事会では〝9月に認可申請をすること〟および〝準備委員会（委員　本島、清水、竹本、稲垣、宮島、押切）を設けること〟も併せて決定されている。この理事会・評議員会の承認を得て、当該学校の設置認可申請の作業が本格化することになるが、ここにいたるまでの経緯についてみておくことにしよう。

柔道師範の清水正一初代校長は『創立十周年記念誌』（一九八二年刊）に「温故啓新」と題する一文を寄せて、柔道整復学校の設置にいたる経緯を回想しているので、次にその一部を引いて置くことにしたい。

予て私は、柔道指導者の在り方として、柔道整復術の習得は必須条件であると考えていました。それは、多くの先輩がこの道にかけて勝れた技術を持ち、柔道教育と一体の、自信に満ちた卓抜な指導力を発揮されておられることを周囲に見て来たからであります。この事は、故、嘉納師範が柔道家の将来を慮って、柔道整復術の法制化に尽くされ、その確立を計られた事に由るものでありましょう。

昭和40年、日本体育大学が武道学科を設立して柔道指導者の養成に踏み切った時、私は当時の学長に柔整学校の設置を要請しました。併し、この事は何等の反応も得られずに数年が経過しました。

昭和47年、たまたま私が日本体育大学の学長に就任した時を契機に、予てからの考えを斯界の先達、押切勝義先生にご相談しました。先生は即座にご賛成下さって、強力なご支援を得る事ができました。とかくもの事が出来る為には、それなりの必然性と妥当性を持たなくてはならないものでありますが、それにも増して、周囲の温かい理解と、心からの信頼が如何に大きな力であるかを身に染みて味わいました。

日本体育会米本理事長を中心とする理事会全員の温かいご理解、日本体育大学教授会の積極的賛同を得ました。又、厚生省政務次官登坂重次郎先生の強力なご支援も尊いものがありました。日整会長鳥居先生、学校施設調査に見えられた群馬の永井先生（厚生省柔道整復中央審議会委員）の深いお心使いも忘れ得ないものがあります。名古屋迄出向いた私に、親しくお心を割って語って下さった米田全国柔整学校協会会長のご厚意も勿体ない程のものを覚えました。日体柔整は決して偶然安易に出来たものではなく、こうした多くの人々の心からの支えの上に誕生している事を忘れる事は出来ません。殊にその経緯を顧るとき、深い感動を覚えるものは、80年有余年の日本体育大学の歴史を貫く世の信頼でありました。永い苦難を克服して、堂々と体育道、教育道を積み重ねて来た先人の努力に対する力強い評価に他ならない事を痛感しました。

右の回想は学校法人日本体育会に設置方を依頼した側の意見であるが、設置母体たる日本体育会側はその要請を

どのように受け止めたのであろうか。このことに関しては当時の理事長の見解を探ることが最もとうをえた方法であるが、残念なことにその見解を今に伝える資料はない。そこで、その当時、常務理事として本柔道整復師養成学校の設立に携わった本島寛の意見を通して、理事会側の立場をみておくことにしたい。本島常務理事は前掲の『創立十周年記念誌』に〝祝辞〟を寄せ、設立認可申請にいたる経緯について次の如く語っている。

顧れば日本体育大学学長清水正一先生が、日本体育会に対し、本学院の設置方を強く要請されたのは、昭和46年から47年にかけてであったと思います。前理事長米本卯吉先生が健在の時でしたから、法人本部におきましても、清水学長を交え、慎重検討の結果、日本で生まれた柔道が、スポーツの重要種目として、広く世界に認められ、オリンピックの競技種目にも加えられた今日、柔道整復師を志す者に対し、これに必要な知識と技能を修得せしめ、「優秀な柔道整復師」を養成することは、日本体育会が経営する事業にふさわしいという結論に達し、理事会、評議員会の議を経、昭和48年3月1日厚生大臣の認可を得て翌4月1日、日体柔整専門学校として、深沢校舎内に設置し、校長には清水正一先生が選任されたのであります。同時に斯会の権威として令名の高い先生方のご協力を頂いて、真に優秀な教職員を委嘱することができて順調な発足を見たわけであります。

右の本島寛常務理事の回想によって、日体柔整専門学校を設置にいたる契機は柔道界でその名が知られている清水正一教授の発案と、これをその当時本会を代表する米本卯吉理事長および本島寛常務理事が受け入れたところにあったといえる。しかし、実際にこの新規の事業を推進する人物を欠いたならば、計画倒れに終わってしまうこと

になりかねない。発案者の清水教授には当該学校の設置を間違いなく実現し得る見通しがあった。その一つは、当時、世田谷柔道会の副会長であった押切勝義氏（現、日体柔整専門学校校長）の協力が得られるという見通しであった。その押切二代目学校長は同じく『創立十周年記念誌』の中で「日体柔整設立の思い出」を寄稿し、設立委員としての協力方の依頼および設立準備の作業に関する経緯についてまとめているので、その寄稿文の一部を次に引いて置くことにしたい。

「柔整学校設立に参加」

それは昭和47年初夏の頃であった。花田学園での授業が丁度終ったところ畏友金当先生から「重要なる件で今すぐ学長室に来て頂き度い」旨の電話を受け「明日では」と云うのに「いますぐお願いしたいのです」はて一体何事が起ったのかな、多分世田谷柔道会の会務についての事だろうが、それにしては急がせすぎる。（当時私は世田谷柔道会副会長として実務を掌握していた）何事ならんといぶかり乍ら自宅に帰らず、渋谷から日体大に直行して学長にお会いしたのです。待ちかねていた清水学長は開口一番、「こんど日体で柔整師養成の学校をつくることに決めたので是非貴下に来て貰って設立をやって欲しい」と云われ、一瞬驚いてしまった。その言葉は有無を云わせぬ迫力に満ちていて、丁度美事に1本投げられたようで私の心をグサリとさしたのです。私の脳は素早く回転し1学年定員60名として、学生をどのように募集するのか、又教授陣をどうするのか、先ずこの2点が問題だな（日体のことだから資金、校舎まではあまり心配しなくてもいい）と考えた。「この2点について腹案はあるのですか」との私の問いに対し、金当先生は「主として柔道部の学生が約半数は入学するし、基礎学については日体大の医系教授がお手伝しますよ」とのご返事、やおら言葉をついだ学長はこんどは静かに切々と「押切サン、人の命は限られたものです。しかし学校は無限の生命を持ち、勿論栄枯盛衰、波

はあるでしょうが世のある限り続くものです。貴方の生涯の中で貴い生甲斐のある仕事ですよ。まあ一切お任せするから頼みます」と云われた。

この学校の生命と云う言葉は今でも忘れません。そうだ。その通りだ。世田谷柔道会が蒙っているご恩、弟が慶応で高校、大学とお世話になったご恩があるのだ。よし！人生意気に感ず。私の気持ちもシッカリと決まったのです。「良く判りました。及ばず乍ら頑張ります。ただ花田学園には昭和42年以来大変お世話になって参りました。機会を見て学長から花田校長に一言ご挨拶して頂くことを条件として下さい」と申し上げ、この会見を終りました。

今の現状で考えると全く夢の様ですが、当時の柔整の学生募集は先輩校の花田学園、東京柔専ですら、その応募率は1、2倍位であったのです。この点を十分に検討して学校設立の初動につまずくことのないように特に留意する必要があると考えました。

［日体柔整設立準備委員の拝命とその作業］

花田学園での授業経験はあるものの、このような学校設立の仕事は全く始めてで皆目見当がつかない。早速法令、法規の検討から入って昭和47年の夏は、専らこの仕事に忙殺され、内容では学校法人日本体育会の西村事務長には大変お世話になった。外部では厚生省医事課、都医務課にお願いを重ねたのです。又一方大事なことは、何よりも柔整師会のご理解と、ご支援を得なければならないのです。（学校養成施設認可の事実上の諾否権を持つアンマ、ハリキュウ、柔道整復中央審議会の専門委員は日本柔道整復師会から推せんされている）当時の業界の空気としては、過当競争を懸念して学校増設には必ずしも好意的ではなかったと思う。しかし有難たいことには、日体がやるのなら、日体というしっかりした母体があるのならという評価から当時、日整のトップだった鳥居良夫先生（会長）、永井寿雄先生（中央審議会委員）がご賛同をして下さったのです。厚生省にもこのような業界の空気が反映したのか、最初は少し批判的であったようにも思えたのですが、逐次ご理解が頂けるようになって参りました。

ともあれ、昭和47年の夏は小宅の客間は、書類の山となってしまいました。その山から漸次骨組が出来上ってきて9月新学期と共に早速清水学長の承認を得て涼風と共にピッチをあげて資金財政計画、教員名簿、授業計画、授業時間割、校地、校舎、教室計画書、教材、図書の購入などと目の廻るようなハードスケジュールであったが、昭和48年開校を目標にして頑張ったのです。

基本作業を終えて11月には「日体柔整専門学校設立認可申請書」を都庁を経由して厚生省医事課に掲出する運びとなりました。

よくぞ漕ぎつけた。さあもう一息だ。

以上の日体柔整専門学校の設立をめぐって回想した三者の見解を総合して眺めてみると、次のような設立に至る経緯がみえてくる。昭和四十六年から四十七年にかけて清水正一日本体育大学教授は日本体育大学に柔道整復師養成施設を設置するように米本卯吉理事長および本島寛常務理事に陳情した。この陳情に対して、両者はそれが設置の方向を打ち出し、設置方の可能性について調査するように清水教授に命じたようである。この命を受けた清水教授は腹心の金当助教授（当時）と相談の上、花田学園で教壇に立っていた押切勝義氏にその設置の可能性を相談し、見通しをつけるように依頼している。押切氏の検討の結果を待って、今度は清水教授が理事長および常務理事に報告、これを受けて理事長は昭和四十七年八月四日に理事会および評議員会を招集、〃学校法人日本体育会に日体柔整専門学校を設置すること〃と〃設置のための準備委員会の結成〃を決定するにいたった。かくて押切委員を中心に九月申請を目指して準備作業が本格化する。しかし、一ヵ月余りで申請準備を整えるのは困難であったことはいうまでもない。行政機関と折衝を重ねたり、日本柔道整復師会や全国柔整学校協会の面々に理解を求めたり、医学お

よび柔整関係の人々に協力を依頼したりするのに、多くの時間が必要であった。申請に漕ぎ付けるのに三か月余を要したのである。途中、同年十月十日に申請予定で準備を進めたが、結局のところその申請は十一月二十日に延期されている。産みの苦しみの一端をそこにみることができよう。とまれ、昭和四十七年十一月二十日付で「柔道整復師養成施設認定申請書」が都庁をへて塩見俊二厚生大臣宛に提出され、「日体柔整専門学校」設立準備のための作業は終了する。この認定申請書によれば、本施設の設置目的は次のように示されている。

近代日本の進歩発展には、高度な社会福祉国家の建設こそ不可欠の条件である。
而してこの基礎となるものは、国民医療の円滑なる実施にあると考える。柔道整復師は医療の一部を担当し、その専門分野を通じて国民医療の重要なる一翼を担っているのが現状である。
さて愈々多様化する各種災害、又老齢人口の増加などによつて増大する患者の状況を考えるとき、各医療機関の勤務整復師、あるいは又開業整復師の不足はおゝうべくもない実情と理解するものである。
本校は柔道整復師の養成と、更に柔道整復学問技術の進歩発展に寄与したいと考えている。

昭和四十七年当時、勤労者の運動不足が深刻な問題として論ぜられるようにもなつている。オフィスでの労働はいうまでもないが、工場での生産システムのオートメーション化によって労働の形態は大きく変化し、大筋を使う労働から小筋を使う労働へと移りはじめた。ために、勤労世代では日常的な運動の機会は減少の一途を辿るようになり、〝運動不足病〟という新種の疾病が社会問題と化するようにもなった。また、オートメーション化の導入にともなう同一作業の繰り返しは身体の局所的な変調を訴える勤労者を増大させることにもなっている。おしなべてこ

の時期の作業運動は機械化の導入によってその運動負荷を減少させることになったが、これまでに人類が経験したことのないような新しい病気を抱え込むことにもなっている。西洋医学では処しがたい痛みが人びとを襲い、東洋医学の系譜に連なる鍼灸に大きな関心が払われるようにもなった。スポーツ選手が針治療に向かうのもこの時期である。

要するに、日本体育会が柔道整復師養成施設として日体柔整専門学校の設置を決定した頃を斟酌してみたときに、その決定は実に時宜を得たものであったといわねばならない。この時期、誰もが応募者の心配をしていたが、そのような好機が捉えられていたために、本学校経営事業の推進にはリスクは伴わなかったのである。とまれ、本専門学校は日本体育大学武道学科に付置せんとして発想されたが、柔道整復師養成施設は厚生省の管轄下に置かれていたために、この学校も法人直轄の学校として申請されることになっている。初代の校長は発案者の清水正一日本体育大学学長が兼務して当たり、その設置場所は大学・短期大学のキャンパスに同居することで認可申請がなされている。また、日本体育大学武道学科の学生に柔道整復師の資格を取らせることが狙われていたこともあって、大学の正規の授業が終了した時間から授業が開始される配慮がなされた。二年制の夜間の学校となっているのはそのためであった。この措置がまた、柔道整復師の資格を得たいと希望している多くの人びとに応募の機会を提供することにもなったのである。

こうして一学年六〇名の二年制夜間部の「日体柔整専門学校」設置は昭和四十八年三月一日付で斎藤邦吉厚生大臣名によって「柔道整復師養成施設（2年制課程）として指定」されるにいたっている。

第六項　八十周年記念式典の挙行と『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の刊行

昭和四十七年十一月、学校法人日本体育会および日本体育大学は創立八十周年記念式典を挙行した。この記念式典は「学校法人日本体育会・日本体育大学創立八十周年事業委員会」の事業の一つとして執り行われたが、当該委員会では『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の刊行もその事業の内に取り込んでいる。そこで、本項では創立八十周年を記念して推進された二つの事業について概観しておくことにしたい。

（一）学校法人日本体育会・日本体育大学八十周年記念式典の挙行

既述の如く、学校法人日本体育会および日本体育大学は昭和四十七年十一月三日、創立八十周年記念式典を日本体育大学第一体育館で挙行した。しかし、この年は日本体育会の創立が明治二十四年から数えて八十一年に当たり、日本体育会体操練習所を前身とする日本体育大学のほうは明治二十六年の創立から数えて七十九年目であった。この中間をとって日本体育会および日本体育大学の八十周年を設定し、昭和四十七年にその記念式典が挙行される運びとなったのである。

戦前の昭和十六年十一月に五十周年記念式典を挙行して以来、本会および日本体育大学は一〇年刻みの節目の年に記念式典を挙行することを控えてきた。六十周年に当たる年は戦後の復興が漸くにしてなされたときでもあり、記念式典を挙行する状況にはなかったし、七十周年に相当する昭和三十六年においても学校経営事業の拡大が精一杯で記念式典を挙行する経済的・時間的余裕はなかったといってよい。しかし、その後の十年間に本会および日本体育大学は高い社会的ステータスを獲得していく。三十九年十月に開催の第十八回オリンピック競技大会を契機にして、国民のスポーツ熱はいやがうえにもたかまり、「体育」大学には〝学校体育教員の養成〟以外の期待が寄せら

れるようにもなってきたのである。この社会のニーズに応えて、日本「体育」大学は「体育教員」の養成だけでなく、「スポーツの指導者」および「トップ・アスリート」の養成に本格的に乗り出すようになった。運動部の強化が本格化したのもこの時期からであった。従前からの体操競技・ハンドボールの活躍に止まらず、バスケットボール・ラグビー・陸上競技・駅伝競技・バレーボール・野球などの運動部の活躍が始まり、四十年代半ばからは紙面に〝日体大〟の文字が躍るようになったのである。

このようにみてくると、日本体育会および日本体育大学の八十周年記念式典の挙行は実に時宜を得た企画であったといわねばならない。この式典挙行の企画は昭和四十六年ころに盛り上がってきた気運を背景にして昭和四十七年六月にスタートを切った。同年六月二十六日、学校法人日本体育会は委員長を米本卯吉理事長とする「学校法人日本体育会・日本体育大学創立八十周年記念事業委員会」の設置を決定し、〝記念誌編纂委員会〟〝式典委員会〟〝行事委員会〟〝日体会館建設委員会〟の四つの専門委員会を設けている。かくて、昭和四十七年十一月三日の文化の日に記念式典を挙行し、日本体育大学においては十一月一日から五日までを創立八十周年記念期間として学園祭を行い、全学をあげて八十周年を祝った。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』によると、記念式典は十一月三日午前十時三十分に始まったが、招待出席者百数十名を含む関係者三〇〇余名を集めて、日本体育大学第一体育館で行われたという。なお、式典に先立って午前九時から十時まで同所にて物故者慰霊祭が挙行されている。

さて、記念式典で学校法人日本体育会の米本卯吉理事長は次に掲げる式辞を披露した。この式辞は短くまとめられているが、本会の度重なる危機を救ってきた米本翁の想が綴られていたものであるとみることができよう。

式辞

本日菊花薫る佳き日にあたり、学校法人日本体育会・日本体育大学創立八十周年記念式典を挙行いたしますについて、文部大臣閣下をはじめ、多数来賓の御臨席を得て、盛大な祝典を挙げることの出来ましたことは、まことに光栄に存ずる次第であります。

ここに関係者一同を代表して御臨席の各位に対し、厚く御礼申し上げます。

本会は明治二十四年の創立でありまして、既に八十年の尊い歴史を有しております。

この間、国家社会の状勢は幾多の変遷があり、本会・本学ともにその影響を受け、ことに昭和二十年五月の戦禍により、それ迄営々として整備した校舎、施設の大半を失ったのみならず、此の大戦においては、多数の卒業生の春秋に富む尊い生命が奪われたのであります。

当時は再建の見通しも立たぬまま終戦を迎え、翌二十一年四月より五年にわたり、土浦における仮住いの生活を余儀なくされ、二十六年一月再び学校が東京に戻って以来、学校法人への組織変更、大学への昇格等、あらゆる困難な条件を克服しつつ関係者一丸となって不撓不屈の意志をもって復興に邁進致しました結果、六か年計画による本館並びに健志台グランドの施設も順次整いまして、本日の八十周年を迎えるに至ったので御座います。

私共一同は、これを期とし、思いを新たにして、今後体育の道を通して、真に、平和的民主的な文化国家建設に担うべき、次代国民の育成に精進し、以って人類の福祉に貢献致し度い所存で御座います。

ここに創立八十周年記念式典にあたり、一言述べて式辞といたす次第であります。

米本卯吉翁が本会の経営陣に加わってから三十三年足らずの歳月が流れていた。その半数に近い年月が危機からの再建に捧げられたといってよい。この式典で翁の脳裏にはその苦難の日々が走馬燈のように過り、よくぞここま

で発展し得たものぞ、と感慨を新たにしたに違いない。しかし、この式典は五十周年式典の時とはその質において異なっていたといわねばならない。二十年前に自らが指揮して執り行った式典には閑院宮載仁殿下を始め、皇室の御臨席を得ていたし、各界の著名人も招くことができた。時代は確かに変わったが、米本翁の満足のいく式典ではなかったといえよう。というのも、「式辞につづいて、表彰状、感謝状の贈呈、文部大臣（代理）らの祝辞、祝電の披露があり、校歌斉唱で式を終えた」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）からである。この式典には五十周年式典で行われたアトラクションも用意されなかったのである。

とはいえ、この式典は本会が百年の歴史に向けて確かな地歩を占めたことを内外に訴えるものであった。八十年の歴史のなかで本会の事業は学校経営のみに縮小されたが、その事業は拡大し、一大学園を築くにいたったからである。百年に向かう本会の課題は拡大した事業の内容を充実することに置かれ、安定成長の時代を迎えつつあった。経営方針を転換し、教育と研究の充実を図るための事業がその緒についたばかりであったともいえよう。経営方針の転換を図るためには、それまでの本会が歩んできた足跡を辿っておく必要がでてきた。その試みが、次に取り上げようとする『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の刊行であった。

（二）『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の刊行

本会の足跡を綴り、一冊の単行書として刊行しようとする動きは戦前にはみられない。本会創立四十周年までは創設者の日高藤吉郎が健在であったために、日高の語るところはそのまま本会の歴史として受けとめられたためであろう。しかし、創設者の没後の五十周年記念式典を挙行するころになって、創立五十周年記念史（誌）の刊行は話題になったようである。このことは、『国民体育』誌において本会の歩みが綴られたし、飯塚晶山氏が「本会の歴

史は、先年調査整備した正副の原本が作成されてあったが、昭和二十年五月二十四日の戦災により、他の重要書類と共に、惜しくも焼失してしまつたのである」（学校法人日本体育会『会報』八号　昭和三十一年二月二十日）と回顧していることから知られよう。その理由は、恐らく、本会が社団法人から財団法人へと改組したばかりであり、その経済的基盤の安定が得られてはいなかったことに求められよう。日本体育専門学校の諸施設の建設に眼が向けられ、本会の歴史を顧みる余裕を欠いていたといえる。

これに対して、戦後の経営状態が好転した頃から、本会の歴史を明るみに出そうとする動きがみえはじめる。その最初は日本体育大学の六十五年史編纂・刊行の試みであった。発案者は栗本義彦学長であったが、本学の外の研究者に編纂作業が依頼されている。その当時、東京大学教授であった加藤橘夫氏に日本体育大学の歴史を纏めてくれるように依頼し、加藤教授がその弟子の木下秀明氏に依頼するという経緯であった。しかし、木下氏の提案によって六十五年史小冊子案は七十年史大冊案に変更され、その方針で作業が進められつつも、結果として日の目をみるにいたらなかったという。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の〝あとがき〟で執筆者の木下氏は次のように語っている。

昭和三十三年五月のある夜、私は風呂からとび出した。「日体史を纏めよ、・・・・できるだろう。」加藤橘夫先生からの電話である。栗本学長に「宜しく頼む」と言われてもう十五年過ぎた。「俺でなければ」という気負いは昨日のようである。

栗本学長の六十五年史小冊子案は、資料収集可能という私の指摘によって七十年史大冊案に拡大された。だ

が、実行予算は円滑を欠き、作業はしばしば立往生、時宜を失した。赤字での作業には限度があり、義理も欠いた。何度も投げ出そうと思った。それでも使命感に似た自負心が十三章までを完成させた。もっとも大正以降の分は安全操業で突っ込む気にはなれなかった。計画に一貫性があったらと残念に思う。やはり小冊子を叩き台に資料を引き出し、問題を掘り下げて大冊を纏めるのが順序であろう。・・・(中　略)・・・

忘れもしない。昭和三十八年六月の暑い日であった。完成原稿を学長室の未整理品用の机上に置くよう指示された時、私は拒否した。会計金庫には写真とも二千枚近い原稿を納める余地はなかった。結局私が保管することになり、家に耐火書庫を買って収めた。五年間―全力投球三年の結晶は、それから九年間眠らされたのである。(昭和四十八年五月二日記)

この木下秀明氏の執筆になる〝七十年史〟は『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の中に収められることになるが、その間、本会関係者によって年史編纂が試みられなかったわけではなかった。その試みは〝史〟ではなく〝誌〟であるといわれるかも知れないが、本会の足跡が描写されたことは確かである。その試みは飯塚晶山氏の手になるもので、学校法人日本体育会『会報』誌上で連載されている。そのタイトルは「日本体育会六十五年史」であった。昭和三十一年二月二十日発行の『会報』第八号から連載が始まり、翌三十二年七月二十日発行の第二四号で完結している。この六十五年史をまとめる契機は連載にあたって著者が「米本理事長の命により、この度日本体育会の歴史を編集することになった。」と述べているように、米本卯吉理事長の発案にあった。年史編纂の必要を感じとっていたのは栗本学長だけではなかったのである。むしろ、米本理事長の方が年史編纂には熱心であったし、その方針を打ち出す時期も早かったといえそうである。そこで、米本理事長の年史編纂に掛ける意気込みを

次に見ておくことにしたい。「日本体育会六十五年史」の連載にあたって、理事長米本卯吉は『会報』第八号に「日本体育会六十五年の歴史を顧みて」を寄せ、本会の歴史を概観している。少しばかり長くなるが、次に掲げておくことにしよう。

荒涼たる旷野に蒔かれた一粒の種子が芽ぐみ出て堪えがたい風雪に痛められつゝ、大地に確かりと根を下ろし、枝葉繁つて年と共に栄え亭々たる大樹をなせる姿は正にわが日本体育会の偉容に比することができよう。日本は明治五年既に学制を布かれ、大学以下の施設も体系づけられたとは言え、体育に対する思想及び研究は未だ極めて幼稚であった。明治二十四年「祖国興隆の基は体育にあり」という熱烈火の如き信念に燃ゆる先覚者日高藤吉郎、敢然として起ち、あらゆる経済的苦境の嵐をも突破して遂に日本体育会を創設したのであつた。欧米の先進諸国は早くから体育会の組織を設け、国民等しく身体修練を講ぜざるはなく、しかもその組織は各国その国情と国家成立の歴史によつて異り、フランスは軍事的であり、イギリスは市民的であり、アメリカは宗教団体に関係しているのであった。日高創立者は陸軍の出身者で体育を軍事的方面からも鼓吹したため、本会の創設当初の状況は頗るフランスに類し、世人は本会をもつて軍事的予備教育所と誤解する程であった。しかしわが国の興隆は国民体力を増強し、殖産興業によつて国富国力の充実を期せんとするにあつた。しかもこれが根本をなすものは、一に体育指導者の養成にあるを察知して、明治二十六年体操練習所を創始した。これ実に本邦における体育指導者養成私設機関の嚆矢であつた。尓来時代の緊切な要望に伴い、明治三十年には閑院宮載仁親王を日本体育会総裁に推戴して会務の拡張著しく進展し、当時にあつては日本赤十字社と共に日本に於ける二大社団法人として将来の発展を約束され、同三十二年には国会の建議により同年度より五年間毎年国庫補助金の交付を受けること、なつた。全国各都道府県には十二支会十支部をおきて地方体育の普及奨励に務め、体操練習所はこの年日本体育会体操学校と改称されて施設の拡張と設備の充実と更に教育陣容を強化し続

いて女子部を増設し、特に中等学校における体育指導者の甚しき不足を補充し併せて一般国民体育の振興に貢献する所甚大であつた。その後四十余年東京府及び市の補助があつた外は殆ど本会の独力をもつて結据経営し幾多の難関と戦い遂に昭和十六年本会は社団法人の組織を財団法人に改め体操学校を専門学校令による日本体育専門学校となし、次いで本会を学校法人に改組し、昭和廿四年には宿望である日本体育大学に昇格することができた。同廿八年には日本体育大学女子短期大学を設置して今日に及んだ。なおこゝに一言すべきは、特に明治末期の前後において外国の留学生殊に中国及び韓国留学生のわが日本体育会に来学し、教育を受けたもの誠に顕しい数に上り、本会に支那留学生部を設けた時代もあつて、現に中国及び韓国の要人として多数の人物が国際政局の表面に出現し活躍しておる事実を忘れてはならない。

今静かに日本体育会六十五年の歴史の跡を顧ると、感激殊に深く特に先人の孜々として積まれた努力と活動の業績を反省し、現在の情勢を正しく把握して更に本会将来の建設的基礎を確立せんとする意気の愈々昂揚するを覚えるのである。まして昭和十四年秋本会一切の経営を懇請委託されてから最近の十有七年を想うとき、聊か営々として尽した微力の連続が本会全教職員一致の協力によつて着々その成果をあげ来つたことを慶ばざるを得ない。実にわれら人間は本質的に歴史的存在であつて歴史を離れることはできない。無窮の輝く未来につながる栄光を有するのである。従つて本会の歴史の編集に当つては史実の厳正を基底として直書し、これを後代に伝えて益々国内的及び国際的に雄飛躍進し、本会が蔚然とした大深林をなすに至らんことを期待してやまない。

〝実にわれら人間は本質的に歴史的存在であつて歴史を離れることはできない〟とか、〝史実の厳正を基底として〟本会の歴史の編集をせよとかいう見解から、米本卯吉理事長は歴史家であったことをしることができる。だからこそ、大学側の立場であろうとも栗本義彦学長が計画した〝七十年史〟の刊行は翁の待ち望むところであったといえ

よう。しかし、待望虚しく当該年史の刊行は本会創立八十年という節目の年まで待たねばならなかった。

昭和四十七年六月二十六日に本会は〝学校法人日本体育会・日本体育大学創立八十年周年記念事業委員会〟を設置し、その委員会のもとに〝記念誌編纂委員会〟を置いた。これによって『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の刊行の道が拓かれることになったのである。本書の執筆者の回想するところを次に引いておこう。

昭和四十七年六月、石津先生から八十年史編纂委員に加わるよう丁重なお手紙を頂いた。八十年記念式典の時出版するという。短兵急な話である。今回は学内の若手が参加するとのこと、お手伝いの積もりで承諾した。だが私が計画原案をと指示されると、やはり纏めるのは私だと覚悟した。出版は昭和四十八年秋と制限された。当然八十年史の資料は、学内委員による収集を期待した。私は、その間に七十年史の追加資料による補正と、七十年史と八十年史の接続のため、旧原稿の手入れに当った。古自動車同様、一箇所手入れすると他に響く。思い切ってオーバーホールすべきだが、その時間はなかった。

かくて、待望の『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』が昭和四十八年十二月十五日付で不昧堂出版の製作協力により刊行された。著作兼発行者は学校法人日本体育会、編集は「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史編纂委員会」、執筆者は木下秀明氏である。なお、題字の揮亳は本書の刊行を待ち望んでいた米本卯吉理事長であった。

とまれ、本書は一、一八二ページからなる大冊であるが、通常の記念史とは異なり、学術研究書として纏められているとの評価が得られている。日本体育会が日本の体育・スポーツの普及と発展に果たしてきた役割が多かった

だけに、その叙述は日本体育史研究の古典ともなっている。

第四節　本会経営の安定と運営体制の整備

日本体育会の経営の中心にあって幾多の危機を救ってきた米本卯吉初代理事長は昭和四十九年七月六日、入寂した。この事態は本会にとって大きな痛手であった。しかし、このことによって本会が危機に瀕することはなかった。学校法人としての経営基盤が確立しており、学校経営という観点に立てば初代理事長の逝去は本会の精神的支柱を失うに止まったためである。すなわち、財団法人日本体育会を学校法人日本体育会に改組してからは、本会の事業は文字通り学校経営に絞られることになるが、初代の理事長は経営する学校を増設し、一大学園を築いている。また、この一方で経営する学校の入学定員の増員を達成し、経営をより安定的な方向へと導き、さらに、安全経営のための体制も敷いているのである。高校を大学の〝付属〟関係に位置づけずに〝姉妹〟校としたことから知られるように、全ての学校を法人の直轄とした。生徒募集が侭ならない事態が発生しても、それによって大学の経営が危うくなることはないとの配慮であった。いうなれば、リスクの分散化であったわけである。このように、初代理事長が推進した学校経営の手法は、企業の経営戦略を〝学校〟に適用する方法であるとみなすことができる。経営する学校の増設をもって事業の拡大が図られ、しかも増設された学校をすべて法人の直轄下に置いたのである。これによって本会の経営基盤は確固たるものになるとともに、よしんば経営学校の一つに廃校の危機が訪れようとも他の経営学校の経営を切迫させるという不安や日本体育会それ自体の解散の不安も解消された。しかし、学校法人た

る日本体育会は営利企業ではないのだから、経営する学校の教育内容の向上は不断に問われ続けねばならなかった。その教育内容の向上を図るためには、まずもって教育環境の整備・充実に着手しなければならない。物的環境としての施設・設備の整備は遅れがちであったし、学校運営のための諸規程の整備も遅れていた。また、人的環境についてもその人員が必要最小限に抑えられており、この方面の充実も急がれねばならなかったのである。しかし、このような教育内容の充実に手をつけんとした矢先に、本会を代表する役員が浄土へと旅立ってしまったといわねばならない。初代理事長が手がけんとした経営方針の転換は次代に委ねられることになる。

折しも、私立学校の経営の在り方に関して国の指導が始まっていた。それは、後述するように、会計基準に関する行政指導であったが、国の私立学校に対する補助金交付と関連する事柄であったために、本会のみならず多くの学校法人はその国の提示する基準に従うこととなっている。従前の諸規程は見直され、新規の規程が作り上げられていった。この時期に学校法人日本体育会は理事長が交替し、新理事長の下で経営陣容を固め、新しい経営方針を打ち出していく。以下において、初代理事長以後の新経営陣による本会の足跡を点描してみよう。

第一項　新経営陣の発足と経営方針の転換

昭和四十九年七月六日、学校法人日本体育会は米本卯吉理事長の死去に伴い本島寛常務理事を理事長代行とすることを決定した。これは次の理事長が決まるまでの間の臨時の措置であった。七月十二日に米本卯吉理事長の学校法人日本体育会葬儀を執り行ない、前理事長時代の残務を整理した後、本島理事長代行は同年九月二十七日に辞任し、翌二十八日の理事会・評議員会での新理事長、すなわち米本正氏の選出を待ったからである。

米本正二代目理事長は既に昭和十五年に本会が社団法人を改組して財団法人になった時から評議員として本会の経営に参画している。また、日本体育専門学校を日本体育大学に昇格させる時の教授陣容にも加わり、日本体育大学女子短期大学の設置申請の時にも教授として係わった。昭和十年三月に法政大学専門部法律学科を卒業していることから、法学及び教育法学担当の教授として申請されたのである。しかし、実際には次に掲げる新理事長の履歴が語るように、多くの会社の重役を歴任しているために、教壇に立つことはなかった。それでも、昭和十六年以来、折りにふれて父親である米本卯吉理事長を助け本法人および傘下の学校の発展に尽力してきた。また、社会教育活動においても前理事長に劣らず多くの実績を残してきてもいる。そこで、明治四十一年五月十三日生まれの新理事長の経歴を大まかに眺めて置くことにしたい。

昭和　十　年　三月　法政大学専門部法律学科卒業
　　四月　法政大学海外研究生となる
　十一年　四月　法政大学法学部入学
　十三年　三月　東京連合少年団主事
　　四月　東京市嘱託
　　五月　東京市より欧米精神文化研究並に集団勤労教育調査のため海外出張を命ぜられ、独逸のアルバイト・デインストを実践研究し、伊・仏・英・米各国を視察
　　五月　東京オリンピック海外宣伝委員を委嘱される
十五年　五月　東宝株式会社総務課長、総務部長・配給部長を歴任（至二十四年十二月）

十六年　十月　財団法人日本体育会評議員（至、昭和二十六年三月）
二十一年十一月　丸一証券株式会社監査役に就任
二十二年　九月　財団法人ボーイスカウト日本連盟監事（至、二十六年二月）
二十四年十二月　東宝株式会社取締役に就任（配給担当　至、二十五年九月）
十二月　東京都競馬株式会社取締役に就任（至、二十九年二月）
二十五年　九月　東宝株式会社参与に就任（至、二十七年十一月）
二十六年　三月　学校法人日本体育会評議員
二十七年　五月　丸一証券株式会社取締役に就任
十一月　新東宝株式会社取締役総務本部長兼制作本部長に就任（至、二十八年十一月）
二十八年　六月　財団法人ボーイスカウト日本連盟監事（至、二十九年六月）
十一月　東宝株式会社参与に就任（至、三十二年三月）
二十九年　二月　東京都競馬株式会社監査役（至、四十二年二月）
二月　ブラジル国サンパウロ国際映画祭に日本代表として渡伯
三月　アルゼンチン国マルデルプラタ国際映画祭に日本代表として渡亜
六月　財団法人ボーイスカウト日本連盟理事（至、三十二年五月）
十月　米国カリフォルニア法人国際東宝株式会社社長（至、三十年十月）
三十二年　三月　東宝株式会社取締役（至、四十五年二月）
三十三年　三月　サンパウロ法人南米東宝会社取締役（至、四十五年四月）
五月　アジア映画祭日本代表としてフィリピン・マニラに出張
三十四年　七月　香港東宝影業有限公司董事（至、四十五年四月）
三十五年　四月　株式会社静岡相互銀行取締役（至、三十八年二月）

四十年　九月　ブラジル国リオデジャネイロ国際映画祭に日本代表団長として渡伯
四十二年　二月　東京都競馬株式会社取締役
四十三年　三月　タイ国バンコツク日本映画祭代表団団長として渡泰
四十四年　三月　東宝国際株式会社取締役副社長（至、四十五年四月）
四十五年　一月　株式会社東宝サーキット（後に株式会社東京サマーランドに改組）専務取締役
（至、四十五年十二月）
三月　東宝株式会社監査役
九月　株式会社東京サマーランド代表取締役副社長（至、四十八年八月）
四十六年　六月　学校法人日本体育会監事
四十七年　三月　学校法人日本体育会理事
四十八年　九月　株式会社サマーランド代表取締役社長（至、五十三年三月）
四十九年　八月　財団法人愛世会理事
八月　丸一証券株式会社代表取締役社長（至、四十九年十一月）
九月　学校法人日本体育会理事長
九月　日本私立大学協会理事
十一月　丸一証券株式会社代表取締役会長（至、五十五年三月）
五十年　三月　財団法人ボーイスカウト日本連盟参与
五十五年　三月　東京都競馬株式会社代表取締役会長
三月　丸一証券株式会社代表取締役相談役
五十六年　九月　体育大学協議会会長
五十九年　五月　日本私立大学協会常務理事

六月　財団法人私立大学退職金財団評議員
六十年　二月　私立大学教職員共済組合運営審議会委員（至、平成元年二月）
平成　元年　十月　通商産業省スポーツ産業研究会委員
十月　通商産業省スポーツマネージメント分科会委員

右の米本正新理事長の経歴から、われわれは新理事長が昭和十六年から半世紀もの長きに亙って本会の経営に参画してきたことを知ることができる。その五〇年に及ぶ期間に企業経営のみならず多くの社会教育的事業に従事している。その最初は今日のボーイスカウトに連なる東京連合少年団主事の就任であるが、この少年団育成の仕事は今日まで継続されている。また、東宝株式会社に奉じ、日本映画演劇の育成・発展に尽すと共に日本人に多くの新らしいレジャーを提供し続けてもいる。さらに、英国紳士の嗜みとして発展してきた近代競馬の普及・発展にも尽力、競馬というアミューズメントに対する日本人の認識を改めることにつとめてきた。それに、働き過ぎであると欧米からとかく批判の多い日本人にレクリエーション・遊びの機会を提供することによって、勤労観の変革を促し、新しいレジャー観・スポーツ観を培う仕事も推進してきた。東京サマーランドの経営もそのような仕事の一つに数えられよう。

このようにみてくると、日本人の〝食うために働き、働くために遊ぶ〟という従来の勤労観が崩れ始め、〝遊ぶために遊ぶ〟世代の登場しつゝある時代において、米本正という人物を学校法人日本〝体育〟会の理事長に迎えることになったことの意義は大きいといわねばならない。二十一世紀には日本人がかつて経験したことのない〝スポー

ツの時代〟を迎えるといわれている。五兆円産業といわれているスポーツ関連産業も二十一世紀には十五兆円産業にまで発展するとの見通しも立てられている。したがって、本会の経営する日本体育大学はこの時代の趨勢を見定め、対応策を講じていかねばならない。そのためには、スポーツに対して理解を示すのみならず、人生を豊かにする未来産業の指導者がまずもって学校法人日本体育会に控えていなければならないといえよう。米本正新理事長の経歴はスポーツの産業時代を迎える学校法人日本体育会が必要としている人物であることを物語る。

とまれ、昭和四十九年九月二十八日、米本正理事長が誕生し、その新理事長の下で新しい経営陣容が固められていった。前理事長時代に常務理事として本会の経営を支えてきた本島寛理事は引き続き常務理事として本会の経営に従事することになるが、米本正理事の理事長昇格に伴い片健治評議員が学識経験者として理事に就任（昭和四十九年九月二十七日）する。なお、片理事は本島常務理事の退任の後を受けて、常務理事に就任することになる。このことは新体制発足の時点で米本理事長＝片常務理事の体制が予定されていたことをしめしている。そこで、本島理事、片理事の双方の経歴を素描しておくことにしよう。

本島寛常務理事は昭和二年三月に中央大学を卒業、昭和四年五月に東京市教育局学務課に奉じてから、一環して東京市・東京都の教育行政に従事してきた。昭和二十一年五月に東京都淀橋区長と東京都教育局体育課長に就任、二十九年には東京都教育委員会教育長に抜擢されるとともに、都道府県教育長協議会幹事長にも就いている。また、この年に文部大臣より日本ユネスコ国内委員会委員、保健体育審議会委員、教科用図書審議会副会長、公立学校共済組合運営審議会会長、特殊法人日本学校給食会理事、特殊法人日本学校安全会運営審議会委員などを命ぜられ、国の教育事業にも従事した。さらに、財団法人日本レクリエーション協会理事長、学校法人中央大学常任理事、社

団法人日本私立大学連盟常務理事、特殊法人私立学校振興会理事（文部大臣発令）、学校法人昭和薬科大学常務理事などを歴任している。この輝かしい経歴に加えて、学校法人秋草学園理事・学園長、東京都スポーツ振興審議会副会長、東京都体育協会常任相談役、東京都体育指導委員協議会長、全国体育指導委員協会副会長、東京都家庭婦人バレーボール連盟会長などに就任している点も見逃せない。

いっぽう、昭和十六年三月に中央大学法学部を卒業した片健治理事も本島常務理事と同様に東京市および東京都に奉じ、昭和三十七年七月にオリンピック準備局観光部長に補され、後公聴部長、学事部長、都立大学事務局長を歴任、四十三年七月には東京都練馬区長に選任されている。また、四十八年六月に学校法人順天学園理事兼順天高等学校長に就任、教育の現場でその敏腕を揮っている点も注目されるところである。

このように本島・片の両氏とも東京市・東京都の行政および教育行政に従事しているが、両氏の日本体育会との関わりは東京の教育行政を通して前理事長と接点を持ったところに求められる。前理事長は昭和四年から十六年まで東京市公民選出学務委員を務め、東京都の教育行政と係わっている。この際に、恐らく、本島常務と接触し、財団法人日本体育会評議員就任の依頼がなされたのであろう。また、本島常務を介して片理事が前理事長に紹介され、これが縁となって片氏は日本体育会の評議員・理事の就任を受諾している。こうして前理事長が結んだ絆は新理事長にも受け継がれていった。それは、米本正理事が理事長に選任されるや、本島寛理事を常務理事に、片評議員を理事に選出していることから知ることができよう。この人事は新理事長が教育行政に明るい人材を登用せんとした結果であったわけである。とまれ、翌四十九年九月二十八日現在の理事会および評議員会の陣容は次に掲げる通りである。

《理　事・監　事》

〈理　事〉

米本　正　（理事長）　本島　寛（常務理事）　片　健治　豊島　清光
渡辺武次郎　清水　雅　石津　誠　池上　金治
馬飼野正治　竹本　正男　鈴木　當之　清水　正一

〈監　事〉

谷池　茂雄　松本　募

《評　議　員》

鈴木　當之　西野　淑　加藤　孝吾　鈴木雄四郎　細沼　清　清水　正一
竹本　正男　中田　茂　西村　清隆　笹原　六郎　宇梶　公平　馬飼野正治
石津　誠　池上　金治　河田　新吉　谷池　茂雄　藤沢　春雄　豊島　清光
松本　募　明知　延佳　新見　正之　本島　寛　米本　正　真鍋八千代
布能　由雄　山田　憲一　片　健治

右の陣容によって、学校法人日本体育会は新時代のニーズに応えた経営方針を立て、これが実施に努めることになる。しかし、経営方針の転換は前理事長時代に内と外からの要求を契機としたといわねばならない。先ず、内にあっては各法人傘下の学校から教育条件の整備のための強い要求が出され、外からは文部省による会計基準に関す

る整備の要求が指示されたのである。後者については次の項で取り上げることにし、ここでは前者について取り上げておくことにしよう。

前理事長の経営方針は人件費をできるだけ削減して事業を推進するところにあった。学校経営における人件費支出の目安は総支出経費の二分の一が安全圏であるとされているが、例えば法人本部事務局の人員を眺めてみると、前理事長時代にはその人員が著しく少ないことがわかる(第三項　参照)。このことから、人件費を削減してその余剰人件費を学校新設のための費用に当てるという方法をとるのが、前理事長の経営方針であったことが知られよう。しかし、学校の新設が一段落した時点から経営規模の拡大ではなく、その経営学校の内容を充実する時代がはじまった。それは教職員の人員増とこれにかかる人件費の増額に経営努力を傾注することから始めねばならなかった。教育条件の整備は教職員の増員から始めるべきだとする要求がまずもって学校現場の教職員から出されたからである。それは教職員組合を結成した上で行われているが、いわば学校を上げての要求であった。例えば、日本体育大学および日本体育大学女子短期大学の教職員は昭和四十五年十二月八日に「教育環境の充実、教職員及び事務職員の生活の安定を柱として日体大独自の方法で組合活動をする」立場を確認、三一条からなる「日本体育大学教職員組合規約」を採択して〝組合〟を結成している。また、法人傘下の高等学校教職員組合も同様にそのような目的をもって〝組合〟を結すんだ。昭和四十二年二月六日に「東京私学労働組合柏日体高校分会」(柏日体高等学校教職員組合)が、昭和四十三年十月二日に「東京私学労働組合日体荏原高校分会」(日体荏原高等学校教職員組合)、昭和四十四年四月七日に「東京私学労働組合日体桜華女子高校分会」(日体桜華女子高等学校教職員組合)が、さらに昭和四十五年四月十五日に「浜松日体高等学校教職員組合」がそれぞれ結成をみるに及んでいる。

昭和四十五年頃を境にして、勤労者の給料は倍増を繰り返した。しかし同時に物価の高騰も伴ったのである。したがって、教育職員であろうとも〝聖職〟という大義名分の枠組みに縛られることなく、生活のための切実な要求を表立って行う必要にせまられたのである。教育研究条件の整備だけでなく、待遇改善の要求を掲げて経営者たる学校法人日本体育会と交渉したのも、それがためであった。かくて、学校現場の声が法人の学校経営に生かされるようになっていったといえよう。因みに、日本体育大学および日本体育大学女子短期大学の教職員の初任給をみてみると、昭和四十七年度の大卒の給与は四八、〇〇〇円であったが、僅か三年後の五十年度には一二一、〇〇〇円に高騰していることがわかる。

とまれ、昭和四十年代後半を境に学校法人日本体育会は経営方針の転換が〝内〟から求められ、米本正新理事長を中心とした新経営陣は学校現場の声に耳を傾けながら、傘下の学校の教育条件の整備・充実に全力を投ずることになった。新経営陣の登壇は〝魅力ある大学づくり〟〝魅力ある学校づくり〟の時代を告げる出来事であったといえよう。

第二項　運営体制の整備

いうまでもなく、学校法人日本体育会の円滑な運営を計るための諸規程の制定は前理事長時代に試みられている。資料の上で確かめることのできる最初のものは昭和三十年代に定められた規定まで遡ることができるが、事務職員の数が漸増した四十年代に入るまで諸規程間の整合性等々が問題にされることはなかった。経営する学校の数が増えた四十年代に入って本部事務局と学校事務局との緊密な連携がこれまで以上に求められるようになり、これが必

要から諸規程の一括整理がなされるようになったのである。無論、経営母体の法人本部が諸学校経営のための基準を示すわけであるから、その諸規程の中心には会計に関する規定が置かれていることはいうまでもない。いっぽう、昭和四十六年四月一日、文部省令第一八号をもって『学校法人会計基準』が定められ、私立学校法の定める学校法人はこの基準の遵守が義務づけられた。これを機に、本会の会計基準が見直されることになっている。

（一）会計基準の提示とその見直し

昭和四十三年三月、学校法人日本体育会はその「服務規定」「庶務規定」「会計規定」「業務方法書」に関する諸規定を冊子（B5版、九八頁）に纏めた。この冊子の表紙に、「本規定はこれまでに通知されたものを便宜上一括して分類したに過ぎないものであるから、誤解のないよう注意されたい。」と注意書きがなされているように、本会がこれまでに定めてきた規定を確認するためのものであった。しかし、結果として各々の事務担当者はこの冊子で掲げられている規定にそって事務を司ることになる。したがって、本冊子は本会の規程集の役割を担うものであったといわねばならない。

さて、本冊子に掲載されている本会の会計に関する規定についてであるが、それは次に掲げるように一四の規定からなり、「学校法人日本体育会会計規定」として整理されている。すなわち、「出納事務規定」「（出納事務規定）細則」「給与規定」「専任講師時間数の基準」「時間講師の給与基準と資格」「通勤規定」「時間増手当支給規定」「宿直・日直手当支給規定」「扶養手当支給規定」「退職手当支給規定」「退職金財（社）団等の設立に伴い本会退職手当との調整に関する規定」「退職手当支給規則施行規則（柏）」「高等学校教員の研修会等参加規定」「高等学校の修学旅行校外教育（実習）等実施に伴う職員旅費規定」である。しかし、本規定の大半は「給与」に関する規定であっ

て、本会の会計基準を定めた規定は出納事務規定とその細則のみであるといわねばならない。ところが、当該の会計に関する規定は厳密な意味で会計規定であるということができない。因みに、一〇条からなる「出納事務規定」を次に引いて置くことにしよう。

出納事務規定

本法人の業務遂行について出納事務を次の通り定める。

第1条　本法人の業務遂行上出納事務はすべて本規定により行うものとする。

第2条　すべて学校が、或は学校に関して、新たに出納行為を起し、又はこれを変更しようとするときは、それが学校法人本来のものであると否とにかかわらず必ず事前に理事長の承認を得て、之を行わなければならない。

（収入金の処理）

第3条　各学校及び寮（以下学校と称する）の収入金はすべて別に定める方法により本会へ送金する。

（支払金の処理）

第4条　各学校の支払は止むを得ないもののほか毎月2回支払日を定めて之を行うものとする。この場合学校はあらかじめこの金額を本会へ連絡しなければならない。

第5条　第4条の支払の内、給与は毎月20日（休日の場合は翌日）あらかじめ理事長の決裁を得て、各学校毎に所要の金額を支給する。

またその他の支払行為を起すにあたっては少くとも発注の1週間以上前に所要の書類を添えて申請書を本会宛に送達しなければならない。

但し、新たに校具、教具、図書、備品を購入しようとする時、又は応急以外の営繕費、物品修理、

遠距離出張旅費高額な渉外費及び研究調査費に関する支払、広告費並びに助成金に関する支払の場合を除き、常備手元金の範囲内に於て予算、資金繰等考慮の上各学校長の決裁によって之を行うことが出来る。

この外電燈料、水道料、ガス料、汲取料、定められた範囲内の新聞講読費、その他経常的定期的支払で予め理事長の承認を得たもの等、支払日に一括支払が困難又は不適当であって急を要する場合については各学校事務長（事務のない学校にあっては出納責任者）に於て支払をなす事が出来る。

第6条　本会は学校より支払代金の請求を受けたときは所要の決裁を経て支払日に学校宛送金する。

（記帳）

第7条　すべて収入、支出は規定の伝票を起して記帳検印等の処理の後、日計算と共に本会宛に送付する。

第8条　本会は各学校の伝票によって総合記帳をなす。

第9条　各学校は毎月末毎に資金繰実績表、在学生数未納調書を翌月5日迄に送達しなければならない。その外学校は月計算を作成しておくものとする。

第10条　本規定にないものについては、その都度本会と連絡の上適宜処置するものとする。

付則

本規定は昭和36年4月1日より施行する。

右の規定が施行された昭和三十年代はいうにおよばず、四十年代の中頃まで、法人傘下にある学校の事務は教育職員によって執られている。つまり、専門家たる事務職員が当該学校の事務をとる状況にはなかったのである。だからこそ、右のような簡素化された規定が必要とされ、かつまた効力を発揮したといえよう。しかし、教育機関の

職員は教育職員と事務職員とが車の両輪の関係にあり、それぞれが持ち場に従事するのが望ましいわけであるから、逐次、事務職員の増員が計られていった。これによって教育職員の教育研究に専念できる環境が整ういっぽう、事務職員の事務能力に合わせた会計に関する規定が整備されることになっていくのである。この改革は前理事長時代に着手され、新理事長の時代に実施に移された。その改革の要の位置にいたのが本島寛常務理事であった。本島常務理事は新旧両理事長に仕え、会計基準に関する規定の制定とその実施に与かったからである。

昭和四十六年六月十七日、それまで学校法人日本体育会の監事に就任していた本島寛氏は本会の常務理事に就任する。この本島氏の常務理事の起用は前理事長の意向に基づくものであるが、昭和二十六年に改組した学校法人日本体育会の寄付行為に役員として常務理事が置かれながらも、長らく空席のままであった。その業務は前理事長が兼ねていたのであろう。しかし、昭和四十六年四月一日に『学校法人会計基準』（文部省令第一八号）が公布され、『私立学校法』に基づく学校法人はその会計基準にしたがわねばならなくなるに及んで、本会に常務理事を置き、その常務理事に学校法人会計基準にそった本会の会計に関する規程の制定を委ねねばならなくなった。というのも、自ら進んでその業務に従事するには前理事長は余りにも高齢に達していたからである。

かくて、本島常務理事は学校法人日本体育会会計規程及びその施行規則の制定に着手することになった。このように、本会の会計基準の見直しは文部省という外からの指令によってはじまるわけであるが、それでは何故に文部省において学校法人の会計基準を公布しなければならなかったのであろうか。ひとことでいってしまえば、国が私学振興のために交付する補助金が各学校法人において適切かつ効果的に生かされているかどうかを判定するために定められたといえる。国がこの時期に『私立学校法』の一部を改正するとともに、学校法人の会計基準を定めたこ

とは私学の教育行政史上において画期的な出来事であったといえよう。学校法人日本体育会もそのような国による方策によって大きな転換を余儀無くされたからである。経常経費に占める国庫補助金の割合が小さかろうとも、国庫補助金を交付されることが〝学校法人〟の最低限のステータスとなったのである。

そこで本会が「学校法人日本体育会会計規程」（昭和四十七年四月十九日）および「学校法人日本体育会会計規程施行規則」（昭和四十八年十月一日）を制定するにいたる前史として、昭和四十六年四月一日に「学校法人会計基準」（文部省令第一八号）が公布されるまでの経緯を概観しておくことにしたい。

制度の上では当該の「学校法人会計基準」の制定は昭和四十五年五月に『私立学校法』の一部が改正され、この改正を受けるかたちでなされている。しかし、実際には国による学校法人会計基準の制定の可否を検討し、それが施行の可能性を見極めた上で、『私立学校法』の改正がなされたとみなければならない。無論、昭和四十年七月に「臨時私立学校振興方策調査会」が、高等教育機関における私立大学の果たす役割の大きさに着目し、私立大学の発展に国庫補助金の交付をもってテコ入れすべく、『私立学校法』の改正を提言していることが、学校法人会計基準の制定への契機となっているといわねばならない。けれども、親規程に国庫補助金の交付を謳うべきだとする意見が大勢を占めようとも、それが施行規則の目処が立つことなくして、親規程の改正に踏み切ることができないはずである。私立の教育機関に国庫補助金を交付することは私立学校に公的性格をもたせることに通じるのだから、私立学校の会計処理に対して適正化を求めねばならなかったといえよう。

昭和四十三年七月、岩間英太郎文部省管理局長は学校法人の会計基準の調査研究のための会議（座長、古川栄一一橋大学名誉教授）を発足させ、四十五年五月には「学校法人会計基準は、学校法人に関する重要な社会的制度の

一部をなすものである」との報告を受け、同年十二月には「学校法人会計基準の実施について」、翌四十六年二月に「都道府県知事所轄学校法人における学校法人会計基準の実施について」および「学校法人計算書類記載要領について」の詳細な報告を受けているからである。加えて、これらの報告は四十六年四月に公布の「学校法人会計基準」の付則の役割まで果たしている点も留意されるところである。とまれ、このようにして、学校法人の会計基準の雛形が仕立て上げられるわけであるが、文部省がいう会計基準制定の経緯について眺めておきたい。その説明は文部省管理局が昭和四十六年五月に発行した小冊子『学校法人会計基準概説』に詳しいので、多少長くなるが当該箇所を次に引いておこう。なお、本冊子は「文部省においては、文部大臣所轄学校法人の関係者および都道府県の私学行政担当者を対象とする研修会を近く開催する計画であり、この冊子はこの研修会の参加者の参考用として作成」したものである。

昨年五月、私立学校法の一部が改正され、新たに「私立学校の経常的経費に対する国又は地方公共団体の補助金で政令で定めるものの公布を受ける学校法人は文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行ない、貸借対照表、収支決算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」との規定が設けられた（私立学校法第五十九条第八項）。今回施行された学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）は、この規定に基づく「文部大臣の定め」として制定されたものである。

この省令の逐次的な内容については後述のとおりであるが、それに先立って、省令制定に至るまでの経緯、省令をめぐる法制的しくみ等について概観することとする。

一、学校法人の会計基準についての検討の契機と経過

これまでの学校法人の会計は、そのよるべき共通の一般的基準がなく、また慣行も成立しておらず、したがつて、それぞれの学校法人においてまちまちの方法で処理されており、必ずしも合理的といえない状況にあつた。法制的にみても、学校法人は、毎年会計年度、財産目録、貸借対照表および収支決算書を作成すべきこととされているが(私立学校法第四十七条)、その内容、形式については何ら規制を受けず学校法人に全く委ねられていた。このほかには、収益事業を特別会計として経理すること(私立学校法第二十六条第三項)、予算、決算について一定の手続を要すること(私立学校法第四十二条、第四十六条)、会計年度が四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わること(私立学校法第四十八条)などが規定されていたにとどまる。

このような状況にかんがみ、当面の私立学校の振興策全般について検討するために昭和四十年にとくに設けられた臨時私立学校振興方策調査会は、昭和四十二年六月、私学振興に関連する諸方策の一つとして「私立大学が合理的・計画的に経営され、発展していくうえには、経理の合理化、適性化が必要であるということはいうまでもないことであるが、さらに私立大学に対する助成の拡充をはかるについて国民の理解と支持を得るためにも、また学内において学校経営について父兄等関係者の理解と支持を得るためにも学校の経理の合理化、適性化が重要であり、このため財務基準の制定、公認会計士による監査等経理の合理化、適性化を確保するため適切な措置を講ずる必要がある。」と答申した。また、各学校法人においても、会計の合理化、適性化の必要性を認識し、そのためには、会計のルールを定める学校法人会計基準の設定が不可欠であるとの見地から、基準の設定に積極的に取り組む気運が高まり、その具体的な現れとして各私学関係団体でも、それぞれの立場から基準設定のための研究を行うに至つた。

そこで、文部省においても、全学校法人に共通の統一的な会計基準の設定について研究を行なうことが必要となつたので、学識経験者および私学関係諸団体から適任者として推せんされた方々に協力を依頼して、昭和四十三年七月、「学校法人の財務基準の調査研究」のための会議(座長　一橋大学名誉教授　古川栄一氏)を発足させた。

この研究会は、発足以来四十五回にわたる審議を行ない、昭和四十四年七月の中間報告を経て、関係諸団体の意見等も参考にして、昭和四十五年五月に学校法人会計基準をその内容とする「学校法人の財務基準について」、同年十二月に文部大臣所轄学校法人が学校法人会計基準による会計に移行するために必要な事項をその内容とする「学校法人会計基準の実施について」、さらに昭和四十六年二月に、都道府県知事所轄学校法人に対する学校法人会計基準の適用についての移行措置および簡略化をその内容とする「都道府県知事所轄学校法人における学校法人会計基準の実施について」および計算書類の記載要領をその内容とする「学校法人計算書類記載要領について」、それぞれ文部省管理局長に対し報告を行なつた。

二、私立学校法の一部改正

1. 改正の趣旨および内容

昭和四十五年度に、私学の経営の現状にかんがみ、私立大学、短大、高専の教育研究の充実向上を図り、経営の健全化に寄与することを目的として私立大学等の経常的経費に対する国の補助制度が創設され（予算額百三十二億二千万円）、この補助金の交付業務等を担当する機関として、従来の私立学校振興会を発展的に解消して日本私学振興財団が設立された。また、都道府県においても、高等学校以下の学校の経常的経費に対する助成措置を拡充しつつある状況にあつた。経常的経費に対する補助金は、従来の設備費に対する補助金と異なり、補助対象経費を特定せずあるいは人件費までを含めて補助の対象にするものであり、公費をもつてこのような補助を行ない、さらにその拡充をはかつてゆくについては、当該補助金を受ける学校法人の公共性がいつそう高められ、とくに学校法人において適正な会計経理が行なわれることが前提とされるのである。

このような観点に立つて、日本私学振興財団法の附則第十三条において私立学校法の一部を改正し、前述のとおり、経常的経費に対する国または地方公共団体の補助金の交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従つて、会計処理を行ない、計算書類の作成を行なわなければならないこととしたのである。

また、同時に、事前に学校法人の前年度決算および当年度予算の内容をじゅうぶん検討したうえで適切な交付決定を行なうとともに、事後において決算による実績にもとづき、補助金が有効適正に使用されたかどうかを確認する必要があるところから、これらの計算書類に公認会計士または監査法人の監査報告書を添附し、収支予算書とともに、所管庁の定めるところにより、所管庁に届け出なければならないこととした（私立学校法第五十九条第九項）。

その交付を受けることによつて学校法人がこれらの義務を課される経常的経費に対する補助金は、具体的には私立学校法施行令第五条および私立学校法施行規則第七条の二で定めている。すなわち、国の補助金は、私立大学等経常費補助金および特殊教育設備整備費等補助金のうち私立特殊教育学校教育費補助金に係るものであり、また、地方公共団体の補助金は、校長および教員の給与に要する経費またはこれを含む経常的経費に対する補助金で地方公共団体の規則で定めるものである。したがつて、たとえば文部大臣所轄学校法人が、国の私立大学等経常費補助金の交付を受けていなくても、その設置する高等学校の経常的経費について地方公共団体の規則で定める補助金の交付を受けていれば、当該学校法人について私立学校法第五十九条第八項および第九項の適用があることに注意する必要がある。

2. 経過措置（適用年度）・・・（省略）・・・

3. 所轄庁への届出と監査・・・（省略）・・・

三、財務基準調査研究会の報告と文部省令としての学校法人の会計基準との関係

財務基準調査研究会の学校法人の会計経理のあり方についての研究調査は、発足の経緯からも明らかなとおり、私立学校法の改正や経常費補助制度とは直接には関係なく開始されたものであり、その成果たる四つの報告は、経常的経費に対する補助金の交付を受けていると否とにかかわらず、全学校法人に共通で、前述の臨時私立学校振興方策調査会の答申の趣旨にそうものである反面、その性格上、法的には一つの指標を示すものではあつてもその実施について強制力を伴うものでなく、任意的なものである。一方、文部省令とし

ての学校法人会計基準は、すでに述べたように、経常的経費に対する補助金の交付を受ける学校法人を適用の対象とし、直接には当該学校法人における適正な経理を確保すること等を目的とするが、その実施について法的強制力を伴うものである。

しかし、報告の内容は私立学校法の要請をじゅうぶん満足させるものであり、その目的にも適合しているので、省令は内容的には報告で述べていることをほぼ全面的に採用し、いわば報告を規則化したものである。この意味において、省令には、報告の精神規定的な部分その他その内容のすべてを網羅して規則化してはいないが、省令に盛り込まれていない面については、報告が補充的な機能を果たすことになる（省令第一条第二項参照）。したがつて、両者の制度的、法的差異は前述のとおりであるが、実質的にみれば、経常的経費に対する補助金の交付状況および今後における拡充の方向を考慮すると、報告が法的強制力を伴つて実施されたのとほぼ同様の結果であるといつてよいであろう。

四、学校法人会計基準実施に伴い期待される効果

経常費補助金の交付の状況からみて、近い将来においてほとんどの学校法人がこの省令に従つた会計処理等を行なうこととなり、また、経常費補助金の交付を受けない学校法人もこれに準じた会計処理を行なうようになることが予想されるので、この会計基準実施に伴い、次のような具体的効果が期待される。

1. 各学校法人自体の会計処理とその作成する財務書類が合理的かつ客観的なものとなるので、学校法人は、自己の財政状況に関する正確な認識を得ることができる。このことは、学校法人が適切な経営の方針をたてる上に重要な前提条件となるものである。

2. 学校法人の計算書類により、財政状況の適確な認識を得ることが可能となるので、私立学校は、その財政について関係者や広く社会一般の理解を得るための有効な手段をもつことができることとなる。

3. 共通の統一的な基準による会計処理の結果、私学全般について、その財政状況の正確な理解と展望を得ることが容易になる。

4．この会計基準が実施されることにより、学校法人の財政状況の全般について、公認会計士の正規の監査が可能となり、学校法人の経理の合理化、適正化を制度的に確保することができる。

5．学校法人における経常費補助金の適正な使用、その補助効果等を確認するために役立つ資料が得られる。

以上が文部省管理局によって整理された「学校法人会計基準」の制定の経緯である。これを長く引用したのには引用者なりの理由があるといわねばならない。というのは、日本体育会に限らず、当該の学校法人会計基準の交付によって、多くの学校法人では自らの会計基準を見直し、学校経営全体を点検することになったからである。このことは教育機関の経営とはいえ、経営的センスが優先される時代に入ったことを意味する。例えば、大学における教育職員の数であるが、これを教育課程から割り出す（大学設置基準に基づく教員の数）方法だけでなく、帰属収入に占める人件費の割合から〝人件費比率〟を求め、この比率が五〇～六〇％ならば可しとするなどの目安をつけつつ、その範囲内で人員増を考えるようになったのである。従来までは大学設置基準で提示された〝最低限度〟の人員を〝最大限度〟として読んで人件費を抑えるところに経営的センスが求められた。しかし、人件費比率の考えを導入すれば、最低限度を最大限度に読むことはせずとも、可しとされる人件費比率の範囲内でより多くの人員を採用することも可能となるのである。国庫補助金の用途に枠組みがはめられていないのだから、補助金を人件費に当てることもできるわけである。

とまれ、学校法人日本体育会は「学校法人会計基準」に沿って、従前の会計基準の見直しに着手した。そこで、その学校法人会計基準について眺めておこう。本会計基準は五章三八条と付則からなり、その骨子は「総則」（第一

章)、「資金収支計算及び資金収支計算書」(第二章)、「消費収支計算及び消費収支計算書」(第三章)、「貸借対照表」(第四章)、「知事所轄学校法人に関する特例」(第五章)である。この第一章総則第一条で、本会計基準の法的強制力が示されている。すなわち、「私立学校法(昭和24年度法律第270号。以下「法」という。)第59条第8項に規定する学校法人(法第64条第5項の規定により法第59条第8項の規定が準用される法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。)は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。」とされたのである。学校法人である本会もこの会計基準を遵守しなければならなくなったわけである。そのために、本会は監事として本会に長く従事してきた本島寛氏を常務理事に迎え、新たな会計に関する規程の作成を依頼することとなった。かくて、昭和四十七年四月十九日の理事会において「学校法人日本体育会会計規程」の制定をみるにいたったのである。本会計規程は五八条からなり、その第一条で「この規程は学校法人日本体育会(以下「法人」という。)の寄附行為第三十一条の規程により、会計に関する基準を確立して、その業務を正確かつ迅速に処理し、あわせて適確な会計情報を得、もつて経営の能率的運営を図ることを目的とする。」と謳われ、第四条において「法人会計に関しては法令および寄附行為ならびに本規程の定めるところのほか学校法人会計基準に準拠して処理されねばならない。」としてその会計の原則が提示されている。また、これと関連して昭和四十八年十月一日付で「学校法人日本体育会会計規程施行細則」が理事長裁定によって定められた。本施行細則は一一九条からなり、本会の経理・会計業務に関する詳細な定めが盛られている。この一方で、昭和四十八年七月一日付で従来の「票簿会計提要」が全面的に改正された。その理由は昭和四十六年四月一日に学校法人会計基準が施行され、その後二年余経過したが、その間に「本法人の会計事務も可成りの改正がなさ

れたこと」および「昭和四十八年度から会計の電算処理の採用という画期的な変化」があったことに求められる（『簿会計提要』はしがき）。この会計担当者のバイブルとなる『簿会計提要』はB五版六八頁からなり、伝票と帳簿の機能を合わせもった会計業務処理の参考事項が提示されている。その中で財務分析に関する項目が設けられ、貸借対照表の財務比率と消費収支計算書の財務分析が述べられている点は興味深い。とりわけ、後者の財務分析では本法人の当面の問題に絞ってみたときに〝人件費比率〟〝教育研究経費比率〟〝借入金利息比率〟の三つの動態比率によって経常収支の実態を把握するのがよいとして、〝総負債比率〟〝固定比率〟〝流動比率〟〝負債比率〟の説明と並んで、次のようにその比率の解釈例を提示しているからである。

人件費比率

最近各学校法人におけるこの比率は効率を示していますが、各法人の状況から推定しますと、50～60%はまあいいとして、70%になったら危険な状態といえます。80%以上になったらなんらかの手を打たなければならないでしょう。

80%以上になりますと教育研究費、管理経費等にしわよせがきますし、借入金利息等の支払も困難になります。また人件費支出は、学生生徒納付金収入の額の範囲内にとどめることが原則ですから、この点もあわせて注意する必要があります。

教育研究費比率

学校法人は学校における教育研究活動の維持発展を目的としておりますので、教育研究費の支出経費には大きな関心をもたなければなりません。

この比率の基準にはっきりしたものはありませんが、それが10%を割るようではその法人の教育研究活動は弱

いということがいえましょう。せめて15%以上になることを期待したいものです。

借入金利息比率

今日の法人の財政を圧迫しているのは、多額な借入金によることが大きいのですが、チェックの方法として借入金の利払いの比率をみることを忘れてはなりません。

法人の財政規模によって多少の違いはありますが、この比率が10%を越えると経営基盤が不安定であるといえましょう。

ところで、前に引用した文部省管理局刊行の小冊子『学校法人会計基準概説』の中で、当該の会計基準に従うならば、経営学校の自己診断つまり〝自己の財政状況に関する正確な認識〟を得ることができると示されているが、右の引用は正に文部省が期待した法人の自己診断が可能であることを示すものであるといえよう。したがって、本会も財政の方面から経営の在り方を問う時代を迎えたといわねばならない。ここにわれわれは文部省という外からの影響によって学校法人日本体育会の経営方針が大きく転換したとみることができるわけである。

(二) 諸規程の制定と整備

昭和二十六年三月に学校法人日本体育会寄附行為が文部大臣の認可を得てから、本会の運営はこの寄附行為に基づいて行われてきた。しかし、本寄附行為の制定と同時に種々の規程が定められたわけではなかった。ために、運営上の問題が発生して始めてルールが作られ、それを〝規程〟に代用しなければならなかった。また、規程集のような冊子が刊行されることもなかったので、問題が発生した時にはそれに関する書類を探索しなければならなかっ

た。結果として、本部事務局にその対応についての問い合わせがその都度なされることにもなった。その事務的煩雑さを解消しようとしてまとめられたのが、先に引き合いに出した〝学校法人日本体育会の服務規定・庶務規定・会計規定・業務規定方法書〟であった。昭和四十三年三月の時点において当該の小冊子がまとめられた理由は昭和四十年代に入っても、本会を経営かつ運営していくための規程が整備されていなかったからである。それは同時に、この事実は本会の事務組織が固められていなかったことを教えるものでもあろう。

とまれ、当該の冊子に掲載された規定について眺めておこう。本冊子では「服務規定」「庶務規定」「会計規定」「業務規定方法書」に分類されているので、これに沿って諸規定を取り上げると、次のようにまとめられる。なお、当該の規定の中で制定もしくは通知の年月日が不明のものも含まれている。

〈服　務　規　定〉

(1) 教職員の分限に関する規定

(2) 人事取扱に関する規定（昭和三十六年一月二十六日　通知）

〈庶　務　規　定〉

(1) 文書取扱規定

(2) 給　与　規　定

(3) 専任講師時間数の基準

(4) 時間講師の給与基準と資格

(5) 通勤増手当の支給規定（昭和四十二年五月一日、施行）

(6) 時間増手当の支給規定
(7) 宿・日直手当支給規定
(8) 扶養手当支給規定
(9) 退職手当支給規定（昭和四十一年四月一日、施行）
(10) 退職金財（社）団等の設立に伴い本会退職手当支給規定との調整に関する規定（昭和四十一年四月一日、施行）
(11) 退職手当支給規定施行規則（柏日体高等学校）（昭和四十一年六月十三日、施行）
(12) 高等学校教職員の研修会等参加規定
(13) 高等学校の修学旅行校外教育（実習）等実施に伴う職員旅費規定（昭和三十九年八月二十日）

〈会　計　規　定〉
(1) 出納事務規定（昭和三十六年四月一日、施行）
(2) （出納事務規定）細則（昭和三十六年四月一日、施行）
(3) （出納事務規定）細則別則

以下、庶務規定の(2)から(13)までの規定と共通

〈業　務　規　定　方　法　書〉
(1) 報告処理事項（定時分、随時分）
(2) 校務報告様式（通知）
(3) 事務連絡（入学関係納入金、定期身体検査）
(4) 事務職員の任用、服務規定（昭和四十二年十二月一日、制定）
(5) 事務職員等任用時の提出書類
(6) 事務職員等志願者身上調査書

(7) 出勤調査基準
(8) 出勤調査表
(9) 考課評定基準（参与）
(10) 卒業生に対する理事長賞授与に関する件（昭和四十二年二月一日、通知）
(11) 日本体育大学奨学生規定
(12) 学校土地建物等の管理規定（目的外使用時）
(13) 申請書　様式、添付書類（給与改訂申請書添付書類様式1、同2、教職（事務、用務）員増員（補充）計画承認申請書、教職（事務、用務）員採用（補充、増員）計画承認申請書、教職（事務、用務）解任計画承認申請書、通勤手当支給（変更支給、支給停止）計画承認申請書、通勤届、扶養手当支給（変更支給、支給停止）申請書、用度、営繕その他に関する申請書、備品（図書）購入計画申請書、学校長出張（不在）許可申請書、奨学生規定、奨学生指定計画申請書並に添付書類様式（様式　表1～4）、奨学生指定申請書様式、卒業生に対する理事長賞の件、学校土地建物管理（目的外使用）
(14) 会計処理要項
(15) 収支決算書（様式）
(16) 資金繰予定表（様式）
(17) 校具、教具の定義
(18) 入試状況報告書（様式）
(19) 校地（校舎）増加届（文部大臣宛）
(20) 校地（校舎）の登記完了について（文部大臣宛）

右に掲げた諸規定を一瞥するだけでも、当該の規定は充分に整備されていたとはいいがたい。事務当局の苦労はこれによって推し量ることができる。また、〝業務規定方法書〟の中に示された事務書類を眺めてみると、事務的業務の円滑化を図らんとする事務当局の努力がみえてくる。したがって、この段階において〝規定集〟の役割りを果たす小冊子の刊行は本会の事務処理史上、画期的な出来事であったといわねばならない。しかし、ようやくにしてここまでたどりついたとはいえ、それだけでは本会の事務の一切を掌握するには無理があったといわねばならない。

昭和四十七年四月の「学校法人会計基準」（昭和四十六年四月、文部省令第一八号として交付）に基づく「学校法人日本体育会会計規定」の制定を機に、本会の諸規程が見直されはじめた。『学校法人日本体育会規程類集』は昭和五十四年から刊行されるようになるが、この刊行自体はそのまま諸規程の整備が本格的に開始されたことを物語る。そこで、『学校法人日本体育会規程類集』（平成三年三月現在）に基づいて、本会に関する諸々の規程が整備されていった経緯を眺めておくことにしよう。次頁に掲げた「学校法人日本体育会における規程制定のプロセス」は、平成三年三月現在の諸規程がいつ制定されたのかを示したものであるが、ここで掲げられている規程の数は、姉妹校独自の規程を除けば、一二三点である。このうち、昭和四十七年以前に定められている規程は一五点で、しかもその多くは学則に係わる規程（一三点）である。したがって、昭和四十七年以前の規程は、一点を除けば学校および法人の設置に係わって定められた規程であって、本会の事務処理に係わる規程ではなかったといわねばならない。その規程が逐次定められていくのは昭和四十七年以降のことなのである。

さて、左の表によると、昭和五十年に定められた規程は一九点にも及び、この年から五十四年までの間に五五点もの規程が制定されていることがわかる。このことは四十七年から五十四年までに規程の整備は概ね達成されたこ

とを示していよう。いっぽう、「組織」「服務」「人事」「給与」「庶務」「経理」「管財」「福利厚生」に関する規程、つまり本会の運営に関する規程をみると、昭和四十七年以降において八七点にも及んでいることがわかる。

以上を要するに、本会は昭和四十七年以降に規程の整備を急ぎ、五十年代に入ってからは規程に基づいて会務に当たる基盤が整い始めたといえよう。かように、新理事長は本会の運営体制を規程の整備を通して築きつつ、併せて事務職員の人員増を図っていく。

学校法人日本体育会規定における規定制定のプロセス

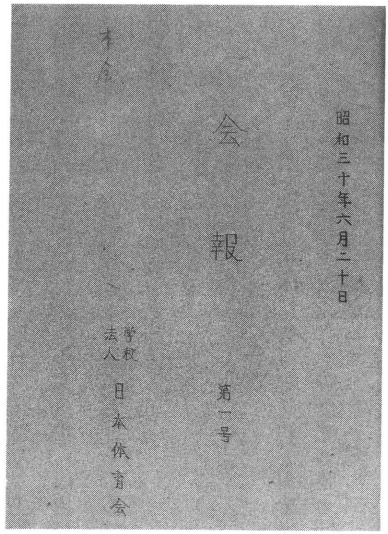
	基本	学則	学事	組織	服務	人事	給与	庶務	経理	管財	福利厚生	
S.23		1										1
24		1										1
26	1											1
28		1										1
30		1										1
33		1										1
35		1										1
37		1										1
41							1					1
45		5										5
46		1										1
47					1				1			2
48		1		3	1				1			6
49			1			2				1		4
50		5	6	1		3	1			3		19
51			3			1	1					5
52			1						2			3
53				2	4		2		2			10
54					1	1	7	3		4	2	18
55		1			1		1					3
56			2		1			2		1		6
57				2		2						4
58			1						2			3
59							3					3
60						1	1				1	3
61					1	2	1			1		5
62			1	1	4	1					2	9
63						2						2
H.1					1		1	1		1		4
2					2							2
	1	20	15	9	17	15	19	6	8	11	5	124

第三項　法人本部事務所の独立と職制の導入

本部事務局の発展は本会の発展を映すものである。そこで、以下において本部事務局の人員増、職制の導入、事務分掌の明確化、事務を執り行うスペースの拡張などは本部事務局の発展、ひいては本会の発展を象徴する出来事であるとみなし、この方面から本会の発展の経緯を眺めることにしよう。

（一）日体会館の設置と法人本部事務所の独立

財団法人の時代から日本体育会の本部事務局は実質的には本会が付置する教育機関の中に置かれてきた。戦前にあっては東京・深沢にあった日本体育専門学校の事務局と同居し、戦後の当該専門学校が土浦の海軍航空隊跡に移転してからは荏原高等学校の事務局と同居（専門学校の移転の後、荏原中学校が深沢に移転）したのである。しかし、その同居状態も昭和二十三年には解消されていたようである。同年八月に本部事務局に奉じた西村清隆氏によれば、着任当時すでに世田谷区深沢四丁目七〇番地（日本体育専門学校女子部跡、現在の日体幼稚園）に本部事務局があったという。したがって、昭和二十四年四月四日に「日本体育会ノ位置ヲ世田谷区深沢町四ノ七〇ニ変更スルコトヲ東京都知事ヨリ認可セラル」（『日本体育会の沿革』に添付書類）ことになったのは、移転後の事務局所在地を都が追認したことによるといわねばならない。



『会報』創刊号（昭和30年６月）

この時点において登記上でも晴れて同居状態を脱することになったといえよう。けれども、その本部事務局の独立も四年間で終わりを告げ、三十年九月からは再び日本体育会あさひ幼稚園と同居状態に入る。昭和三十年九月二十日発行の『会報』は昭和三十年度における日本体育会の施設工事の一つとして日本体育会本部の新築について次の如く報じている。

◎日本体育会本部の新築

本会ではさきに日本体育会あさひ幼稚園を設置し昭和三十年六月廿一日を以て東京都の認可を得た。その校舎として本部の建物を改修しその全建造物を同幼稚園において使用することゝなつた。

よつて本会の本部事務局は新たに建築することゝなり、同位置の世田谷区深沢町四の七〇番地に清家建設社によつて七月三日着工、天候に恵まれて着々進捗し緑の芝生に白堊の瀟洒な建築が竣工して九月八日移転した。

本部所管の事務の拡充に伴つて新建築は極めて意義深い。

確かに、この移転は本部建物を新築して本部所管事務の拡張に対応せんとしたものではあったが、幼稚園と同一の校地内での移転であり、結果としては幼稚園に同居する形がとられたのである。ともあれ、本格的には国の経常費補助金の制度が確立され、会計制度や諸規程の整備が始まる昭和四十六年度以降になってから、逐次事務職員の増員も図られ、事務所のスペースは相対的に狭くなってきた。本部事務局の移転はこの方面からも計画されるようになるわけである。

昭和五十一年十二月、次に掲げる「日体会館建設計画大綱試案」が起案された。この起案によって本部事務局が

独立の第一歩を踏み出すことになる。

日体会館建設計画大綱試案

1. 目　的

福利厚生を主として法人本部、大学関係者のための会議、研修、（宿泊）及び食堂、売店等に使用し、このほか、法人本部、同窓会本部等の事務室にも使用する。

2. 名　称

日体会館と称する。

3. 位　置

日本体育大学の附近とする。

4. 管理運営

完成までは、別に定める法人の「日体会館建設委員会」が行い、開館後はそれぞれの占有区分に従つて、法人本部、大学及び日体同窓会が管理し、運営は、法人の「日体会館運営委員会」が行う。

5. 規　模

(1) 敷　地　600㎡

(2) 建　物　地下1階地上4階　延1、200㎡

6. 建物の概要

地　階　80㎡　機械室

1　階　300㎡　玄関ホール、管理事務室、管理人室、食堂厨房売店

2　階　300㎡　法人本部事務室、応接室、書庫、理事長室、常勤役員室、同窓会事務室

3　階　300㎡　大会議室、小会議室

4　階　170㎡　宿泊室（洋室）　5室　20人
　　研修室兼宿泊室　1室　10人

7．費用概算　292、500千円

敷　地　600㎡　a 200、000　120、000千円

建　物　1、150㎡　a 150、000　172、500千円

8．実行の時期

敷地購入　昭和52年度中

建物建築　昭和55年度中

9．資金計画

第1期（52年度末まで）

(1) 52年度末基金残高　82、504千円

52年度繰入分　15、000千円

(2) 52年度末営平購入流用分の戻入　15、000千円

(3) 52年度施設のための株式の配当金　9、675千円

計　122、179千円

敷地買収　120、000千円

残　2、179千円

第2期（55年度末まで）

(1) 前期分の繰越　2、179千円

(2) 53、54、55年度分基金繰入　45、000千円
(3) 〃　〃　〃　菅平購入分の戻入　45、000千円
(4) 54、55年度分利子収入　5、400千円
(5) 53、54、55年度分受取配当金　8、100千円
小計　105、679千円
(6) 借入金　67、000千円
合計　172、679千円

10. 菅平土地購入のための会館基金流用及び戻入計画
(1) 流用額　49年6月　60、000千円
(2) 戻入計画　52年度　53　〃　〃　15、000千円
54　〃　〃
55　〃　〃　60、000千円
計

11. 費用の総額　308、607千円
内訳　用地　120、000千円
建物　172、500千円
利子　16、107千円

12. 資金の総額　341、179千円
内訳　会館建設基金　222、904千円

（利子含む）　31、275千円
菅平分戻入金　60、000千円

13．借入金償還計画
借入金元金　67、000千円
（内訳、省略）

14．日体会館建設委員会の設置
（昭和51年度末）
(1) (1) 目的　日体会館の建設計画の策定及び用地取得ならびに会館の設計、建設に当る。
(2) 構成　委員　7名
法人　2
大学　3
同窓会　2
(3) 規程　日体会館建設委員会規程の制定
（昭和52年2月　理事会）

15．日体会館運営委員会の設置
（昭和55年度末）
(1) 目的　日体会館の管理運営について、方針の決定及び運営上の企画、調整に当る。
(2) 構成　委員　7名
法人　2
大学　3
同窓会　2

(3) 規程　日体会館運営委員会規程の制定
（昭和55年度末）

かくて、この起案に基づいて「日体会館」の建設事業が昭和五十五年度末の完成を目指して開始された。しかし、当初予定していた日本体育大学付近における土地の購入は難航、結果としてフジテレビのタレント養成所「富士駒沢女子学院」の用地・建物の買収へと向かうことになった。大学に隣接しているという点において条件は良かったが、その建物は「日影規制に適合しないので東京都では増築を認めない」との判断を下さねばならなかったのである。そこで、四階建の建物にするという当初計画を断念し、当該施設の内部を日体会館用に改築することへと変更されることとなっている。

とまれ、昭和五十四年四月十八日、学校法人日本体育会理事会は「借地権付建物の取得に関する件」の議案を審議し、原案通り可決している。その原案は①目的及び名称、②物件、③相手方、④価格、⑤支払方法、⑥物件明渡しの時期、⑦資金計画、⑧契約書案からなるが、ここでは①から④までを次に引いておくことにしたい。

議案第1号　借地権付建物の取得に関する件

株式会社フジサンケイリビングサービス所有の建物と同社の所有している借地権とを下記によって取得する。

一、目的及び名称

学校法人日本体育会本部及び日本体育大学校舎として使用し、日体会館と称する。

二、物　件

1、建　物

所　在　東京都世田谷区深沢7丁目30番地3

家屋番号　30番3の1

種　類　校　舎

構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建

面　積　地下1階　354、80㎡

1　階　291、20㎡

2　階　291、20㎡

3　階　283、20㎡

計　1、220、40㎡

2、借地権

所　在　東京都世田谷区深沢7丁目

地番	地目	地積
30―3	雑種地	968、00㎡
30―11	宅地	174、97〃
計		1、142、97〃

実測面積　1、144、49㎡（346、22坪）

残存期間　24年2か月

（現契約期間　昭和38年6月1日から昭和78年5月31日まで）

三　相手方

1　建物及び借地権の所有者

東京都新宿区市谷河田町7番地
株式会社　フジサンケイリビングサービス

2　土地の所有者
東京都世田谷区深沢6丁目14番地2号
宗教法人　医　王　寺

四　価　格

1　建物及び借地権　　250、000千円
2　借地権名義書換料　　33、000千円
（新たに期間40年設定）

このようにして、本会本部事務局のための独立した建物が誕生するにいたった。その施設の全体が本部事務局で使用することにはならなかったとはいえ、増員された本部事務局員のためのスペースが十分に用意されたし、業務内容の拡大にともなう保存資料の増加に対応し得るだけのスペースも確保されたのである。ここに、本部事務所の独立をみることができよう。では、当該の建物は本部事務所以外にどのように使用されたのであろうか。右の理事会における議案に示されたように、本施設「日体会館」は法人本部および日本体育大学校舎として使用が決定されたが、その外にも利用の要求がだされており、開館後に日本体育大学同窓会の事務所も同居することになつているからである。その利用に関する要求の一つとして、昭和五十四年一月十日に開催の理事会において清水正一日本体育大学学長が提出した「フジテレビ施設買収後の施設利用計画（案）」を取り上げておきたい。この清水学長の提案

はその当時の日体会館の利用に関する要望を代表する意見であったからである。その提案の一部は次に掲げるとおりである。

法人施設として

この際法人は全面的に移転し、必要十分な設備を完備する。できれば、学内の法人専用施設となつている第一会議室、理事長室を開設していただき、第一会議室は物品集中管理室として、理事長室は学長室に、現学長室は大学執行部の部室に当て度いと考えている。

更に、日体柔整専門学院も付設することを希望している。柔整専門学院は夜間の開設であって、最小限二教室（会議室利用可）と事務所があれば現在のところ十分である。

大学施設として

かねて学内に資料室を設け、体育・スポーツに関する歴史資料を収集してきたが、施設狭隘により、現在は秘書室となつている。この際、大事な歴史資料を保管閲覧できる場所を考えていただき度い。

更に、現在、ゼミの部屋が不足しているので深沢の高層化が実現する間、可能な範囲で便を計つていただき度い。

同窓会施設として

同窓会としては、これまで独自の会館建設計画を持つて進んできた。特に、大学八十周年記念行事の一環として先代理事長もこの問題に対し全面的に協力する姿勢でのぞまれた。諸般の理由によつてその実現をみないまゝ現在に至つている。先にもふれたように、卒業生の多くが多大の金員を会館建設資金として納入してきた事実から考えてもこの際、会館の一部を同窓会館施設として位置づけていただければ誠に幸いであると考える。施設の内容としては今後、関係間で十分検討調整される必要があると思うが、少なくとも事務所の他に若干の

宿泊設備ができると好都合だと考えている。

右の提案のすべてが採用されたわけではないが、その利用については昭和五十一年十二月に起案された「日体会館建設計画大綱試案」の線、すなわち「法人本部、同窓会本部等の事務室にも使用する」に落ち着くこととなっている。とまれ、昭和五十四年八月に当該の施設の改修工事がなされ、同年十月十四日に本部事務局の移転が実施された。ここに学校法人日本体育会の事務所は傘下の学校との同居状態を解消し、晴れて独立することになるのである。これは本会の大いなる飛翔を約束する出来事であったといえよう。

(二) 人員増と職制の導入

法人本部所管の事務の拡張にともなって、業務の分担が緊要となってきた。しかし、業務を分担するにしても、分担すべき人が不足し、分担して業務を遂行するスペースも足りない状態にあっては、事務の合理化は図れるものではない。そのため、本会における二課制、これに伴う職制の導入および事務分掌の明確化は増員が図られはじめた五十年代をまたねばならなかったといえよう。当然のことながら、人員増とともに、事務所スペースの拡張が必然化するからである。昭和五十一年に本部事務局の移転を前提にした「日体会館」建設が起案されたのも、そのような狭隘な本部事務所スペースの拡張のためであったといってよい。本部所管事務の拡張が事務職員の増員を必然化し、職員の増員がより広いスペースを有する事務所への移転を促したのである。「日本体育会本部事務職員採用の推移」によると、昭和五十二年から五十五年にかけて多くの採用人事がなされ、職員が一定数に達した五十五年に、事務局長、総務課長、経理課長の職位制が導入されていることがわかる。また、昭和五十七年に課長心得が、昭和

六十二年からは課長補佐、主任が設けられている。このことは、本会本部事務局の事務の遂行上組織固めは昭和五十五年に始まり六十二年に一応の完結をみたことを物語るといえよう。無論、このような組織化は〝規程〟に基づいて実施されているわけであるから、本会の規程の側面からもこのことが裏付けられねばならない。

昭和四十八年三月三十日、学校法人日本体育会理事会は〝本会およびその設置する学校の組織、職制、職務権限および事務分掌について必要な事項を定め、もつて業務の円滑な運用を期することを目的〟として、「学校法人日本体育会組織規程」の制定を決議した。三章四〇条からなるこの組織規程には法人本部の〝組織・職制および職務権限〟および事務分掌が次の如く規定されている。

第二章　組織・職制および職務権限

第一項　本部

第三条　法人に本部をおき法人および学校の事務を統括掌理する。

2　本部に事務長、事務次長各一名および必要の事務職員をおく。

3　事務長は参事のなかから任命する。

4　事務長は上司の命を受け、所属事務職員を指揮監督して所掌事務を掌理するとともに法人事務について総括調整する。

5　事務次長は事務長を補佐して、所掌事務を処事し、事務長事故あるときその職務を代行する。

第四条　本部および学校の事務職員は、参事、主事、技師、書記、技手、司書、司書補、事務助手、警備員、運転士、炊事員および用務員とし、その任免補職および配置は本部においては理事長が、学校においては学長、校長または園長の意見を聴き理事長がこれを行う。

第五条　高等学校教員の任免、給与、服務等の重要な人事管理に関する事項を審議するため本部に高等学校人事委員会（以下委員会という）をおく。

2　委員会の委員は常務理事および高等学校長をもって充てる。

3　委員長は常務理事をもって充てる。

4　委員会は必要の都度理事長が招集する。

第三章　事務分掌

第三十八条　法人および学校の事務分掌を次の通り定める。

法人本部

一　法人の寄附行為ならびに登記に関する事項

二　役員、評議員ならびに理事会、評議員会に関する事項

三　規則、規程に関する事項

四　公印の管理に関する事項

五　職員の任免、補職、給与、服務その他人事に関する事項

六　事業計画、予算、決算、財産目録、貸借対照表に関する事項

七　資金の計画、運用、経理、会計出納に関する事項

八　土地、建物、構築物および備品の調達に関する事項

九　有形固定資産の改修・営繕に関する事項

十　固定資産および備品の管理に関する事項

十一　私学団体との連絡その他渉外に関する事項

十二　法人および学校の事務の総括調整に関する事項

右の第三条によれば、本部事務局に事務長、事務次長および一般事務職員を置くことになっているが、これはその時期の事務体制を追認するものであった。すなわち、本規程が制定される前年の八月に事務次長職が設けられていたし、事務長職の方は昭和三十年十一月以来設けられているのである。しかし、この当時はまだ本部事務職員は総員で五名を数えるに過ぎず、課長職以下の職制をしく必要もなかったといわねばならない。ところが、その後、本部事務局において漸次増員が計られた結果、昭和五十四年十二月現在で一四名に達するに及んで、課長職が設けられることになった。それは課を設けるだけの人員が揃ったためでもあった。これを、組織規程においてみてみることにしよう。

昭和五十四年十二月十二日に開催の理事会は「法人本部の事務の増大に伴い、事務の責任体制を強化し、あわせて事務能率の促進を図るため機構を整備する。」ことを目的にして、「学校法人日本体育会組織規程」の第3条と第38条が次のように改正された。

第3条　法人に本部をおき法人及び学校の事務を統括掌理する。

2　本部に事務局をおき、事務局に課をおく。

3　事務局に事務局長、次長、課に課長及び必要な事務職員をおく。

4　事務局長は参事のなかから、次長及び課長は主事のなかから任命する。

5　事務局長は上司の命を受け、所属職員を指揮監督して所掌事務を掌理するとともに法人事務について総括整理する。

6　次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代理する。
7　課長は所属職員を指揮監督し、所管事務を処理する。

第38条　法人及び学校の事務分掌を次の通り定める。

本部事務局

総務課

1　法人の寄附行為ならびに登記に関する事項
2　役員、評議員ならびに理事会、評議員会に関する事項
3　規程、規則等に関する事項
4　公印の管理に関する事項
5　職員の任免、補職、給与、服務その他人事に関する事項
6　職員の福利厚生に関する事項
7　事業計画の策定に関する事項
8　土地、建物及び構築物の調達に関する事項
9　有形固定資産の改修、営繕に関する事項
10　国及び地方公共団体からの補助金に関する事項
11　私学団体との連絡その他渉外に関する事項
12　車輌の運行及び管理に関する事項
13　法人及び学校の事務の総括調整その他の課に属さない事項

経理課

1　予算、決算、財産目録、貸借対照表に関する事項

2　資金の計画、運用、経理、会計出納に関する事項
3　備品の調達に関する事項
4　固定資産及び備品の管理に関する事項
5　会計の監査に関する事項

かくて、右の組織規程の改正によって昭和五十五年一月から本部事務局に総務課と経理課が設けられ、事務局長、総務課長、経理課長が補職されることとなった。さらに、昭和六十二年一月十四日の理事会で「学校法人日本体育会組織規程の一部改正に関する件」が審議され、その中で、本部に「課長補佐」および主任をおくことの提案が承認されている。これによって昭和六十二年四月から課長補佐および主任が補職されることとなっている。加えて、昭和六十三年三月二十三日の理事会で法人本部に企画調整室を置き、これを当該の組織規程に盛り込むことを決議した。その理由は「本部に法人の経営方策並びに長期計画の企画立案及び経営全般の連絡調整並びに情報の収集処理等の事項を担当する企画調整部門を設け、法人事務の活性化を図るため。」であった。これによって、当該の組織規程第五条の2として「本部に法人の経営に関する企画・情報及び調整のための企画調整室をおく。2　企画調整室に必要な職員をおく。」を条文に盛り込むことになり、併せて事務分掌が規定された第38条に企画調整室の所管事項として「1　経営方策の企画と立案に関する事項　2　経営の総合管理と調整に関する事項　3　長期計画の立案に関する事項　4　その他理事長の特に指示する事項」を挿入することとなっている。

かくて、法人本部事務局は昭和四十八年三月二十日の「学校法人日本体育会組織規程」の制定を機に、漸次、強

化されていくのである。その本格的な強化は法人本部事務局が「日体会館」へと移転してからであったといえる。拡大した本部事務を処理するために人員増が図られねばならなかったが、事務所のスペースは増員を許さなかった。しかし、より広い事務スペースを有する「日体会館」への移転は人員増を可能にしたし、その人員を前提にした二課の設置と、課長、課長補佐、主任などの責任体制の確立をみるにいたるのである。したがって、法人本部事務所の独立と事務局の強化は同一歩調をとってきたといわねばならない。かくて、本会の事務処理能力は飛躍的に増大することとなった。しかも企画調整室を本部に付置することによって将来の本会の方向性を見出すための豊かなる可能性も生み出されたのである。

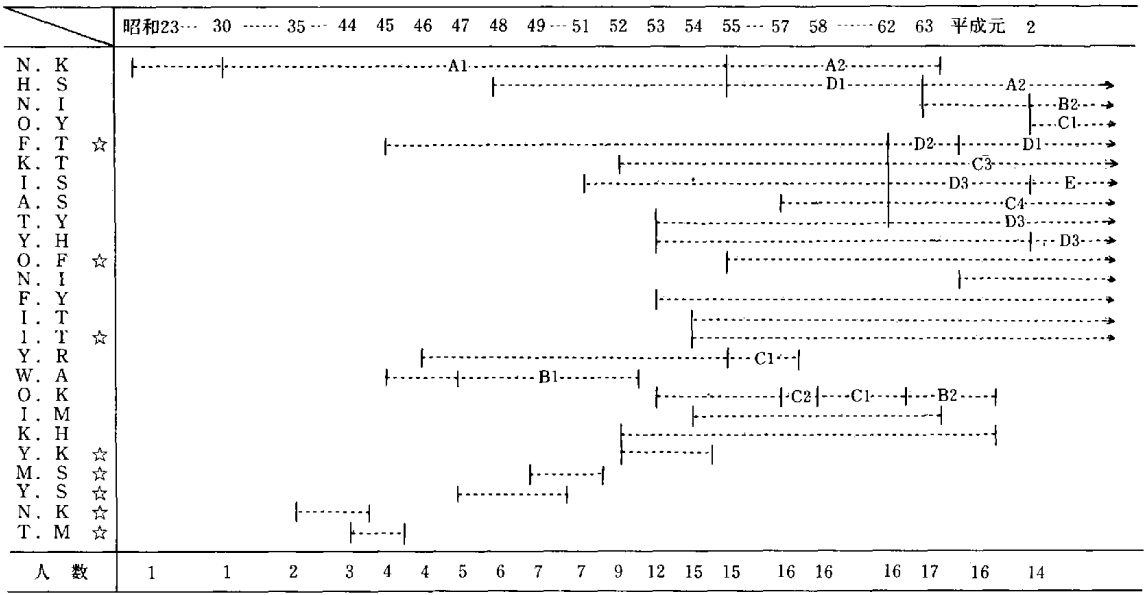
第四項　年次事業報告書の作成と『日体広報』誌の発行

昭和四十八年三月に「学校法人日本体育会会計規程」を定めたのを機会に、日本体育会本部事務局では年次毎の事業報告書が作成されるようになった。その最初は「昭和48年度事業報告」の名称のもとで、次に掲げる事柄が報告されている。

I　総　括
1　昭和48年度予算編成基本方針
2　一般経済状況
II　処務概要

日本体育会本部事務職員採用の推移

（平成３年３月31日現在）



※事務長……A1　事務局長……A2　経理課長…C1　経理課長心得…C2　経理課長補佐…C3　経理課主任……C4
事務次長…B1　事務局次長…B2　総務課長…D1　総務課長補佐…D2　総務課主任……D3　企画調整室主任…E
※※１年以内で退職した者を除く　※※※☆印は女性

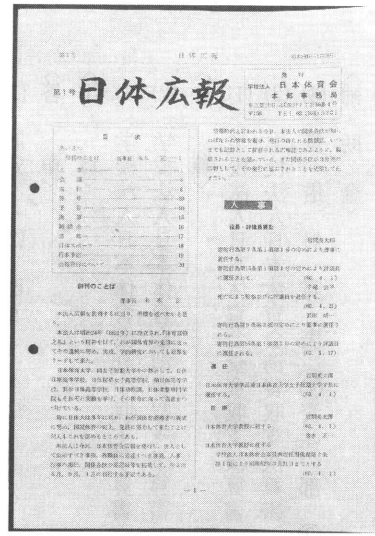
1　会　議
　理事会（開催期日と議題）
　評議員会（〃　〃）
　企画委員会（〃　〃）
　八十年史編集委員会（〃　〃）
2　登記事項
　イ　役員　ロ　固定資産
3　役員・評議員異動
　イ　就任　ロ　退任
4　許・認可届出事項（届出期日と事項）
5　行事の大要（実施期日と事項）

III　法人の現況
(1)　役　員
(2)　教職員（各学校・事業所の教員・職員一覧表）
(3)　学生・生徒・園児（入学時・卒業前比較）
(4)　入学応募状況（各学校の募集定員・志願者・合格手続者についての一覧表）
(5)　校地・校舎（各学校・事業所の校地・校舎の広さ㎡）

右の昭和四十八年度の事業報告の骨子は翌四十九年度から一部修正されている。総括の項の骨子を「概況」と「業務のあらまし」に変更し、当該年次の事業の全体がみえるように改善されたのである。すなわち、四十八年度で掲

げられた〝予算編成の基本方針〟が削除され、「一般経済情勢」の項目が四十九年度では「概況」に組入れられた。このように、四十九年度の事業報告からその骨子が改められこそしたが、その後は昭和五十四年度から一部活字印刷され、五十七年度から全面的に活字印刷に移されたことを除けば、改められることもなく現在にいたっている。なお、当該の事業報告の総括の中で、日本経済の中で本会の経営・事業を位置づける試みがなされているが、その試みは一貫して継承されている。学校経営であろうとも、日本経済の趨勢を見定めることなくして事業の推進は困難であるとの認識が昭和四十八年度の事業報告書以来、訴え続けられてきているからである。

いっぽう、学校法人日本体育会による経営の実際については、本会の経営に携わる関係者でない以上、それを知ることができなかった。その実際を広く周知させる手立てを本会は持ち合わせていなかったからである。確かに、昭和三十年六月に学校法人日本体育会の『会報』が発行されていたが、この本会の〝会務の伸張に役立つこと〟を目的とした会報も三十四年一月に発行の三四号をもって廃刊となっている。その後、本会の会務の実際を伝える手段を欠いていたのである。そこで、このような状況を打開すべく計画されたのが、『日体広報』であった。本広報は昭和六十年十一月二十日に第一号が「学校法人日本体育会本部事務局」から発行され、B五版二〇頁をもってスタートした。本誌の目的は、米本正理事長が「情報時代といわれる今日、本法人の関係各位が知らなければならぬ情報を載せ、発行の待たれる情報誌、いつまでも記録として保存される広報誌であるように、編集されることを望んでいる。また関係各位が自分達の広報として、その発行に協力されることを切望して止まない。」と「創刊のことば」の中で述べていることから知ることができる。また、編集方針等に関しては、当該第一号に示されているので、それを次に引いておくことにしよう。


日体広報
第1号
学校法人 日本体育会 本部事務局
目次
人事
創刊のことば

『日体広報』創刊号（昭和60年11月）

広報の発行について

法人本部事務局

1　この広報は「日体広報」と称するものとし、米本正理事長が題字を揮毫された。

2　日体広報は、年3回発行を予定し、その掲載対象期間及び発行時期は概ね次の通りである。

回	掲載対象月	発行期間
1	1月～4月	5月
2	5月～8月	9月
3	9月～12月	1月

3　掲載内容は、本号目次を基本とし、発行の都度該当項目を適宜加除する。

4　本号は、創刊号のため、種々検討に時間を要し、発行の時期が大幅に遅延したが、順次回復につとめたい。なお、本号は今年3月から6月までを対象にしたが、一部8月まで載せ、内容に統一を欠いた。

5　今後広報には、本来の法人に関わる事項の外、大学をはじめ、各学校の行事予定、又クラブ活動に優れた成績を上げた部や個人も紹介し、もつて法人内各学校の相互理解と連体の絆を強め、「日体」を愛する心の醸成に役立たせたい。

6　各学校において「日体広報」への登載希望事項、又は「日体広報」への指摘事項があれば、法人本部事務局総務課までご連絡下さい。

右の広報発行の編集に関する事柄のなかで、掲載内容を本号目次を基本とすると謳われている。そこで、第一号の目次に従って次に本広報誌の骨子を眺めておくことにしたい。

〈人　事〉
(1) 役員・評議員異動　(2) 専任　(3) 任用　(4) 昇格　(5) 休職　(6) 委嘱　(7) 退職
(8) 異動（所属変更）

〈会　議〉
(1) 理事会　(2) 評議員会　(3) （学校法人日本体育会）規程委員会

〈規　程〉
(1) 制定　(2) 改正

〈答　申〉

〈予　算〉
(1) 学校法人日本体育会資金収支予算書（①収入の部　②支出の部）
(2) 学校法人日本体育会消費収支予算書（①消費収入の部　②消費支出の部）

〈決　算〉
(1) 学校法人日本体育会資金収支決算書（①収入の部　②支出の部）
(2) 学校法人日本体育会消費収支決算書（①消費収入の部　②消費支出の部）
(3) 貸借対照表（①資産の部　②負債の部　③基本金の部　④消費収支差額の部）

〈補助金〉

〈諸　報〉（①叙位・叙勲　②園遊会　③委員等　④結婚　⑤誕生　⑥謹弔　⑦受贈　⑧地鎮祭）

〈入試・入学状況（表）〉
〈日体スポーツ〉（①日本体育大学　②日体荏原高等学校　③日体桜華女子高等学校
④柏日体高等学校　⑤浜松日体高等学校）
〈行事予定〉（①日本体育大学　②日本体育大学女子短期大学　③日体荏原高等学校
④日体桜華女子高等学校　⑤柏日体高等学校　⑥浜松日体高等学校
⑦日体幼稚園　⑧日体柔整専門学院（校））

右の項目のすべてが毎号に掲載されるわけではないが、年に三度、学校法人日本体育会の会務の状況が広報されることになった。ために、本会の関係者は自らの所属する機関の状況だけでなく、広く本会傘下の学校および事業所の状況を把握することができることとなったのである。開かれた大学経営がここに始まったといえよう。

第五節　経営学校の拡充と整備〈その二〉

第一項　日本体育大学における教育課程の拡充と整備

昭和四十九年度の本会および日本体育大学は米本卯吉理事長と栗本義彦学長の逝去に直面し、筆舌に尽しがたい支柱を失っている。しかし、本島寛常務理事が理事長代行に就任、さらに清水正一教授が学長代行に就任してその急場を凌ぐとともに、同年九月二十八日に米本正理事を新理事長に選任して従前にも増して経営陣容の強化を達成した。前理事長が入寂した直後、日本体育大学体育学部に社会体育学科を増設することを決定し、これが実現に努

力を傾注している。その増設申請書の提出は九月三十日であることから、新理事長の最初の仕事となっている。またその教育課程の拡充の事業に引き続いて、同年十一月には日本体育大学大学院の申請に踏み切っている。かくて、この大学院の新設をもって教育課程の拡充と整備に一応の区切りをつけた本会は、続いて学部および大学院の入学定員増へ向かうこととなった。いっぽう、本会の経営になる日体柔整専門学院は昭和五十八年九月にはキャンパスの移転、修業年限の延長(二年制から三年制へ)、これにともなう教育課程の変更を行い、昭和六十一年十二月には校名も日体柔整専門学校に改称した。この専門学校については「日体柔整専門学校の沿革」において取り上げることにし、ここでは前者の二つを取り上げて置くことにしよう。

(一) 日本体育大学社会体育学科の増設

昭和四十九年五月二十四日、日本体育大学教授会は「日本体育大学体育学部に社会体育学科を増設する件」を審議・可決し、日本体育会理事会にその旨を伝えた。これを受けて同年八月三十日に理事会を招集した本島寛理事長代行は「日本体育大学学科増設並びに学則の変更に関する件」の議案を提出、「昭和五十年四月一日より日本体育大学体育学部に社会体育学科を増設し、日本体育大学の学則の一部を変更することを決定」している。かくて、昭和四十九年九月三十日付をもって「日本体育大学体育学部社会体育学科増設届出書」を奥野誠亮文部大臣宛に提出し、昭和四十九年十二月二十五日付をもって入学定員八〇名(総定員　三二〇名)の社会体育学科増設が認可されたわけである。それでは本社会体育学科は如何なる理由をもって増設するにいたったのであろうか。これを当該学科増設届出書に記載されている「社会体育学科増設の事由」を介してみてみることにしよう。そこでは学科増設にいたった理由が次の如く明記されている。

今や物質文明の進歩は急速な勢いで、社会構造を変化させ、さらに人々の価値観、生活様式をも変革させている。こうした現代社会の中にあって、人々は健康や体力を維持増進することに困難であったり、スポーツやレクリエーションの欲求を充分に満し得ないという問題点に気がつき始めている。

本学は、一般社会の人々が、現代および将来にわたって、健康でより生きがいのある人生を創造できるように、健康、体力、スポーツ、レクリエーションの重要性、経験および環境を国民一人一人に提供できる指導者を養成する使命がある。

このため、本学は、基礎理論をはじめ実技方法、相談、診断、処方、直接指導、環境計画・整備、管理運営にわたって、科学的に、実戦的に、組織的に、かつ多角的に研究と教育をする社会体育学科を増設する。

本学が、社会体育学科を増設する主な事由は、上記のように、現代社会の急速な変化に伴う人々の健康に対する欲求と要求を充足できる指導者の必要性および本学の使命にもとづくものであるが、その他次のような社会および本学がかかえている問題点を解決するためにも社会体育学科を増設せんとするものである。

その1　本学は従来、学校の保健体育教員を中心に人材を輩出してきた。が近年、学校体育の分野に進出するものは卒業生の約七割位となってきている。残る大分の学生が社会体育の分野で活躍しているが、この社会情勢により多くの学生のために研究と教育の門戸を開くことは緊急の課題である。

その2　高度経済成長、環境悪化、余暇の増大、福祉社会の建設といった社会状況の中で、わが国の社会組織自体が健康、体力、スポーツ、およびレクリエーションの指導者を必要としている。

それは、地域住民のための地方公共団体、会社や組合の職場団体、青少年婦人団体、医療福祉施設、民間余暇・健康産業組織、各種スポーツ団体といった巾広い社会各層の組織が、健康で平和な福祉社会を目ざして、健康、体力、スポーツ、レクリエーションの指導者を求めていることで明白であ

る。これらの社会に、必要な人材を送り出すことは本学の使命と社会の要請が一致する課題である。

その3　「あいつぐ海・山・川での事故」、「安心して遊べない子供たち」、「青少年の健全な活動環境と指導者の不足」、「働き盛りの青少年の運動不足」、「老後のための施設と指導者」、「身心障害者のための不充分な指導者と環境」、「準備されていない余暇時代のための環境と指導者」といった報道が毎日絶えない昨今である。本学は、これら世論の声を真摯にうけとめ、国民に貢献できる人材を世に送り出すことが急務な課題である。

かくて、昭和四十九年十二月二十五日に文部省大学局より昭和五十年四月一日より社会体育学科（入学定員　八〇名）を増設することが認可され、翌五十年一月十四日付で同学科に対して課程認定がなされ、中学校教諭1級普通免許状（保健体育）および高等学校教諭2級普通免許状（保健体育）が同学科の卒業生に対して授与されることになった。しかし、社会のニーズに応えるために設置した社会体育学科の入学生に対して本学科独自の免許状が用意されることはなかったのである。無論、社会体育指導者の資質が四年の課程で磨かれるわけであるから、社会体育の現場に赴いた本学科の修了者は社会のニーズに十分応えるだけの能力が培われている。けれども、同学科の入学を希望する学生の大半は「社会」ではなく「学校」の指導者＝教員を目指していたために、免許状としては学校体育教員の資格を付与するものでなければならなかったのである。その結果、体育学部に設置した「体育学科」「健康学科」「武道学科」および「社会体育学科」の所定の課程を修了した者はすべて学校体育の教員の免許が授与されることになっている。ために、大学側が用意した学科の独自性は、受験生にとっては独自なものと映ることがなく、すべての学科は学校体育教員への道に連なるものとして受け入れられることとなった。勿論、このような傾向は、

独り日本体育大学にみられるものではなく、体育系大学および学部においても同様に発生しているといわねばならない。これは社会の受け入れ体制が十分に整っていないことや、スポーツの指導者は学校の体育教員でなければできないという固定観念が依然として根強く残っていることなどによるといえる。したがって、この分野の中軸を形成している本会および日本体育大学は、このような傾向を見定め、二十一世紀に向けて新たな方策を講じていかねばならないといえよう。

（二）日本体育大学大学院体育学研究科の新設

本邦における体育・スポーツの科学的研究は、確かに、明治期にまで遡ることができる。しかし、その研究の本格化はやはり昭和三十九年十月に開催の第十八回オリンピック競技大会の時に国際的なスポーツ科学会議が開催されてから以降であるといわねばならない。これを機会に多くの医学者・科学者がスポーツの研究に携わるようになり、スポーツは学問の対象としての地位を得るようになったのである。体育系の大学や学部においても従来にも増して「研究」に力が入れられるようになった。これを背景にして設置されるようになったのが、「体育学に関する研究科の設置」であったといえる。教育学研究科の一専攻として体育・スポーツに関する研究がなされてきた段階を脱して、体育学研究科が国によって認可されるようになったのである。ここにおいて、体育・スポーツに関する学問は日本の学界において独立科学・総合科学として承認されたといえよう。ために、日本体育大学においても従前から積み重ねてきた体育・スポーツのノウ・ハウが〝科学〟に裏打ちされる必要がでてきたのである。そのためには、先ずもって研究者が養成されねばならないとの考えが、大学関係者のみならず、法人理事会においても痛感されるにいたったといえよう。

昭和四十八年秋、日本体育大学教授会は大学院設置のための検討委員会（委員長、松岡脩吉委員長）を設け、これが設置のための準備をすすめてきたが、昭和四十九年七月二十六日開催の教授会においてその成案を審議・可決した。同日開催の「日本体育大学教授会決議録」によれば、当日の議案「日本体育大学に大学院体育学研究科を設置する件」は次の審議経過をもって可決をみるにいたっている。

定刻、清水学長議長席につき開会を宣し議事の審議に入る。
学長より大学院の設置は本学の年来の宿題であったが、大学院検討委員会の検討の結果、いよいよその成案を得たので、委員長より報告を願い審議いたしたいと説明された。委員長松岡教授より本学学部の特質により体育学、体力学、体育方法学、社会体育学の四学科を柱にし、それに三〇の授業科目を配し、体育の高度の理論および応用・技能を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与したい旨を詳細に説明された。
これに対して、いろいろ質問があったが、結局全員の賛成により、「昭和五十年四月より日本体育大学に大学院体育学研究科体育学専攻を設置するよう文部省へ申請することを満場一致で決議した。

この教授会の決議は、学校法人日本体育会理事会に申し送られることになる。しかし、当該の理事会で日本体育大学に大学院を設置することに関する議案が審議に付されるにはいま暫くの時間を要している。その理由は、同じ時期に日本体育大学体育学部に社会体育学科を増設することが計画されており、大学院と当該学科の設置はその申請の時期を変更しなければならなかったことによると思われる。先に申請されていた社会体育学科の増設の件は同年十二月二十五日に認可されているのだから、この経緯にそって大学院の方の設置申請書の提出がなされているか

らである。昭和四十九年十一月十九日、日本体育会理事会は「日本体育大学大学院設置及びこれに伴う日本体育大学学則の一部変更並びに日本体育大学大学院の制定に関する件」を諮り、これを〝満場一致をもって決定〟している。

かくて、学校法人日本体育会理事長米本正名で三原朝雄文部大臣に宛て「日本体育大学大学院体育学研究科体育学専攻設置認可申請書」が提出された。設置要項のなかで、設置の〝目的または理由〟は次の如く謳われている。

日本体育大学は、その前身たる体操練習所、体操学校、日本体育専門学校の時期を含む過去八十余年にわたり、数多くの体育指導者を養成し、その卒業生を全国のとくに学校関係へ送り出して来た。

この間わが国において、体育そのことに対する要請目標は第二次世界大戦の終了とともに大きく転換されたが、体育の方法、したがって体育指導者養成の技術的内容は、時代の推移に従い、国の内外における学問と技術の進歩とともに、着々と発展して来ており、日本体育大学もとくに体育技術の面でその発展に寄与して来た。

日本体育大学においては、その卒業生のうち体育に関するより精深な学識を習得せんとする者の要望を満たさんがために、昭和四十六年度より専攻科を設置した。にもかかわらず、学部卒業生であって専攻科に進む者以外に、他大学の大学院に席を置き研鑽に励む者あとを絶たないのが現状である。これは、もちろん本人たちの希望によるとはいえ、そのもとにはそれを支える社会的要請があるからと考えられる。

こうした要望並びに一般の要望にこたえるため、日本体育大学においても、より高度の専門性と指導力を備えた体育指導者の養成を目的とする大学院修士課程を設置せんとするものである。

このような目的を掲げて、日本体育大学大学院体育学研究科（修士課程）の設置申請が行われたわけであるが、

その体育学専攻の課程には入学定員を十二名とする「体育学」「体力学」「体育方法学」「社会体育学」の四つの専修コース（学科）が用意されている。なお、準備された授業科目については「日本体育大学の沿革」に譲ることとし、ここでは授業科目が二三科目（いずれも選択科目）で、その総単位数が四二であるが、このうち三〇単位（主学科から一〇、残りの学科から二〇）の取得が求められている点を上げておこう。

とまれ、昭和四十九年十一月三十日、学校法人日本体育会理事長米本正名で「日本体育大学大学院体育学研究科体育学専攻設置認可申請書」が三原朝雄文部大臣宛に提出され、昭和五十年三月二十五日付けで永井道雄文部大臣よりその設置が認可された。こうして、昭和五十年四月一日に日本体育大学大学院体育学研究科体育学専攻（修士課程）の歴史が始まり、高度の専門的知識を有する「体育学修士」を輩出することになるのである。なお、当該の認可書とともに、井内慶次郎文部省大学局長名で本会理事長宛に「1、助手を増員すること。2、心理実験室を拡張すること。3、実験を有機的に行うことができるよう実験室等の配置を工夫すること。4、図書は、一般教養関係を中心に更に増強することが望ましい。」の四項目にわたる付帯事項が通知されている。申請の時点で、大学院の助手がいなかったこと、大学院用の実験室が整備されていなかったことに対する改善要求であった。現在の一号館四階に大学院用の研究室が設けられていたために、六号館一階に設けた実験室と距離的に離れており、この点が指摘されたわけである。なお、右の二つの改善要求は大学院が七号館に移転した三年後に満たされ、教育研究の体制は整備されていく。

（三）体育学部および大学院の定員増

日本体育大学体育学部に社会体育学科の設置と、日本体育大学大学院体育学研究科体育学専攻（修士課程）の設

置を実現した日本体育大学および学校法人日本体育会は、この教育課程の拡充と並行して体育学部および大学院の入学定員の増員を計画、これが実現に向った。その手始めは、昭和四十八年一月二十六日に増員が認可された体育学部の体育学科および健康学科の増員への試みであった。体育学科入学定員一八〇名が三六〇名に、健康学科四〇名が八〇名に増員されたのである。この増員は入学者の実数が入学定員を大幅に上回まるという問題を解決するためにとられた措置でもあったのである。すなわち、昭和四十八年度の体育学部の在学者の定員は一、二八〇名であったが、四十八年四月三十日現在の在学者数が四、三五三名を数えており、二、〇〇〇余名もが定員を上回っていたのである。これを入学者数でみてみると、五四〇名の入学定員に対して、入学手続きを取った者は一、二七二名であり、この年だけでも二・三六倍の超過であることがわかる。無論、このような定員の超過は私立大学ならどこでも行っていたことであるが、それでも、定員の三・四倍を越える在学生数は多すぎたといわねばならない。定員増がなった昭和四十九年四月三十日現在では収容定員二、一六〇名に対する在学者数四、四八一名の割合は二・一倍となり、著しい定員超過の問題は大幅に解消されているのである。

昭和五十一年十一月九日、日本体育大学大学院は四つの専修コースからなる体育学専攻修士課程に新たに「健康学」専修コースを設け、これを機会に従来の入学定員を十二名から二十五名に増員することを決定、これを受けて日本体育会理事長は、同月二十五日に文部大臣にあて申請した。その結果、翌五十二年三月三日に申請通り認可され、五十二年度より入学定員を二十五名として募集を始めている。この二十五名という入学定員は各専修コース五名の枠が想定されて割り出されものであった。

昭和六十年六月、日本体育大学および日本体育会は日本体育大学の収容定員（恒常的定員）の増員を文部大臣宛

に申請し、併せて「期間を付した入学定員」（臨時定員、武道学科を除く）の増員を申請している。この結果、昭和六十年十二月二十五日付けで松永光文部大臣より次に掲げる入学定員の増員が認可されるにいたっている。

1．恒常的定員増

	入学定員	収容定員
体育学部　体育学科	570人	2,280人
健康学科	120人	480人
武道学科	120人	480人
社会体育学科	120人	480人

2．臨時的定員増

	入学定員	収容定員
体育学部　体育学科	180人	720人
健康学科	40人	160人
社会体育学科	40人	160人

右定員増は昭和六十一年四月一日に入学の一年次から適用されることになり、昭和六十一年度の入学定員は体育学科が七五〇人、健康学科が一六〇人、武道学科が一二〇人、そして社会体育学科が一六〇人となっている。この結果、体育学部の入学総定員は一、一六〇人となり、収容定員は四、七六〇人となった。したがって、この定員増が完成する四年後の平成元年度についてみてみると、収容総定員に対する在学者総数（五、八八五人）の割合は一・

二四倍となり、昭和四十九年度と比較したときにより一層の改善が達成されたといわねばならない。

第二項　校外施設の設置

学校法人日本体育会の経営する教育機関の中で三つの学校が校外施設を有している。日体荏原高等学校の「高原寮」（昭和三十四年六月十八日、上棟式）、日体桜華女子高等学校の「軽井沢研修寮」、日本体育大学の「菅平実習施設」である。この内、日体荏原高等学校の施設は同校の父母会が独自に経営・運営しているものである。

（一）日本体育大学校外施設の設置

昭和二十六年七月、日本体育大学は水泳実習を丸子玉川で実施、翌二十七年七月にも玉川明大プールで水泳実習を行った。この実習は深沢のキャンパスにプールが設けられていなかった時期に行われているのだから、日常の水泳授業の延長線上にあったとみることができる。しかし、それでも深沢キャンパスの外で実施されたのであるから最初の校外授業ということができそうである。いっぽう、昭和二十八年一月に最初のスキー実習が新潟県の燕スキー場で開始された。水泳実習の方も海浜での実習として翌二十九年九月に鎌倉由比浜で合宿実施されるようになった。この水泳実習に抱き合わせる形でキャンプ実習が三十一年七月から鎌倉由比浜キャンプ場で開始され、さらに三十二年二月には始めてのスケート実習が蓼の海スケート場で行われるようになった。このように昭和三十年代に入って、日本体育大学では校外での実習の機会が増えることとなり、これがために大学の管理・運営する校外施設を設置すべしの声も次第にかまびすしくなってきた。しかし、この声が実現の方向へと向かうのは四十年代まで待たねばならなかった。最初の設置案は北海道における校外施設の建設として具体化し、これに続く設置案は長野県

における校外施設の建設として具体化していくのである。最初の案は北海道倶知安町での校外施設の建設であり、次の案は長野県菅平高原での校外施設の建設であった。そこで、これらの校外施設に関してその概要を次に示すことにしたい。

(1) 日本体育大学倶知安校外施設の建設と譲渡

昭和四十五年七月、米本卯吉日本体育会理事長と栗本義彦日本体育大学学長は北海道・倶知安町の吉田富美雄町長の招きに応じて、同町を視察し、北海道知事とも本大学の北海道進出に関して懇談した。これが日本体育大学による校外施設建設の最初の試みとなった。しかし、本件に関しては進捗を見ないまま、二年の歳月が流れている。四十七年五月、米本理事長は再び清水正一日本体育大学長を帯同して同町を視察、改めて堂垣内知事と会談してからこの校外施設建設の問題は動き始めた。同年八月四日の日本体育会理事会に日本体育大学の北海道進出の件が提案されたのを手始めに、現地の側では同年九月十四日付けで町長・町議会議長・町教育委員会委員長等の連名による要望書が日本体育会に提出されたのである。この要望書を受理した日本体育会理事会は、四十七年十月三日の会議において倶知安町に校外施設設置の方針を決定、利用する大学側は同年十二月に用地利用計画作成について第一回特別委員会を開催、翌四十八年一月の第二回特別委員会で具体案の作成について協議がなされ、翌二月十三日の理事会に大学側の当該施設利用計画案が提示されるに及んだ。かくて、昭和四十九年七月十日、日本体育会理事会は倶知安校外施設建設計画を承認、同年九月十三日に土地無償提供に関する契約を締結している。

しかし、実際に形となって倶知安町への日本体育大学の進出が開始されるのは五十一年七月まで待たねばならなかった。この時点になって漸く本会理事会は一〇〇人分の宿舎の建設を決定に至ったし、翌八月に大学より始めて

町長に宛て倶知安校外施設における教育計画書類が提出されているからである。実際には当初計画が大きく遅れていたために五十二年一月二十五日に事業計画の延期（五十七年度まで）することの覚書を取り交わさねばならなかったのである。とまれ、この施設が形となってその姿を表すのは翌五十二年八月の一〇〇人分の宿舎の完成によってであった。その後、昭和五十五年九月にグランド工事の実施（五十五年度～五十六年度）が決定され、その校外施設の建設は着々と進められた。けれども、地理的には遠隔の地にあるため、教育施設としての利用を進めながら当該施設の拡張を図ることはできなかったので、本施設に関する大学の反応は必ずしも芳しいものではなかったといわねばならない。ために、日本体育会理事会は五十六年九月に事業計画の五カ年延長を申し入れ、事態の収拾に乗り出すが、その結果は覚書に沿って五十七年度までの計画を実行し、その後は撤収することになったのである。昭和五十八年三月二十二日付けの「建物構築物及び備品等引渡書」によれば、「建物」は三棟一、七三五。五一㎡、「構築物」はグランド・橋梁等六件、それに「備品用品」はベッド等四二四点に昇っている。

これらの物件は昭和五十七年十月九日付けで学校法人日本体育会が倶知安町に通知した「貴町進出計画の断念について」の通り、契約目的の達成が困難になったので、「倶知安に設置した日本体育大学校外施設敷地の返還についての契約書」に基づき、昭和五十八年三月三十一日限りで返還、翌四月一日をもって「教育、体育・スポーツ振興等の用に供する」ことを大義名分に寄附されている。では、何故にここまで整備した校外施設を放棄しなければならなかったのであろうか。その理由は東京＝北海道を結ぶ交通手段の発達が見込めないところにあった。すなわち、「学生輸送の根幹をなすべき新幹線整備計画が、国の財政難によってその実現がたたない」（「日本体育大学倶知安校舎の廃止並びに資産の処分に関する件」、昭和五十八年三月十四日、理事会議案）からであった。遠隔地にあると

いう地理的条件が結果として日本体育大学の倶知安町進出を阻んだといえそうである。

(2) 長野県・菅平高原校外施設の建設

これに対して、長野県の菅平高原は日本体育大学の実習施設としての地理的条件を満たす距離（東京から凡そ一五〇km）にあった。ために、この施設はキャンプ実習可能な機能を有する施設として整備されることとなっている。では、この菅平校外施設はいかなる経緯を経て設置されるにいたったのであろうか。無論、このような校外施設の建設の要望は大学側から早い時期から出されていたことはいうまでもないが、それが実現の方向へと向かうのは法人側に企画委員会が設けられてからであるといえそうである。この委員会は、昭和四十八年六月八日の理事会に「学校法人日本体育会企画委員会設置に関する件」が諮られ、これの設置が承認されたことにはじまる。第一回の会議は昭和四十八年九月五日に開かれ、日本体育大学施設計画に関する件が取り上げられている。この企画委員会（委員長、池上金治）の第五回会議は翌四十九年六月十五日・十六日に日本体育大学菅平校外教育施設の視察を兼ねて行われていることから知ることができるように、菅平校外施設の建設に関しては企画委員会の窓口を通して遂行されたといえよう。昭和四十九年三月三十日、学校法人日本体育会と当該の土地所有者スエヒロ食品株式会社（登記簿名義人スエヒロ共栄物産株式会社）との間で売買契約が締結され、これを追認する形で同年五月二十九日の理事会で「日本体育大学菅平山の家土地代金支払い方法に関する件」が諮られているのも、当該の企画委員会の提言に基づいた結果なのである。その取得代金は一億五千万円であった。

このようにして取得された菅平校外施設の利用目的および利用計画について眺めておこう。次に引用する「日本体育大学用地取得に関する件」は手書き原稿で、それが何時、誰が、何処に提出したものかは不明であるが、日本

体育大学が実習施設として校外施設を必要としていた事情が判る。

日本体育大学用地取得に関する件

1. 利用目的

本学の特殊性からみて、実技演習、実験、実習などの教科内容の充実を図ることにより、教育の効果は一層期待される。そのため菅平高原は次の如き目的で利用する。

(1) 第二学年次、教科課程におけるキャンプ実習
(2) 第三学年次、教科課程におけるスキー実習
(3) 学友会クラブ活動の合宿
(4) レクリエーション、社会体育講習会及び研修会などの合宿
(5) 教職員の厚生施設
(6) 将来社会体育学科の増設に当っては、野外教育実習の場とする。

2. 必要性

本学の教科課程の中には実習教科として、第一学年次水泳実習、第二学年次キャンプ実習、第三学年次スキー実習、第四学年次スケート実習が組まれている。

これらの実習実施に当り、従来までは実習学生数、実習地の条件、実習予算などの関係から実習地の選択に苦慮してきた。その結果はキャンプ実習においては、山中湖畔、伊豆高原、天城高原、富士山麓へと、又、スキー実習においては、赤倉スキー場、蔵王スキー場、戸倉スキー場、栂池スキー場など年毎にその実習地を変えざるを得なかった。

本学の特殊性からみて、特定の実習地の必要性は数年来叫ばれてきたが、これまでは適当な場所と経済的な面などの条件が折り合わず、それを求めることが困難であった。

この度、株式会社末広の好意により、長野県菅平高原に在る末広牧場を実習地として払下げて頂ける運びとなった。これを入手することにより恵まれた自然環境のもとで実習を行なうことができ、これまでよりも数倍の密度の高い充実した教育を行なうことが可能となる。

3. 現地調査について（利用計画）

(1) 地　形

水源地より西側の斜面・林及び小川の高低差は現状の侭、自然を生かし、水源地より東側のあまり高低差の無い部分をグランドとして使用する。北側のプレハブ建物は将来撤去し、合宿施設の建物を建築する。

(2) キャンプ場

土地の中央部に水源があり、敷地の内部を小川となって西方に流れているので、夏期のキャンプ実習には最適と考えられる。

(3) スキー場

菅平は日本のダボスと云われる位、雪質、環境も良くスキーの実習には最も良い。

(4) 山の家

山の家風な合宿所を建築し、夏期、冬期の実習に使用し、亦大学にて使用しない場合は賃貸して、建物及び敷地の管理費に充当させ得る。宿泊施設は三〇〇名位と考え、食堂、浴室、厨房等を完備させる。

(5) まとめ

菅平は自然の環境に恵まれ、夏期は涼しくキャンプ及夏期の鍛練に適し、冬はスキー場に恵まれ、スキ

ー実習には、前述の如く最適である。春秋はハイキングコースにもなり、名勝、古跡にも近く、種々の勉学にも親しめる。亦大学よりの距離も一五〇㎞前後で無理をすれば日帰りも可能である。この様な土地を当日体大の所有とし、多用に使用出来れば、多いに大学の為にも学生の為にも将来の有意の基となる事を信じます。

こうして、長野県小県郡真田町大字長字菅平一二二三番地二一外七筆の敷地（一二、九二九㎡）が日本体育大学のキャンプ実習地およびスキー実習の宿舎敷地として生まれ代わることとなった。昭和五十四年一月には〝菅平実習施設使用〟に関する内規がまとめられ、「夏期及び冬期における野外実習の授業に使用するほか、支障のない場合は本学教職員、学生及び本学関係者に体位の向上、心身の鍛練を目的として使用を許可することができる」として、実習以外のケースでもその使用が許可されている。なお、昭和五十四年十月十八日付けで「日本体育大学校外施設使用規程」（理事会制定）が、同年十一月七日付けで「日本体育大学校外施設使用規程施行細則」（理事長裁定）が定められている。当該使用規程の第一条では「日本体育大学菅平実習場（以下「施設」という。）は、日本体育大学ならびに日本体育大学女子短期大学（以下「大学」という。）の授業、実習、合宿等に使用するほか、本来の使用に支障のない範囲で本学の教職員、学生その他本学の関係者等の研究、心身の鍛練等のために使用させることができる。」と、その使用目的が謳われている。このことから、当該の施設は日本体育大学と日本体育大学女子短期大学との共用施設として設置されたことが知られよう。

（二）日体桜華女子高等学校の校外施設の建設

昭和五十四年十一月二十六日、日体桜華女子高等学校の鈴木當之校長（当時）は父母会役員と視察した上で同校の校外施設用地購入に関して起案した。これによれば、当該用地購入の目的は「夏季合宿を中心として、校外における生徒の心身修練の場としての用地を取得する」ことに置かれ、その候補地は群馬県吾妻郡長野原町大字応桑字地蔵堂一九九〇～四七四・四七五であった。四〇八八㎡（一二三八坪）もあるその敷地の購入価格は二、四七六万円で、坪当たり二〇、〇〇〇円に相当する。さらにこの起案書では建物（地上物件）の建設計画（案）も示され、第一期計画では四四五・五㎡（一三五坪、間口三五・三五m×奥行一二・六m）の建物が建設される手筈となっている。この建物は父母の会および同窓会から寄贈され、昭和五十五年度から向う四ヶ年で総額五、七六〇万円を支払うという計画がなされているのである。

この鈴木校長の手になる校外施設設置の要望は、昭和五十四年十二月十二日の理事会に「日体桜華女子高等学校校外施設用地取得に関する件」（議案第四号）として諮られ、鈴木校長の原案が採択されるにいたっている。本施設用地購入のための費用は二四、七三〇、〇〇〇円で、二年間で支払うこととし、「校外施設としての建物約135坪については、父母の会が建築し、現物にて寄附する」ことが了承されている。かくて、日体桜華女子高等学校の校外施設として取得された敷地に鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建（五〇二・二〇㎡）の寮が建設され、北軽井沢高原寮（後の軽井沢研修寮）と名付けられた。

第三項　日本体育大学深沢キャンパスの拡充と整備

日本体育大学深沢キャンパスの整備は昭和四十八年度における1号館の竣工をもって一応の完成をみた。その後、

昭和五十八年十二月に着工、翌五十九年九月に完成の屋内温水プール（鉄骨造地下1階付一部2階建、一、二四八・三九㎡、二五㍍七コース）の新築を除けば深沢キャンパス内において大きな建物が建設されていないが、昭和六十二年の図書館用の建物と平成三年の学生部用建物の建設は日本体育大学の歴史に刻まれねばなるまい。図書館も学生部棟もいづれも日本体育大学と日本体育大学女子短期大学の共用施設であるが、前者の施設は本学が教室や運動施設の一応の整備を了え、教育研究の方面に漸くにして本腰をあげることができるようになったことを意味し、後者は運動部の活動だけでなく学生のキャンパス・ライフをより快適なものにするための福利・厚生に目を転じたことの現れであった。ゆとりある教育環境の整備が急がれつつあるわけである。

いっぽう、僅か一万坪程度しかないキャンパスのなかに大学、短期大学、柔整専門学校が同居していたために、施設は狭隘を極めていた。この問題は近隣に所在した和泉短期大学の移転に伴う当該校地の買収によって打開されることとなった。この新校地に日体柔整専門学校が移転し、当該短期大学の寮は本学の女子寮として使用されるに及んでいる。また、柔整専門学校は夜間に開設される学校であるために当該の校舎は、昼間、主に本学の短期大学の授業に当てられているのである。このように、和泉短期大学の校地・校舎の買収は、後述する健志台施設の拡充・整備と併せて、深沢のキャンパスにゆとりをもたらすこととなった。したがって、この用地買収は、学校法人日本体育会による大学施設の拡充・整備の大きな事業の一つに数え入れられねばならないといえよう。

（一）中町校舎の設置

学校法人日本体育会は昭和五十年十月二十四日に理事会を開催し、学校法人クラーク学園和泉短期大学敷地及び建物の取得に関する件を審議し、原案通りその取得を可決した。これを受けて同年十二月十五日、「学校法人クラー

ク学園及び社会福祉法人キリスト教児童福祉会と和泉短期大学及びバットホームの敷地並に建物の買収について」契約を取り交わしいる。和泉短期大学は学校法人クラーク学園の経営する教育機関で、昭和三十九年九月に設立認可申請を行い、翌四十年一月にその設立が認可されいる。この短期大学が同一敷地内にあった社会福祉法人基督教児童福祉会の経営するバット博士記念ホームと共に東京都町田市に移転することになり、日本体育会に委譲することになったのである。したがって、その売買契約は学校法人クラーク学園および社会福祉法人基督教児童福祉会と、学校法人日本体育会との間で取り交わされている。当該法人所有の土地・建物（東京都世田谷区中町五丁目二一番地所在）の価格は八億四千万円であった。

ところで、和泉短期大学およびバット博士記念ホームの明渡し期日は契約時においてそれぞれ昭和五十一年四月一日と七月三十一日に設定されていたが、移転先建物の建築等に遅れが出たために実際には前者が六月三十日、後者の方が八月中旬に明け渡されている。したがって、日本体育大学、日本体育大学女子短期大学、日体柔整専門学校がこの施設を利用できるようになったのは九月以降となったのである。とまれ、本施設は売買契約がなってからその利用計画が練られ、昭和五十一年一月三十日に施設委員会から次のような「中町校舎使用計画案」が提出されている。この使用計画によると、大学院および専攻科の施設として利用することになっていたし、寮はそのまま女子寮として使用することになっていたようである。

中町校舎使用計画案

1　中町校舎の建物名称は第1図（省略）の如く決定しました。

2　1号館

1階・現在の状態の中で使用し、中町校舎の本部として行く。
講堂は教室と限定せずに3人がけイス250人分を準備し流動的に使用して行く。

2階・このまま使用する。
学長室はこのまま残し、責任者が使用する。
図書館の利用は図書委員会にて決定する。

3階・当分このままの現状にしておく。
但し、大学院研究室が不足するので3階の第6研究室は四月一日より使用出来るよう取計う。
（和泉側承知）

3　2号館（1号館付属教室）
224人用教室にし、机、イスを配置する。

4　3号館

1階・工作室は暫定措置として大学院の実験室として共用させる。

2階・学長室・事務室2室は大学院先生の研究室として使用する。
視聴覚室は142人用教室にし、机、イスを配置する。

3階・第1教室、第2教室
252人用教室とし、机、イスを配置する。

5　4号館
7月31日以降建物を仕切り、大学院及び専攻科にて使用。

6　実験室
実験室

実　験　室
実　験　室
八月一日より大学院に実験室として割当てる。
7　学生ホール
1階・大学院生の憩いの場として1室を除き現状のままにて使用。
学習室1室は四月一日より暫定措置として大学院先生の研究室に使用。
2階・大学院学生は各科1～2名なので4室は教室として使用。
8　女子寮
28室中、和室はそのまま残し、（不時の場合使用して行く。）
27室1室4人居住、108人を定員とする。

昭和五十年五月に入学式を迎えた日本体育大学大学院の関係者は中町校舎への移転を強く大学当局に訴え、これが実現に向けて努力した。その結果が右の施設委員会による「中町校舎使用計画案」の作成となったのである。しかし、発足したばかりの大学院の収容定員は12名（総定員24名）であるために、大学院が中町校舎に移転しても狭隘な深沢キャンパスの問題を解決することにはならない。むしろ、日本体育大学女子短期大学を移転させるほうがその問題解決に功を奏すると考えられたのである。実質的には女子短期大学は日本体育大学の短期大学部として運営されていたが、別人格の教育機関であることには変わりはないので、短期大学を中心とした移転の問題が優先されることになったようである。とまれ、現在は既に触れたように、昼間においては女子短期大学の授業が中心

に中町校舎が使用され、夜間にあっては日体柔整専門学校の施設となっている。

（二）日本体育大学図書館の拡充と整備

昭和四十年代後半に始まった図書の量的充実は五十年代に入って量的・質的な双方の充実へと向かっていく。その契機は大学院体育学研究科の設置認可の申請にあたって図書の量だけでなく質的充実が要求されたことによる。これによって質の高い図書の購入が促進され、体育・スポーツの研究に従事する研究者の注目されるところとなった。学術雑誌は専門雑誌にとどまらず、親科学の雑誌までも網羅することになったし、イタリア・ルネッサンス期に刊行された専門書を初め多くの稀覯本も蔵書に数えいれられてもいる。イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、スペイン、ギリシャ、ソ連、アメリカ、オーストリア、オーストラリア、南アフリカ共和国、中国、韓国、ネパールなど、数多くの国々で刊行された専門書が書架を彩っているように、フォローされた言語もバラエティーに富んでいるが、この傾向は五十年代以降の図書の充実の過程で達成されたものなのである。

そこでまずここでは本学図書館が整備されてきた過程を蔵書数の推移でもって眺めておこう。次頁の表「年間受入数及び蔵書数の推移」によれば、昭和五十六年以降は年間にして一万冊以上の図書が購入され、平成二年三月現在で蔵書冊数は二二七、四一二に達している。このことは、利用者へのサービスの問題も同時に解決されねばならないことを意味していよう。利用できるまでの状態にするためには図書館業務に従事する職員を増員しなければならないし、日常的に生み出されてくる情報を手際よく提供するためには機械化を推進しなければならない。職員の増員は十分であるとはいえないにせよ平成三年三月現在では図書館員は専任職員十二名、臨時職員二名、非常勤職員六名に達している。これに対して機械化のほうであるが、「今日の大学図書館の機能において、コンピューターに

年間受入数及び蔵書数の推移

年度	年間受入数			蔵書冊数（累計）			備考
	和書	洋書	合計	和書	洋書	合計	
昭和43年	460	40	500	＊16,814	＊ 5,186	＊22,000	昭和24年度からの蔵書数の推移を、毎年調査しているが、冊数確定せず
44	683	0	683	＊17,497	＊ 5,186	＊22,683	
45	421	98	519	＊ 9,485	＊ 1,181	＊10,666	
46	6,145	1,597	7,742	＊12,757	＊ 2,597	＊15,354	
47	8,846	3,569	12,415	21,603	6,166	27,769	以後、前年度末の冊数を概ね基準としている
48	3,715	998	4,713	25,319	7,163	32,482	
49	4,494	5,374	9,868	29,813	12,537	42,350	
50	4,202	356	4,558	34,667	12,267	46,734	
51	7,241	1,050	8,291	41,409	14,096	55,505	
52	7,904	1,098	9,002	49,313	15,194	64,507	
53	6,817	1,324	8,141	55,625	16,480	72,105	
54	8,261	1,621	9,882	62,548	17,780	80,328	
55	8,125	1,380	9,505	70,673	19,160	89,833	
56	10,998	3,337	14,335	81,671	22,497	103,885	
57	10,067	3,812	13,879	91,107	26,306	117,413	
58	7,222	5,372	12,594	98,329	31,678	130,007	
59	8,251	3,999	12,250	106,344	35,676	142,020	
60	7,029	3,986	11,015	118,347	48,015	#166,362	蔵書数再調査
61	6,806	3,537	10,343	125,153	51,552	176,705	
62	6,168	3,839	10,007	131,321	55,391	186,712	新図書館オープン
63	13,180	3,370	16,550	144,501	58,761	203,262	
平成元年 （内・健）	8,575 2,667	3,099 0	11,674 2,667	152,957 8,295	61,836 0	214,793 8,295	健志台分館オープン
2 （内・健）	8,619 2,972	4,000 0	12,619 2,972	161,576 11,267	65,836 0	227,412 11,267	和洋内訳は概数

※　文部省大学図書館実態調査の回答による

※　除籍・移管等は差引、＊印……統計根拠不明、
　　#……蔵書点検による訂正

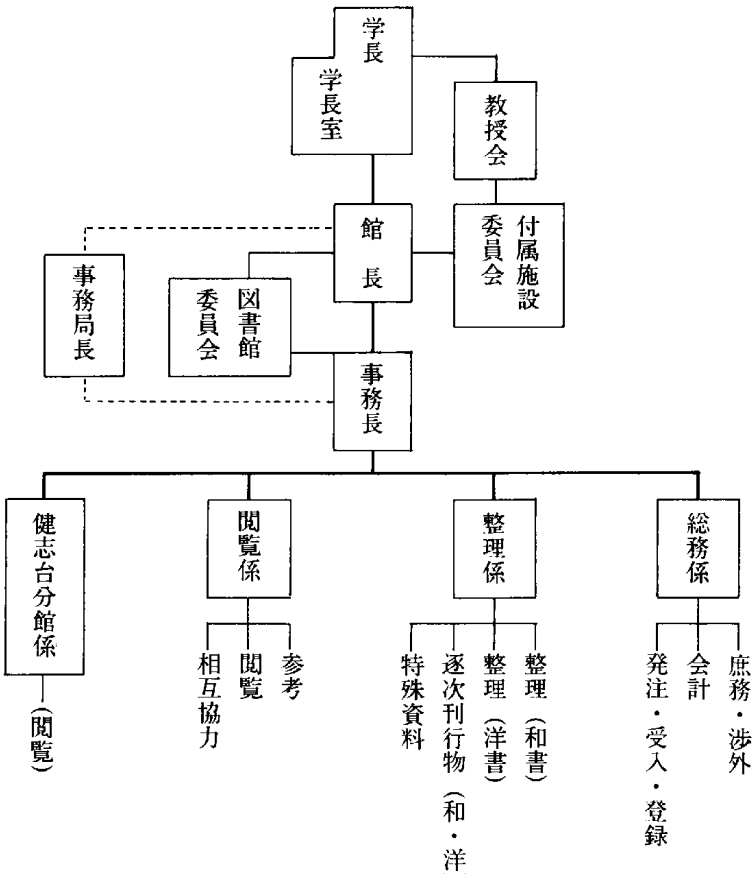
※　下段は健志台分館分……（内数）

よる情報処理やデータベース・サービス等は既に常識となっており、本学図書館においても平成元年度予算より着実にトータル・システムによる電算化を進展させている。」（「日本体育大学図書館の当面する問題と今後における在り方」平成三年四月、日本体育大学図書館）。確かに、本学図書館はその歴史にみあった発達を遂げてこなかったが、その機械化の推進によって一気に後進性を脱却する方途が模索されはじめたといえる。専門に係わる蔵書の質と量が他の体育系大学・学部の図書館を凌いでいるこの時点において、いち早く機械化に乗り出した意義は大きいといわねばならない。

本学図書館の当面の目標として掲げられている蔵書数は、五年後には三〇万冊、十五年後には四〇万冊（専門領域関係　約二〇万、関連領域関係　約一〇万、一般教育・教職教育関係　約一〇万）である。では、かくも大量の図書の処理とサービスをどのような組織・機構でもって行おうというのであろうか。これを前掲の「日本体育大学図書館の当面する問題と今後における在り方」に求めてみよう。そこではかく綴られている。

図書館の機能面からみた組織・機構は、その図書館の規模の大小に拘らず、総務・整理・閲覧の3部門制が従来は一般的である。これらの組織の名称は、近年の電算化による職掌の再編成で、かなり大幅に変更されてきており、本学においても将来的には実態に即した適切な名称を検討する必要があろう。

ここでは、取り敢えず従来の方式及び名称により、本学図書館の当面の組織・機構図（案）を以下に図示する。


学長
学長室
教授会
館長
付属施設委員会
事務局長
図書館委員会
事務長
健志台分館係
（閲覧）
閲覧係
相互協力
閲覧
参考
整理係
特殊資料
逐次刊行物（和・洋）
整理（洋書）
整理（和書）
総務係
発注・受入・登録
会計
庶務・渉外

なお、組織・機構の改編・整備に関連して、以下の点について検討することが必要である。

(1) 主任の名称を『係長』に変更する。

(2) 『事務長補佐』の職位を設ける。

(3) 『副館長』（次長、館長補佐等）の職位を設ける。

(4) 健志台分館の組織・機構については、健志台キャンパスの整備と運用の展開に伴い、必要に応じて再検討・整備する。

このようにして、十五年後を睨んで図書館の機構改革に着手せんとしている本学図書館であるが、そのような将来の展望を持ちうるのも図書館の利用頻度が年々増え続けているからにほかならない。昭和四十三年度の入館者が二、〇七〇人であったが、昭和四十七年には一万人、昭和四十九年には二万人、五十八年には五万人、六十年には一〇万人を越え、そして平成二年には一六二、三七六人に達しているのである。また、質の高い蔵書を揃えたために、学外者の利用が漸増し、昭和六十一年以降その利用件数は飛躍的な伸びを示している（「図書館利用状況等の推移」の表を参照）。

蔵書が増え、利用者が増してくると、〝入れ物〟が問題になってくる。この図書〝館〟の問題はすでに明治期において提起され、本学が大学への昇格申請の時点から早急に解決されねばならない懸案事項となっていたが、他の諸施設の建設が優先され、独立館の誕生をみることはなかったのである。しかし、この図書〝室〟から図書〝館〟への移行は不十分ながら昭和六十二年四月の新図書館（深沢キャンパス）のオープンと平成元年七月の健志台分館オープンによって達成された。とはいえ、いずれの独立館も大学設置基準を満たすべき恒常的な図書館施設ではなく、

暫定的な建物なのである。そこで、図書館の現状を前出の「日本体育大学図書館の当面する問題と今後における在り方」（平成3年4月）を通して垣間見てみることにしよう。

〈深沢図書館〉

旧10号館プレハブ仮設教室を増改築し、昭和61年12月竣工、昭和62年4月より新規開館となった。総面積967、99㎡（別に6号館別置書庫36㎡）で、従前の施設（717㎡）と比べると1.4倍とはなったが、本学の規模からすると、新設当初よりなお圧倒的に床面積が不足していた。ちなみに、実現されなかったが健志台開発計画における本図書館の総面積は、当初約3、900㎡であった。

さらに、旧10号館が最も簡易なプレハブ建造物で、図書館施設には全く不適当であることが明白であったにも拘らず、そのまま増改築したために多くの問題を後に残すに至った。

現在、深沢図書館は平成元年度より書架が満杯となり、順次6号館（旧ピアノ練習室）及び健志台分館へと別置を重ね、日毎に利用上の不都合が増大し続けている。

また、閲覧スペースの不足から、試験期等には館内に学生があふれ、通路部分に座り込む者までる状況である。前述の通り、図書館資料媒体の多様化に対応すべくＡＶ資料（主としてビデオテープ）の収集を開始しているが、設備・機材の設置ができない現状である。

〈健志台図書館〉

健志台キャンパスの整備計画において、当初図書館建築は最優先事項であったが、突如第1期工事から除外され、現在のところ実現の目処は立っていない。

しかしながら、図書館関係者および健志台の学生等からの強い要望により、旧9番教室（トレーニング・ルーム）の転用による暫定図書館の設置が決まった。旧9番教室はプレハブ構造の建造物であり、将来的には取

図書館利用状況等の推移

年度	年間入館者数	年間貸出冊数 学内	学外者	相互協力 受付	依頼	備考
昭和43年	＊ 2,070	＊ 1,560	0	調査なし		
44	＊ 2,269	＊ 1,019	0	〃		
45	＊ 4,885	＊ 253	0	〃		
46	＊ 2,040	＊ 950	＊ 20	〃		
47	＊ 13,072	＊ 5,286	＊ 31	回答なし		貸出冊数には館内（書庫）貸出を含む
48	＊ 13,020	＊ 5,720	＊ 42	‥	‥	
49	＊ 28,910	＊ 6,171	＊ 50	‥	‥	
50	22,927	1,773	8	16	6	
51	22,183	2,534		24	83	
52	28,350	5,757		73	900	
53	35,902	5,770	30	43	359	
54	25,952	5,780	28	193	218	
55	32,731	8,531	77	63	394	
56	34,932	8,985	42	64	641	
57	45,148	11,620	151	137	401	
58	51,937	14,122	68	128	320	
59	94,489	16,436	93	139	334	
60	100,391	15,521	239	316	243	
61	96,626	15,076	485	486	208	移転準備
62	101,874	14,844	493	590	223	新図書館オープン
63	111,876	17,450	506	570	168	
平成元年	135,139	23,375	633	697	135	健志台分館オープン（7月）
（内・健）	20,346	1,731	0			
2	162,376	24,023	412	710	158	
（内・健）	43,978	2,831	2			

※ 文部省大学図書館実態調査の回答による
※ 数字の前の＊印は統計の基準不明のもの
※ 下段は健志台分館分……（内数）

り壊しが条件付けられているが、取り敢えず1部増築及び全面改修工事を実施し、平成元年7月より新規オープンするに至った。

書架の設置計画にあたっては、図書館施設の将来計画が不明であり、深沢図書館の書架が既に溢れている現状から、電動集密書架を可能な限り設置して、保存書庫の用にも当てることとした。これらの書架には、現在深沢図書館から別置される図書と、各研究室より図書館へ保管転換を希望される図書の一時収容、さらに寄贈・寄託図書の一時保管により既に相当の部分が埋まっている。

AV資料の整備に関しては、健志台図書館についても順次実施する必要があろう。入口ホールの半分を間仕切りし、新聞・雑誌コーナー兼用AV室を設置することを検討中である。

〈深沢図書館、健志台図書館の主な施設の概要〉

区分	深沢図書館	健志台図書館	合計
総面積	1、004㎡	571㎡	1、575㎡
閲覧スペース	350㎡	138㎡	488㎡
閲覧座席数	269席	96席	365席
1人当閲覧面積	1.30㎡	1.44㎡	1.34㎡
書架スペース	400㎡	268㎡	668㎡

棚板総延長	3、985m	2、554m	6、539m
収容可能冊数	110、667冊	85、000冊	195、667冊
既収容率概数	約120%	約30%	約70%

恒久的な施設でないにしろ、日本体育大学図書館は昭和六十二年四月から独立館としてスタートした。しかし、この施設の耐用年数を問う以前に、両方の図書館施設における蔵書収容能力の限界の方がさきに訪れるといわねばならない。平成三年三月現在、蔵書数は二二万七千冊に達しているのだから、既に両方の施設には収容能力がないわけである。本格的な図書館の建設が今日にも求められているのである。蔵書収容のスペースがないのだから、スペースの確保が図られてから図書の購入を始めればよいというわけにはいかないのが、大学図書館なのである。とまれ、本学図書館は研究者の間で高い評価を受けるまでに発展した。その評価は蔵書の質に対するものであるが、図書館独自の広報活動によって本学の図書館の蔵書構成を周知させてきたことも忘れてはならない。本学関係者の華々しいスポーツの成績に隠れてこそいるが、図書の充実は着実に図られてきたのである。たとえば、昭和六十二年四月の深沢新図書館のオープンを機に刊行された『日本体育大学図書館所蔵　特別図書目録』は洋書六三一タイトル、和書一五二タイトル、合計七八三タイトルを収録したもので、日本では本学図書館にしか所蔵されていない

稀覯本も多数含まれていたのである。これが刺激となって、多くの研究者が折りに触れて本学図書館を訪れるようになった。また、本学図書館が代表幹事館となって運営されている「日本体育図書館協議会」（昭和五十六年六月結成）が発行している『日本体育図書館協議会　雑誌目録』の「和文編」が昭和五十九年一月に、「外国雑誌編」が昭和六十年七月に、そしてさらに「和文編・第二版」が六十三年十二月に刊行されているが、この目録を通して本学図書館の所蔵する質の高い雑誌を知る機会が多くの研究者に与えられたのである。開かれた図書館としての第一歩がここに始まり、且つまたここにその基礎が固まったといえそうである。

第四項　日本体育大学横浜・健志台キャンパスの拡充と整備

学校法人日本体育会創立八十周年記念式典を開催した昭和四十八年度までに、日本体育大学深沢キャンパスの狭隘化の問題を打開すべく横浜緑区に新しいキャンパス造りがなされた。しかし、この施設は運動施設の建設が中心となって推進され、体育学部の移転を前提にしたわけではなかった。ために、その後、授業を実施しうる施設の建設と併せて、あらたにキャンパスの拡張を図りながら体育学部の一部移転を前提にしたキャンパスの拡充と整備の事業が開始されることになった。かくて、日本体育会の百周年を迎える年の平成三年三月現在、体育学部体育学科の学生二、〇〇〇余名がこの横浜・健志台キャンパスで学園生活をおくるにいたっているのである。

健志台キャンパスの発展の第二のステップは昭和四十九年十月十五日に着工し、同年十二月十九日に竣工した健志台グラウンド管理棟の建設をもって始まった。翌五十年九月には健志台仮校舎が建設され、五十一年四月から五月にかけてプール建設の準備が開始されている。この年、合宿寮（落成は五十二年三月）・テニスコート・雨天練習

所が建設され、五十二年にはトレーニング室棟・アーチェリー場、五十三年にはラグビー場の拡張、翌五十四年には体育館の落成がなっているのである。このように、五か年の間に健志台キャンパスでは運動施設を中心にその整備がなされるにいたるが、体育大学の特性に併せた施設の利用が問題化するようにもなった。世田谷・深沢キャンパスでの授業が終了した時間から健志台運動施設で練習するには二つのキャンパスはあまりにも距離的に離れたところに位置していた。これに首都圏の交通事情も絡んで両者の心理的距離感は一層遠く隔ることとなった。しかも、健志台キャンパス内に建設された合宿寮や、その近くに合宿所を設けた運動部の部員においては深沢キャンパスへ授業に出かけるためには交通費を必要とし、この支出は学生に高負担をかけることになったのである。このような事情から、運動施設の拡充と整備を柱にして用地獲得がなされ健志台の敷地はキャンパスとして再開発されることになっていく。昭和四十九年度から五十五年度までに健志台キャンパスで建設された諸施設は次に掲げる一覧の如くである。

《昭和四十九年度》
△ 健志台グラウンド管理棟
《昭和五十年度》
△ 健志台仮校舎
《昭和五十一年度》
△ 健志台プールの建設
〈競泳プール〉

50m9コース、全幅21・5m、一部水深調節装置付
水球兼用、温水設備付
〈飛込プール〉
横20m、縦18m、水深5m
飛込台　10m　×　0・3m　10台
〈管理棟〉
鉄筋コンクリート造　784・53㎡
研究室・部室・放送室・更衣室（男・女）・採暖室・ロッカー室等
付属棟・倉庫棟等、92・03㎡

△健志台雨天練習場移築　鉄骨造　351・00㎡
△健志台陸上競技場補修工事（第3種公認継続）
△健志台テニスコート（9コート）移築　テニスコート7面・部室1棟
△健志台寮新築（合宿寮と呼称、次年度へ継続）
寮室棟　鉄筋コンクリート3階建
△その他　管理棟　食堂棟等5棟　600人収容、5、897・07㎡

《昭和五十二年度》
△健志台グランド散水設備工事
△健志台トレーニング室棟新築　鉄骨造平屋建405・00㎡（次年度へ繰越）
△健志台合宿寮の落成
△健志台アーチェリー場移設
△健志台グラウンド公営水道引込工事

《昭和五十三年》

△　健志台体育館新築　鉄筋コンクリート鉄骨造　2、788．99㎡

△　健志台トレーニング室棟、完成

△　健志台ラグビー場拡張工事　拡張面積　928㎡

《昭和五十五年度》

△　健志台教学局管理棟新築　鉄筋コンクリート造陸屋根3階建　571．86㎡

昭和五十五年八月九日、日本体育会は健志台グランドに隣接する土地地主に対する土地買収の説明会を開催し、健志台キャンパスの再開発に着手した。この再開発はキャンパスの拡張をまずもって図り、しかる後に諸施設の建設を行うとするものであった。したがって、昭和五十五年度の山林・田など七筆、一二、五九八㎡の取得、翌五十六年度の三八、四五一㎡、五十七年度の五、〇二二㎡、五十八年度の一六、四九一。一九㎡の取得が完了を待って、本格的な再開発に着手したとみなければならない。昭和五十九年五月十一日に日本体育大学健志台拡張造成工事現場説明が行われ、六月五日に農地法第五条の許可（昭和五十九年四月二十六日付神奈川県指令農計第5－1532号）により健志台拡張地内の農地（五七筆、一五、六九一㎡）の所有権を移転している。また、昭和五十九年六月十四日付で横浜市建指令第58開1237号で健志台キャンパスの開発行為の許可に関する通知を得ているのである。これによって、健志台キャンパスの再開発事業は本格化することになった。かくて、同年六月十九日、造成工事の契約が東急・熊谷・勝村JV（建設共同企業体）との間で契約額を一三億四千万円、工事完了予定期日を六十二年五月三十一日として締結された。このようにして、日本体育大学横浜・健志台キャンパスの拡充と整備が図ら

れることになるが、学校法人日本体育会の百周年記念事業としてキャンパスづくりが推進されていくのである。この間の経緯については学校法人日本体育会の発行になる年次事業に関する報告書に詳しいので、昭和六十年度から平成二年度にいたる年次報告書の当該箇所を次に引いておくことにしたい。

《昭和六十年度》

○業務のあらまし

施設については、日本体育大学健志台キャンパス拡張整備工事のうち、近隣の鴨志田西団地住民との協議による遊泳池の位置、構造等の変更に伴い、開発行為許可の変更申請を提出し、その間造成工事は中断することなく平行して進めた。また建設予定の野球場の地下部分に建築する屋内野球場は、12月20日野球場に先行し、野球場も、昭和61年9月30日完成を目途に本年2月1日着工。・・・・・（中　略）・・・・・

日本体育大学

① 健志台キャンパス拡張整備造成工事

昭和59年6月横浜市の開発許可を得て着工した健志台キャンパスの造成工事は昭和63年3月末完了の予定で、東急・熊谷・勝村ＪＶ（建設共同企業体）により進めている。

② 健志台野球場建設工事

昭和61年2月1日着工し、完成は9月30日の予定である。

③ 健志台屋内運動場建築工事

昭和60年12月20日着工し、完成は8月10日の予定。鉄筋コンクリート造地下2階付平屋建　1、943.57㎡

8月1日　日本体育大学施設整備委員会、健志台キャンパス建築第1期工事の実施について討議。

《昭和六十一年度》

○　業務のあらまし

日本体育大学健志台キャンパス拡張整備工事のうち、造成工事と併行して、第一、第二及び第三のグランドを構築、又それぞれの地下に屋内運動場の付設を完了、第一グランドは昭和61年9月仮使用を開始し、第二、第三グランドは、間もなく使用できる予定である。近隣の住民との間に協議を続けていた照明塔設備については、昭和62年3月合意に達し、6月着工、11月完成の見込みである。

10月17日　日本体育大学健志台第一トレーニングルーム増築（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建の2階部分、405．00㎡）

日本体育大学健志台第一屋内運動場建設（鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付平屋建、1、860．47㎡）

3月23日　日本体育大学健志台第二屋内運動場地下1階付平屋建建築。

日本体育大学健志台第三屋内運動場の建築（鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建、719．13㎡）。［昭和62年］

《昭和六十二年度》

○　業務のあらまし

施設の整備

① 昭和55年度から隣接地の買収を始め、昭和59年6月着工した日本体育大学健志台キャンパス敷地造成工事は、野球場、サッカー場、ラグビー場の全面移転と、それぞれ地下部分に第一、第二、第三の屋内運動場を併設し、この間近隣住民との度重なる折衝による遅延もあったが、昭和63年3月24日竣工した。

② この三つのグランドは、それぞれ照明設備を完備したので、隣接住民との折衝の結果、時間的制限はあるものの教育と競技力向上に大いに効果を発揮することとなった。

3月24日　日本体育大学健志台教育研究施設敷地造成竣工［昭和63年］

《昭和六十三年度》

○ 業務のあらまし

施設の整備

(1) 日本体育大学健志台第一期建築工事

昭和55年に用地の取得を開始し、昭和59年6月着工した日本体育大学健志台（横浜キャンパス）敷地造成工事が、昭和63年3月24日竣工したのに伴い、横浜市に対し、開発行為、完了公告の手続を進めつつ、大学との協議、施設準備委員会の結論をまつて、理事会の決定を経、建築確認を申請し、平成元年2月2日その確認を得た。3月4日現場説明会を行い、3月23日競争入札の結果、熊谷組を代表とする建設共同企業体との間に契約を締結、平成元年度の当初に着工の見通しとなった。

今回契約の建物は、大体育館、2号館（厚生、エネルギー棟）及び3号館（更衣、シャワー棟）の3棟で、1号館（教育・研究棟）は、平成2年度に着工する予定である。これらの建物については、その高さ及び騒音等について、隣接団地の住民代表と協定を重ね、その同意を得て昭和63年7月23日協定書を締結した。

《平成元年度》

○　業務のあらまし

施設の整備

(1)　日本体育大学健志台第一期建築

平成元年6月1日に着工した第1期建築工事は、第2体育館、2号館（厚生、エネルギー棟）及び3号館（更衣・シャワー棟）とも順調に進み、平成2年3月末現在進捗率は約23％に達した。10月21日、隣接住民との工事協定書に基づく定期の説明会を開催した。工事の完了は、平成2年度末の予定である。

5月20日　日本体育大学健志台第1期建築工事地鎮祭

《平成2年度》

○　重要業務

施設の整備

(1)　日本体育大学健志台の第1期建築工事

健志台（横浜キャンパス）の整備は平成元年度に引き続き2号館（5、586．39㎡）、3号館（1、790．03㎡）、米本記念体育館（10、999．68㎡）の建築工事が進められ、平成3年3月20日に完成、3月27日に竣工式を催すことができた。なお1号館（百年記念館）建築は次年度に引継がれ、平成4年3月末竣工する予定であり、その時点で第1期建築工事は完了し、約3、000名分の充実した教育研究施設と福利厚生施設が整備されることになる。

8月2日　日本体育大学健志台第1期建築工事（百年記念館）地鎮祭
3月27日　日本体育大学健志台2号館・3号館・米本記念体育館竣工式［平成3年］

右は学校法人日本体育会が発行している年次事業報告書から抜粋した内容である。これによつて日本体育大学の施設の拡充と整備は昭和五十五年度以降、健志台キャンパスを中心に行われてきたことが知られよう。百周年を迎える平成三年度には右の引用に見られるように、百年記念館の落成が見込まれ、これをもって一応の整備が完了することになる。しかし、この横浜・健志台キャンパスの拡充と整備をもって日本体育大学の施設の整備がおわったわけではない。というのも、世田谷・深沢キャンパスの再開発が遅れているからである。首都圏は東京周辺の県に延びたとはいえ、東京23区内にキャンパスが立地するという好条件は十二分に生かすべきであろう。体育系の大学・学部が多数設置されている現状を勘案するとき、歴史と伝統が豊かであるという条件や教育内容の特殊性はもはや本学の魅力にはなりえなくなっているといわねばならない。東京という地理的条件こそが本学の魅力として強調されねばならないのである。だからこそ、東京都世田谷区深沢に所在する本学のキャンパスは再開発され、魅力ある地の利をより一層魅力あるものにするための施設の建設がまたれるわけである。

第五項　高等学校における諸施設の拡充と整備

平成元年をピークに十五歳人口は急激な減少をみせることが私立高等学校の経営者の間で深刻な問題となった。このような事態は四つの高等学校を経営する学校法人日本体育会にも及び、経営陣を総動員して入学志願者の確保に真剣に取り組まねばならなくなったことはいうまでもない。学校経営を一般の市場に見立てたときに、その市場は従来までの〝買手市場〟から〝売手市場〟へと変貌することになったのである。生徒を当該の高等学校に誘うには、大学進学率の向上、スポーツの名門校化、新時代を先取りしたカリキュラムの編成など、その方法は種々考えられる。が、どの高等学校もまずもって着手したのは諸施設の拡充と整備であった。魅力的な施設を竣工させ、これをもって当該校に関心を向けさせる方法がとられたのである。

昭和四十八年度以降の学校法人日本体育会が設置する学校の諸施設の建設の跡を辿ってみることにしよう。施設の設備状況のみでこの時期における高等学校の経営状況を把握することは、無論、難しいけれども、二十一世紀に向けた〝生き残り策〟の一端を諸施設の拡充と整備から垣間見ることができそうに思われるからである。そこで、以下において本会が設置した高等学校を設置順に取り上げ、これを年度を追って提示することにしたい。

《日体荏原高等学校における施設の拡充と整備》

第2体育館新築（プール、武道館　4階建、一、五一七・二六㎡）　〈四十九年度〉
体育館付属部室及び便所増改築　〈五十二・五十三年度〉
本館校舎窓枠取替　〈五十三年度〉
体育館東側部室増築（鉄骨平屋建、一二三・五三㎡）　〈五十四年度〉

生徒集会所新築（鉄骨造平屋建、三九六・六九㎡）〈五十九・六十年度〉
体育館建替（鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造鋼板葺、地下1階付3階建、三、三九八・六七㎡）〈六十二～平成元年度〉
《日体桜華女子高等学校における施設の拡充と整備》
食堂及び合宿所新築
第五期校舎増築（3階建、一、二〇〇・三六㎡）〈四十八年度〉
プール改造（上屋新築、鉄骨造平屋建、九〇七・六四㎡）〈四十八・四十九年度〉
部室新築（ブロック造平屋建、一二二・四三㎡）〈五十二年度〉
食堂の増築（鉄骨造、一二〇㎡）〈五十二年度〉
体育館増改修（鉄骨造、二九一・五五㎡）〈五十二年度〉
部室新築（鉄骨造平屋建、七九・四九㎡）〈五十三年度〉
倉庫新築（鉄骨造平屋建、三三・一二㎡）〈五十三年度〉
軽井沢研修寮新築（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、五〇二・二〇㎡、父母会より寄贈）〈五十五年度〉
第2体育館新築（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建、一、九九六・二九㎡）〈五十八・五十九年度〉
部室兼倉庫新築（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、六〇・〇八㎡）〈六十年度〉
生物飼育室新築（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、一一〇・九九㎡）〈六十年度〉
校舎別館増築（鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、六六〇・三六㎡）〈六十二・六十三年度〉
《柏日体高等学校における施設の拡充と整備》
体育館シャワー室増築、グランド排水、校舎床補修、その他各所補修〈五十三年度〉

会議室新築（鉄骨造2階建、一八八・六五八㎡）〈五十三年度〉
管理棟増築（四八六・三三㎡）〈五十四年度〉
二期校舎昇降口増築（八一・二一㎡）〈五十四年度〉
校舎増築（鉄筋コンクリート造平屋建、六〇八・三三㎡）〈五十四年度〉
生徒集会所新築（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、三一五・二二㎡）〈五十七年度〉
本館窓枠取替〈五十八年度〉
部室兼倉庫新築（軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、一一〇・九九㎡）〈六十年度〉
体育部室棟新築（軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、三三九・三〇㎡）〈六十年度〉
3号館（図書室・教室）新築（鉄骨造スレート葺2階建、四一七・六六㎡）〈平成元年度〉

《浜松日体高等学校における施設の拡充と整備》

特別教室増築（2階建、七二九・五七㎡）〈四十八・四十九年度〉
東側機械室増築（三一・一四㎡）〈五十年度〉
校舎改造防音第一期・第二期工事〈五十・五十一年度〉
西側機械室増築（六三・三三㎡）〈五十一年度〉
武道館付属便所（ブロック造平屋建、三七・八〇㎡）〈五十二年度〉
自轉車置場（軽量鉄骨造平屋建、九二・〇〇㎡）〈五十二年度〉
校舎本館屋根補修（一、二四二・二〇㎡）〈五十二年度〉
テニスコート2面新設〈五十二年度〉〈五十三年度〉
倉庫増改築（鉄骨造2階建、一四四。一〇㎡）〈五十三年度〉
運動場整備・体育館床補修

3号館新築（鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、一・一八五・四〇㎡）	〈五十七年度〉
自轉車置場新築（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、五四〇・〇〇㎡）	〈五十七年度〉
部室2棟（鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、一六二・〇〇㎡）	〈五十八年度〉
自轉車置場新築（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、三七五・〇〇㎡）	〈六十年度〉
プール管理棟（鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、一七五・〇〇㎡）	〈六十一年度〉

右の諸高等学校における施設の拡充と整備はその一切が魅力的な施設造りであったわけではない。当該学校の規模に応じた施設の整備が最優先されている。しかし、この条件整備の中にも、魅力あるキャンパス造りが試みられている。その機会は〝創立何周年記念〟の年に訪れている。昭和四十九年九月に竣工した日体荏原高等学校第2体育館（プール・武道館、4階建）は創立七〇周年を記念して建設されていたし、同年竣工の日体桜華女子高等学校の第5期校舎増築は一五周年を記念した事業であった。また、昭和五十三年十一月に創立二〇周年記念式典を挙行した日体桜華女子高等学校はこの年に食堂・体育館の増改修や部室・倉庫の新築を行っている。加えて、翌五十四年に創立二〇周年を迎えた柏日体高等学校は校舎を増改築しているし、五十七年に創立二〇周年を迎えた浜松日体高等学校は3号館校舎を落成させるにいたっている。

いっぽう、学校法人日本体育会および日体荏原高等学校は創立八十五周年記念事業として体育館の建替を決定

し、昭和六十三年三月二十八日に既存建物の取り壊しにかかり、同年五月に体育館の地鎮祭を挙行、平成元年一月二十八日に落成式を執り行うにいたっている。この体育館の建築費用の一部に同窓会・父兄会・OB会・教職員等関係者の寄附金が当てられ、創立記念に相応しい事業となっている。次にこの時期の日体桜華女子高等学校についてみてみることにしたい。本校は東京都世田谷区深沢の日本体育大学キャンパス内にて産声を上げたが、昭和四十二年三月に東村山市の新キャンパスに移転完了している。創立三〇周年にあたった六十二年にはその記念事業として図書館を含む校舎の建設とともに、校地の払い下げを国から得ているのである。学校法人日本体育会の『事業報告』によれば、その国有地の払下は「昭和61年度に申請した同校校地（国有地―農林水産省所管）の第1回払い下げ1、983㎡は、農林水産省と大蔵省との協議に時間を要し、昭和62年6月5日に取得した。（払い下げ価格　94、500千円）　次いで第二回払い下げ991㎡は、年度末ぎりぎりの3月31日に取得した。（同87、000千円）」（「昭和62年度事業報告」）および「昭和61年度第一回、昭和62年度第二回分の払下げを受けた同校校地（国有地―農林水産省所管）の第三回払下げは、11月11日申請したが、農林水産省と大蔵省との協議は時間を要し、年度内には払下げを受けるに至らず、年度をこして、平成元年6月はじめ頃までに実行できる予定である。面積　4、958㎡　予定価格　87、000、000円（概算）」（「昭和63年度事業報告」）と認められているのである。

かく、高等学校の諸施設の拡充と整備がなされてきたのであるが、日本体育大学との関係を睨んだ教育課程の改正も注目されるところであろう。平成元年度に日体荏原高等学校および日体桜華女子高等学校は1クラスの体育コースの設置を決定したからである。前者は平成3年度の2年生から、後者は平成2年度の新入生からこの制

度を適用することになっている。このような教育課程の改正の試みは、姉妹校たる日本体育大学への進学希望者が当該高等学校において潜在化していたことを意味するものであるが、学校法人日本体育会の設立の目的を同時に反映するものと見なすことも可能である。